

令和5年第1回せたな町議会定例会 第3号

令和5年3月16日(木曜日)

○議事日程(第1号)

- 1 諸般の報告
- 2 行政報告
- 3 予算審査特別委員会報告
- 4 議案第25号 指定管理者の指定について(温泉ホテルきたひやま)
- 5 議案第26号 指定管理者の指定について(せたな町営牧場)
- 6 議案第33号 指定管理者の指定について(せたな町貝取澗公営温泉浴場)
- 7 議案第34号 建物の無償貸付について(旧国民宿舎あわび山荘宿舎棟)
- 8 議案第1号 令和5年度せたな町一般会計予算
- 9 議案第2号 令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 10 議案第3号 令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 11 議案第4号 令和5年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 12 議案第5号 令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 13 議案第6号 令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 14 議案第7号 令和5年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 15 議案第8号 令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 16 議案第9号 令和5年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 17 議案第10号 令和5年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 18 議案第11号 令和5年度せたな町病院事業会計予算
- 19 議案第41号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 20 発委第2号 せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 21 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 吉田 実君 | 2番 梶田 道廣君 |
| 3番 本多 浩君 | 4番 橋本 一夫君 |
| 5番 熊野 主税君 | 6番 道高 勉君 |
| 7番 大湯 圓郷君 | 8番 横山 一康君 |
| 9番 石原 広務君 | 10番 平澤 等君 |
| 11番 菅原 義幸君 | 12番 真柄 克紀君 |

○欠席議員(0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小坂橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	神田昌君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	濱登幸恵君
町民児童課長	高橋純君
認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	樋口靖君
農務課長	河原泰平君
水産林務課長	杉村輝明君
建設水道課長	平田大輔君
会計管理者	杉村彰君
国保病院事務局長	西村晋悟君
総務課長補佐	小林和仁君
まちづくり推進課長補佐	阪井世紀君
財政課長補佐	井村裕行君
税務課長補佐	奥村大樹君
町民児童課長補佐	上野朋広君
保健福祉課長補佐	浜高正明君
地域包括支援センター所長	長内京君
農務課長補佐	吉田有哉君
水産林務課長補佐	藤井卓也君
水産種育苗成センター副所長	栄田武志君
建設水道課長補佐	金澤喜嗣君
建設水道課長補佐	鈴木涼平君

国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	斉	藤	哲	章	君
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	黒	澤	美知	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	水	野	万寿	夫	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	油	谷	好	彦	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
建設水道課主幹	大	野	秀	幸	君
国保病院事務局主幹	三	浦	三津	枝	君
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	伏	見	尚	志	君
防災係長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君
財政係長	稲	船	洋	志	君
課税係長	竹	内	佑	輔	君
環境衛生係長	原	田		宰	君
児童福祉係長	林		亮	輔	君
社会福祉係長	河	野	葉	子	君
障がい福祉係長	平	田	慎太郎		君
保健推進係長	安	藤	麗	香	君
包括支援係長	大久保	麻	麻	未	君
地域支援係長	大金	澤	早	苗	君
地域支援係長	田	畑	貴	子	君
農政係長	栗	城	惇	史	君
業務係長	北	山	典	孝	君
業務係長	池	田	裕	之	君
庶務係長	大	庭		啓	君

《瀬棚支所》

支 所 長 増 田 和 彦 君
養護老人ホーム三杉荘所長 西 田 良 子 君
福 祉 係 長 稲 船 奈 穂 子 君

《大成支所》

支 所 長 中 川 讓 君
次 長 佐々木 正 人 君
主 幹 藤 谷 希 君
事 務 係 長 村 井 貴 大 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 古 畑 英 規 君
次 長 山 本 亨 君
主 幹 長 内 解 人 君
主 幹 尾 野 真 也 君
学 校 給 食 係 長 山 崎 英 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 優 君
係 長 小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君
書 記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 大 辻 省 吾 君

再開 午後2時30分

◎開議宣告

- 議長（真柄克紀君） 皆様、引き続きご苦労さまでございます。
ただ今の出席議員は12名で定足数に達してしますので、定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 諸般の報告

- 議長（真柄克紀君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 行政報告

- 議長（真柄克紀君） 日程第2、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許したいと思います。
町長。
- 町長（高橋貞光君） それでは3点の行政報告をさせていただきます。
まず令和5年度の診療体制についてでございます。国保病院につきましては、令和5年度同様、常勤医4人と出張医の応援により一般外来及び専門外来等で診療にあたってまいります。発熱外来については、新型コロナウイルス感染症が下火傾向ではありますが、当面の間、継続してまいります。両診療所については、昨年4月から国保病院の常勤医を派遣して診療にあたりましたが、1年間の実績を踏まえ常勤医の意見もいただき、大成診療所については、令和5年度同様、火、水、金曜日の午前、午後で一般外来、発熱外来、訪問診療及び大成長生園の回診を行ってまいります。瀬棚診療所については火曜日午前を休診とし、月曜日午前、水曜日午前、午後、木曜日午前の一般外来及び月2回、火曜日午後に三杉荘の回診を行ってまいります。なお大島幸恵先生が体調不良のため3月17日から5月19日まで休務となることから、その間の月曜日午前と水曜日午後は、大島昌輝院長、佐藤先生、森前院長の3人で代診することとなりますが、木曜日午前につきましては常勤医の勤務体制が整わないため休診とさせていただきます。
以上、本年4月からの診療体制について、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解ご協力を賜りたいと思います。
次に洋上風力発電施設風海鳥2号機の故障停止についてでございます。
本年2月21日火曜日午前3時58分に風海鳥2号機が故障により緊急停止しております。緊急停止後、天候状況などにより2号機へ行けない状態が続いておりましたが、3月5日日曜日に現地に行き状況を確認したところ、ギアボックスの破損によりオイル漏れを確認しております。3月7日火曜日になりますが、ギアボックスの詳細調査により亀裂の確認、ブレードが回転しないようローターの固定とオイル清掃を実施しております。3月8日水曜日も引き続きオイル清掃を実施し、外へのオイル漏れを防ぐためのコーキングを行い一定の処理を完了しております。
また状況確認後に北海道経済産業局へ一報を入れております。なおオイル漏れによる海への流

失は無かったと確認しております。

2号機の今後につきましては、メーカーであるヴェスタス社と検討を進めることとしますが、判断には期間を要するものと考えております。

3点目、子ども・子育て支援室の設置について、現在、国では令和5年4月から子ども家庭庁が設立され、子育て分野の組織の一元化を推進する取り組みが進められております。本町においても国の取組に対応するため、令和5年4月1日から町民児童課児童福祉係を子ども・子育て支援室といたすことといたしましたのでご報告いたします。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第3 予算審査特別委員会報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、予算審査特別委員会に付託した議案第1号から第11号までと議案第37号から第40号までの予算審査特別委員会における審査につきまして、特別委員会委員長の報告を求めます。

熊野委員長。

○5番（熊野主税君） ただいまの件につきまして本議会定例会中3月2日、当予算審査特別委員会に付託された令和5年度各会計予算議案第1号から議案第11号までと予算関連一般議案議案第37号から議案第40号までの計15議案について予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当特別委員会は3月14日から16日にわたり委員会を再開し、各会計歳入歳出予算書及び付属書類について説明を受け質疑を行い、慎重かつ精力的に審査した経過において議案第1号令和5年度せたな町一般会計予算については、社会福祉協議会運営事業補助金の一部を減額修正し、修正を除く部分については原案可決と決定したものです。ほか議案14件については原案可決と決定いたしました。

議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く11名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので全15議案とも質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言しせたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） ただいまの予算審査特別委員会委員長報告は、議案第1号は社会福祉協議会補助金全の一部を減額修正し、修正を除く部分については原案可決としたものです。そのほか14議案は原案可決と決したとするものです。また特別委員会は議長を除く11名で構成されており、審査は十分に尽くされているので質疑を省略し、討論、採決に入りたいとの進言がありましたので、委員長進言のとおり進めてまいります。

◎日程第4 議案第37号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、議案第37号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第38号

○議長(真柄克紀君) 日程第5、議案第38号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第39号

○議長(真柄克紀君) 日程第6、議案第39号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第40号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第40号建物の無償貸付けについてを議題といたします。
本案に対する委員会報告は原案可決であります。
これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
採決いたします。
お諮りいたします。
本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第1号令和5年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は、社会福祉協議会運営補助金の一部を減額修正し、除く部分については原案可決でございます。

これより討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 減額修正案に賛成討論を行います。令和5年度一般会計予算案には反対であります。減額修正案には賛成することを表明いたします。その理由を申し上げます。①違反採用、不適切勤務、文書偽造、不適切出張など明確な不適切行為について社協会長は不適切な部分はないとして全面否定していること。②調査が終了していないのに、議会からのご指摘の問題は全て改善したとして事実と反する態度をとっていること。③社協運営事業補助金の調査は、参考人質疑に応じないためいまだ終了していない。④町民向けに機構改革を行い人件費等の大幅な削減と事業の見直しをアピールしておきながら、実際は1名増の378万5,000円の補助金を増額要求していること。⑤依然として人件費の補助率が100%であること。以上の点から378万5,000円の減額修正には明確な根拠があり賛成いたします。なお社会福祉士の確保については、人件費削減の観点から増員せずに、事務局長もしくは事務局次長に資格取得者を採用し現定数を維持すべきであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ございますか。

石原議員。

○9番（石原広務君） 私は令和5年度せたな町一般会計予算に反対の討論をさせていただきます。社会福祉協議会に対する運営補助金が令和4年度に続き、令和5年度においても減額修正さ

れました。昨年、社会福祉協議会運営補助金の使途について調査するため、議会特別委員会が設置されたことで、役場内部、OB、そして一部町民からの声、ようやくメスが入ることになりましたね。膿を出し切ってください。社協は次長以上が変わらないと何も変わらない。あの言動、行動はあり得ない。社協を支えているのは次長以上を除いた臨職を含む他の職員のおかげだ。その人たちのためにも徹底的に改革すべきだなどの声が寄せられました。議会特別委員会は、委員会の調査は継続のままです。

せたな雅荘について触れます。雅荘再開5カ年計画をもって1億2,500万もの運営補助金をつぎ込む計画になっていますが、6年目以降の雅荘の継続運営は全く不透明なので入所者やその家族、働いている方々のためにも雄心会と協議する姿勢がないばかりか、他の介護施設に対しての公平な対応をする考えを町長は示していません。

職員の退職問題に触れます。中途退職者の数は異常です。退職理由は様々な事情があるのは理解できますが、その中には、町長の対応に対し最後まで自分の都合よく嘘をつき、誤魔化している。本当に我慢できない、訴えてやりたいなどの怒りの言葉を残し退職された方もいます。集大成、そして寄り添うとした5期目、議会軽視どころか議会での答弁までも嘘をつく町長の姿勢は、限界を超越していて不信任に値します。その状況下で新年度予算には到底賛成できるものではないことを強く申し添え、令和5年度せたな町一般会計予算に反対することを討論いたします。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ございますか。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 賛成討論いたします。

私は一部修正された令和5年度一般会計予算に対し賛成の立場で討論いたします。

前年対比約2.0%、金額で1億6,520万3,000円増の総額86億7,163万8,000円は、優良な起債活用や目的基金からの繰入での財源確保は理解いたします。ロシアのウクライナ侵攻による深刻な国際情勢により飼料、資材等の高騰の中、さらたに新型コロナウイルスの感染状況も予断を許さない現実において、新規事業として行政情報発信用アプリ構築事業、新函館農協支援事業、瀬棚港東荷さばき地舗装改良事業、ウニ資源増殖事業、防災マップ作成事業など38事業のほかに、継続事業として住宅リフォーム事業や町有施設解体事業及び町道橋長寿命化修繕事業など町及び町民のニーズに即応していると評価いたします。予算執行にあたっては、議会との連携を密にし、町民の負託に応えると共に理事者、職員一丸となって事業遂行下することを強く要望して賛成討論いたします。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで討論を終わります。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ただいまの石原議員の反対討論の扱い方をきちんと整理しておく必要があるかと思えます。理由を申し上げます。議長がお諮りしたのは修正案に対する賛成反対の

討論であります、そこから外れているように思います。整理をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時53分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより石原議員の討論の趣旨について発言を求めたいと思います。

石原議員。

○9番（石原広務君） 先日は修正案には賛成と申し入れました。ただ一晩じっくり考えて修正しようが社協の体制が変わらない限り、そこは反対討論の理由の一つにも入れさせていただいて、原案、要は令和5年度一般会計原案にも反対いたします。全て含めて。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長がお諮りしてるのは修正案に対する賛成反対ですから、そこをきちんと限定して議事整理すべきでないですかって言ってるんです。それと原案に対する賛成反対については、またお諮りする対象案件が別ですから、そこをきちんと整理していただかないとならないと思います。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時57分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第8、議案第1号令和5年度せたな町一般会計予算を議題といたしますから始まる本案に関する委員会報告については原案可決であります。これについて菅原議員から賛成討論がございました。それで社会福祉協議会運営補助金の一部を減額修正し除く部分についての原案に反対の方の討論があればそれを認めます。

○9番（石原広務君） だからそういう裁きだったから反対したってことです。

○議会事務局長議長（丹羽小百合君） そこで石原議員はそれに対しての反対ということですよね。

○9番（石原広務君） 今の原案って言ったから、

○議会事務局長議長（丹羽小百合君） 一部減額修正して除く部分は原案可決っていう、そこに反対ってことですよね。

○11番（菅原義幸君） 休憩中ですか。

○議長（真柄克紀君） いや会議を開いております。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長の口述書に基づいて噛み合った反対討論は、何が反対討論として生きるのかということです。それは修正案に対する賛成討論、反対討論を取ったんじゃないですかって言っているんです。

○議長（真柄克紀君） そうです。

○11番（菅原義幸君） しかし実際には原案に対する反対討論になっているわけだから、そこを整理しておきませんかといかがなものですかと申し上げているんです。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時03分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

それでは、ほかになければこれで委員会報告の原案に対する討論を終わります。

それではこれより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、本案は減額修正し除く部分について原案可決と決定いたしました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第2号令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第3号令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計予

算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第4号

○議長(真柄克紀君) 日程第11、議案第4号令和5年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決でございます。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第5号

○議長(真柄克紀君) 日程第12、議案第5号令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第6号

- 議長(真柄克紀君) 日程第13、議案第6号令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。
本案に対する委員会報告は原案可決です。
これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長(真柄克紀君) 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第7号

- 議長(真柄克紀君) 日程第14、議案第7号令和5年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。
本案に対する委員会報告は原案可決であります。
討論を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長(真柄克紀君) 討論を終わります。
採決いたします。
お諮りいたします。
本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第8号

- 議長(真柄克紀君) 日程第15、議案第8号令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。
本案に対する委員会報告は原案可決です。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第9号

○議長(真柄克紀君) 日程第16、議案第9号令和5年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決です。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第10号

○議長(真柄克紀君) 日程第17、議案第10号令和5年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決です。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第11号令和5年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決です。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第41号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、議案第41号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その4でございます。本案につきましては、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、配食サービス利用料等入金処理に係る公金の不適切な会計処理について、議会並びに町民の皆様にお詫びを申し上げたところでございます。重ねてお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上のことから町理事者としての責任の所在を明らかにするために、町長並びに副町長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

2ページでございます。条例改正の内容でございますが、附則に次の1項を加え、給料の減額第19項といたしまして、同条例第3条第1項に定める給料月額より、令和5年4月に支給する給料に限り、町長並びに副町長の給料月額を100分の10減じた額を支給するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 提案理由で内容がわかることから内容説明を省略して質疑を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） まず元保健福祉課主幹の行為を単なる不適正行為であるとするのか。

それとも横領行為であるとするのか、その判断を伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 町長から処分の報告があったと思いますが、不適正な会計処理というところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 横領行為ではないという判断ですね。

それでは2点目お尋ねいたします。当初、自らの処分を否定しておりました。再発防止に全力を尽くすことが自分の責任だと、がんとして譲りませんでした。いつこの態度が変わったのか、変わった理由を含めて町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長2回だぶるから2人で同じ考えだと思いますので、町長。

○町長（高橋貞光君） ただいまの日にちはっきりしませんが、全員協議会の中で自分に責任を課してまいりたいという話はさせていただきましたので、それはそのとおり今回提案させていただいたということでございます。私の責任であります。管理監督責任ここにも申し上げたとおり、そういった責任は大変重く感じているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そういうことを聞いてるんじゃないですよ。これ2回目の質疑ですからね。態度を変えた理由は何ですかかって聞いてるんです。

○議長（真柄克紀君） それはやっぱり町長が考えて決定したんだから町長が教えてください。調べるとかそういう問題じゃないと思います。いつの段階でそういう考えに変わったら変わったという形で説明してくればいいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） もちろんこの事案を受けて、しっかり町政運営について責任を持って取り組むということはもちろんのことですが、この事案の発生、こうした事案が発生したということについて、改めて管理監督責任を感じたということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3回目の質問じゃないです。私は全員協議会で管理監督責任をとるよう求めたときに、それを否定なさったんですよ。それで再発防止こそ私の責任だと言って、管理監督責任を取ることを拒否していたんです。それはいつ変わったのかと。日にちはいいですけども、それは100歩譲ります、日にちは譲りますが、再発防止だけでいいと考えていたのに減俸処分に至ったその考え方の内容、判断はどういうところにあるんですかって聞いてるんです。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 当初の判断、要するに再発防止をしっかりとやるという判断をいたしました。それに加えて、その後そういった職員の処分の問題もありましたし、いろいろ大所高所から考えまして、管理監督責任を自分に課するという判断に至りました。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3回目の質疑をいたします。最初から責任は取るべきなんです。大義名分がないじゃありませんか。変更した理由について何の説明にもなってないんです。はっきり申し上げますが、最初は責任を感じていなかったし、提起されても自分自身を処分するというところについては否定し、それから逃れるという態度であったと私は見ております。議会の追及と世論の高まりの中で処分に追い込まれてやむを得ず今日の提起になったということだと私は理解をいたします。そこで問題は100分の1、1カ月ということについてでありますけれども、これは軽すぎます。その理由は明らかな横領でありますから、この程度で済む問題ではないと考えます。私は修正動議を提出いたしたいと思っておりますので、その提出の動議、議長に提出しておりますので皆さんへの配付をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） それでは暫時休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時19分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解きまして会議を再開したいと思います。

本案につきまして菅原議員より、お手元に配付したとおり条例修正の動議が提出されております。したがってこれを本案と併せて議題といたします。

まず中断しておりました原案、町側提出の原案についての質疑を再開します。質疑があれば許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

次に本修正案の提出者、菅原議員の説明を求めます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議案第41号せたな町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案の提案趣旨説明を行います。議案第41号の提案の原因となる元保健福祉課主幹の行為は、単なる不適正行為ではなく明らかな横領であります。したがって町長及び副町長の減給も100分の10、1カ月は軽すぎますので、原案の令和5年4月の次に5月及び6月を加え、100分の10を100分の30に改めるよう修正するものであります。

以上で提案趣旨説明を終わります。

（「よし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。本修正案への質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず町側提出原案に賛成の方の討論を許します。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） ただいま議長から提出されました議案第41号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例、先ほど説明ございましたけども、この内容については、私は諸般の状況から判断し妥当な範囲と認識してございます。よって原案に対し賛成いたします。

○議長（真柄克紀君） お待ちください。平澤議員に申し上げますが、私は提出してございません。この議案は町側の提出でございますので、修正発言を求めます。

○10番（平澤 等君） 大変申し訳ございませんでした。町側から示された原案に対してございます大変申し訳ございません。

○議長（真柄克紀君） 次に原案及び修正案に反対の方の討論を許します。

石原議員。

○9番（石原広務君） 私は町側の原案に対して反対いたします。先ほど平澤議員がおっしゃった状況下、今世間の声は全く許せるという声はない状況下です。それだけをもってこの軽い町側の提案には賛成しかねます。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） ほかに原案に賛成の方、討論があれば許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 次に修正案に賛成の方があれば討論を許します。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時39分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

先ほどの石原議員の討論は修正案の賛成討論とみなしたいと思えます。

ほかに討論ございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） それでは討論を終わります。

まず本案に対する菅原議員から提出された修正案について起立により採決いたします。本修正案に賛成の方はご起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立少数です。

したがって修正案は否決されました。

次に原案について起立により採決いたします。原案に賛成の方のご起立を願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

したがって議案第41号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、

原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発委第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第20、発委第2号せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案についての趣旨説明を求めます。

大湯議会運営委員会委員長。

○7番（大湯圓郷君） ただいま上程されました発委第2号せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

せたな町行政組織条例の一部改正により議会委員会条例において、産業教育常任委員会所管課について整理するものです。

以上、地方自治法第109条第6項及び第7項の規定により提案いたしますので議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

（「よし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。

質疑を省略し、討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、発議第1号を議題といたします。

三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付したとおり議会閉会中における所管事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

閉会にあたって皆様に一言お礼を申し上げます。

議員各位、職員、また町民の皆様方のご理解のもと無事に第1回定例会を終了することができました。心より感謝申し上げます。また4年間最後の定例会でございました。私の大変未熟な議会運営にもかかわらず、ご協力いただき数々の審議を賜りましたこと重ねて厚くお礼申し上げます。

4月から新年度が始まります。皆様におかれましては、健康に十分に注意され、それぞれの立場でご活躍されますことを重ねてご祈念申し上げましてお礼の言葉とさせていただきます。

どうもご苦労さまでした。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で令和5年第1回せたな町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年4月24日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 熊 野 主 税

署名議員 道 高 勉

令和5年第1回せたな町議会定例会 第1号

令和5年3月2日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 町職員の懲戒処分に関する調査特別委員会報告
- 6 町職員の懲戒処分に関する調査特別委員会少数意見報告
- 7 議案第1号から議案第11号及び議案第37号から議案第40号を一括上程
〔令和5年度町政執行方針〕
〔令和5年度教育行政執行方針〕
〔令和5年度各会計予算案に関する提案説明〕
〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 8 議案第12号 令和4年度せたな町一般会計補正予算（第12号）
- 追加1 社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会中間報告
- 追加2 社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会少数意見報告
- 9 議案第13号 令和4年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第14号 令和4年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第15号 令和4年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第16号 令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第17号 令和4年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 14 議案第18号 令和4年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第4号）
- 15 議案第19号 令和4年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第20号 令和4年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第21号 令和4年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第22号 令和4年度せたな町病院事業会計補正予算（第4号）
- 19 議案第23号 せたな町個人情報保護に関する法律施行条例について
- 20 議案第24号 せたな町個人情報保護審査会条例について
- 21 議案第25号 せたな町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 22 議案第26号 せたな町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 23 議案第27号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 24 議案第28号 せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 25 議案第29号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 26 議案第30号 せたな町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 27 議案第31号 せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 28 議案第32号 せたな町高齢者グループホーム条例等の一部を改正する条例について
- 29 議案第33号 せたな町北檜山区生活改善センター条例の一部を改正する条例について
- 30 議案第34号 せたな町港湾施設条例の一部を改正する条例について
- 31 議案第35号 せたな町町民センター条例の一部を改正する条例について
- 32 議案第36号 せたな町太田地区防災センター条例を廃止する条例について
- 33 発委第 1号 せたな町議会の個人情報の保護に関する条例について

○出席議員（12名）

1番 吉田 実 君	2番 梶田 道廣 君
3番 本多 浩 君	4番 橋本 一夫 君
5番 熊野 主税 君	6番 道高 勉 君
7番 大湯 圓郷 君	8番 横山 一康 君
9番 石原 広務 君	10番 平澤 等 君
11番 菅原 義幸 君	12番 真柄 克紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高橋 貞光 君
教育委員会教育長	小坂 橋 司 君
農業委員会会長	原田 喜博 君
選挙管理委員会委員長	大坪 観誠 君
代表監査委員	残間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	神田 昌 君
財 政 課 長	佐藤 英美 君
税 務 課 長	濱 登幸 恵 君

町民児童課長	高橋	純君
認定こども園長	伊藤	悦子君
保健福祉課長	樋口	靖君
農務課長	河原	泰平君
水産林務課長	杉村	輝明君
建設水道課長	平田	大輔君
会計管理者	杉村	彰君
国保病院事務局長	西村	晋悟君
総務課長補佐	小林	和仁君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世紀君
財政課長補佐	井村	裕行君
税務課長補佐	奥村	大樹君
町民児童課長補佐	上野	朋広君
保健福祉課長補佐	浜高	正明君
地域包括支援センター所長	長内	京君
農務課長補佐	吉田	有哉君
水産林務課長補佐	藤井	卓也君
水産種苗育成センター副所長	栄田	武志君
建設水道課長補佐	金澤	喜嗣君
建設水道課長補佐	鈴木	涼平君
国保病院事務局次長	手塚	清人君
総務課主幹	中山	康春君
まちづくり推進課主幹	伊藤	藤哲史君
まちづくり推進課主幹	斉藤	哲章君
税務課主幹	小林	朱央君
町民児童課主幹	黒澤	美知子君
保健福祉課主幹	古守	亜珠君
保健福祉課主幹	水野	万寿夫君
保健福祉課主幹	垣本	利子君
地域包括支援センター主幹	今川	勇吾君
農務課主幹	斉藤	真君
水産林務課主幹	油谷	好彦君
建設水道課主幹	川上	佳隆君
建設水道課主幹	桑田	一良君
建設水道課主幹	大野	秀幸君
国保病院事務局主幹	三浦	三津枝君

国保病院事務局主幹	近藤	智博	君
職員厚生係長	尾野	裕也	君
地域生活係長	伏見	尚志	君
防災係長	岡島	譲二	君
情報管理係長	又村	智	君
財政係長	稲船	洋志	君
課税係長	竹内	佑輔	君
環境衛生係長	原田	宰	君
児童福祉係長	林	亮輔	君
社会福祉係長	河野	葉子	君
障がい福祉係長	平田	慎太郎	君
保健推進係長	安藤	麗香	君
包括支援係長	大久保	麻未	君
地域支援係長	金澤	早苗	君
地域支援係長	田畑	貴子	君
農政係長	栗城	惇史	君
業務係長	北山	典孝	君
業務係長	池田	裕之	君
庶務係長	大庭	啓	君

《瀬棚支所》

支所長	増田	和彦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子	君
福祉係長	稲船	奈穂子	君

《大成支所》

支所長	中川	譲	君
次長	佐々木	正人	君
主幹	藤谷	希	君
事務係長	村井	貴大	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規	君
次長	山本	亨	君
主幹	長内	解人	君
主幹	尾野	真也	君
学校給食係長	山崎	英人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 丹 羽 優 君
係 長 小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 原 進 君
書記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 丹 羽 小百合 君
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 丹 羽 小百合 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 大 辻 省 吾 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、令和5年第1回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、熊野主税議員、6番、道高勉議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から3月17日までの16日間といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3月17日までの16日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 議長のお許しをいただきましたので行政報告を4点申し上げます。

せたな町名誉町民、中村隆俊氏のご逝去についてでございます。

せたな町名誉町民であります中村隆俊氏におかれましては、令和4年12月9日に、ご逝去さ

れました。ご逝去の知らせについては、令和4年12月15日、午後5時30分に電話連絡を受け、翌日の16日に、町長、総務課長随行で埼玉県戸田市の戸田中央メディカルケアグループ本部へ弔問に伺ったところでございます。

せたな町名誉町民条例では、名誉町民が死亡したときには特典及び待遇といたしまして、町葬を行うことができることに加え、弔詞及び弔花を送ることが定められております。葬儀におかれましては近親者により葬儀を終えられ、改めて本年3月21日に東京都でお別れの会が開催され、町長、議長に出席案内がありましたことから、お別れの会に町長、議長で出席をいたします。また町の対応といたしましては、弔詞に変わる感謝状の贈呈と弔花、弔慰金を贈ることとし、町民の皆様には町広報を通じて周知いたします。せたな町名誉町民、中村隆俊氏のご逝去については、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

続いて、故畑八郎氏のご意向による1億円のご寄附についてでございます。

令和5年1月17日、せたな町役場において、故畑八郎氏のご遺族から1億円のご寄附がありました。故人は、和工生コンクリート株式会社代表取締役など数多の役職に就かれ、北檜山区北檜山に居住され令和4年10月24日に95歳でご逝去されました。

ご遺族の申し出によりますと、故人は生前からせたな町の安全、安心な医療体制の確保など町の支援に役立てて欲しいとの意向が示されていたとのことです。故人の思いを大切にされた政策について検討してまいります。

畑八郎氏のご逝去については、心よりご冥福をお祈りいたします。

次の3番、工事発注状況について、それから4番の町長、副町長の動向についてはお手元に配付したとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 町職員の懲戒処分に関する調査特別委員会報告

○議長（真柄克紀君） 日程第5、町職員の懲戒処分に関する調査特別委員会報告を議題とします。

委員長の報告を求めます。

熊野委員長。

○5番（熊野主税君） せたな町議会町職員の懲戒処分に関する調査特別委員会調査報告をいたします。

本件は、せたな町議会全員協議会での6回にもわたる協議ののち、令和5年2月20日開催の第2回せたな町議会臨時会において議長を除く11名で構成する当特別委員会を設置したもので、委員会開会状況、調査経過などについては報告書記載のとおりであります。

調査結果といたしまして、このたびの町の処分の内容は、議会や町民の感覚とは大きな乖離があり、懲戒処分審査委員会での調査審査については慎重さに欠け、その判断については一般の感覚からかけ離れた公務員としての甘さがあり、本件により町にはさらに厳しい監視と批判が寄せ

られおり、町行政に対する町民の不信感を増大させ行政運営にも支障が生じることとなる。

今後は公務員倫理、服務規律に徹底し再発防止に取り組むなど、理事者自ら先頭に立って綱紀粛正を図るとともに、更なる法令遵守の取り組みを望むものである。町職員には、高い職業倫理が求められるだけでなく、町民の期待や信頼に応える行動規範を持つべきである。今回の不適正な公金処理を契機に、再発防止に向け全職員一丸となり時宜にかなった検証と改善を重ね、組織的チェック機能が働くことを求める。理事者、職員は町民の期待に応え、町民の視点に立ち、公共の利益の増進を目指すという原点に立ち、町民の信頼回復に努められることを強く望むものである。

また本調査の結果報告については、菅原義幸委員より少数意見の留保がありましたので合わせて報告いたします。

以上、調査結果の報告といたします。

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして委員会報告を終わります。

◎日程第6 町職員の懲戒処分に関する調査特別委員会少数意見報告

○議長（真柄克紀君） 日程第6、町職員の懲戒処分に関する調査特別委員会少数意見報告を議題とします。本件については、菅原議員より会議規則第75条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 少数意見の報告を申し上げます。令和5年2月20日開催の第1回町職員の懲戒処分に関する調査特別委員会において、保留した少数意見を次のとおり会議規則第75条第2項の規定により報告します。

1、付議事件名、町職員の懲戒処分について、2、意見の趣旨、昨年9月8日に発覚した前保健福祉課主幹の不正行為は、公金を役場から持ち出して手をつけ、発覚後には虚偽説明や隠蔽工作まで重ねた悪質な横領行為であり、単なる不適正行為にすぎないという町長の判断は明らかに間違っています。この点を曖昧にした委員会報告には賛成できません。

1、前主幹は、社会福祉法人雄心会の担当者から受け取った令和3年度3月分から令和4年度7月分までの5カ月分の配食サービス利用料と生活支援ハウス使用料合計160万4,930円を、出納室に納めることなく役場から全額持ち出しました。

2、町長は一貫して、公金を家に持ち帰った事実はあるが、自己のお金と区別して保管していたので横領にはならないと主張していますが、会計管理者の証言により、発覚後、前主幹が出納室に持参した現金は小銭1袋と札束2袋であり、保管せずに手を着けていた事実が判明していません。

3、未納が発覚した翌日の9月9日以降、前主幹は違う科目に入金してしまったかもしれないとする虚偽説明を繰り返し、9月22日過ぎには財務会計システムの不正操作まで行いました。持ち出しを認めた9月28日までの20日間に及ぶ一連の行為は、横領の隠蔽工作に他なりません。

ん。

4、町長は、本人が全否定しているのに横領ではないとしています。昭和26年5月の最高裁判決は、使途を定められて寄託された金銭については特別の事情のない限り、受託者は刑法第252条のいわゆる他人ノ物を占有するものと解すべきであって、受託者がその金銭について委託の本旨と違った処分をしたときは横領罪を構成するとしており、前主幹が出納室に納めるべき公金を納めなかったことが横領罪を構成する事を示しています。

5、町長は、事実解明に必要な行政情報を個人情報だとして公開せず、町政に対する町民の批判と不信感を増大させました。町長に対し、横領を単なる不適正行為に過ぎないとする誤った見解を撤回した上で、再発防止策と町長の任命責任、監督責任を明確にすることを要求します。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 以上で少数意見報告を終わります。

◎日程第7 議案第1号ないし議案第11号及び議案第37号ないし議案第40号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第1号令和5年度せたな町一般会計予算から議案第11号令和5年度せたな町病院事業会計予算までの11件と、議案第37号指定管理者の指定から議案第40号建物の無償貸付についてまでの4件、合わせて15件を一括議題といたします。

最初に町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは町政執行方針を申し上げます。

令和5年第1回せたな町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げます。

私はこれまで、町民が安心して暮らすことができる、笑顔あふれるまちづくりを目指し、町民サービスの向上に全力を挙げて取り組んでまいりました。この間、多くの課題解決や健全な町政運営を進めてこられましたのも、ひとえに町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力の賜物と心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、世界的なエネルギー、食料価格の高騰や欧米各国の金融引締めなどによる世界的な景気後退が懸念され、わが国を取り巻く環境には厳しさが増しています。国では、こうした状況に対応するため物価高、円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野とする物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策を策定し、万全な経済財政運営を行うとしました。

新型コロナウイルスについては、本年5月8日に現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられることが決まりました。本町においても、家庭、学校、職場、地域、あらゆる場面で日常を取り戻すことができるようウィズコロナの取組を推進してまいります。また、ふるさと応援寄附金制度を活用した更なる財源の確保、2050年までにCO2の実質ゼロを目指すため、再生可能エネルギー推進への取組や地域経済の活性化、1次産業の基盤整備の推進な

どを行い、第2次せたな町まち・ひと・しごと創生総合戦略の下、輝くせたな新時代未来につながる町づくりの実現を目指してまいります。

令和5年度せたな町予算については、町の予算編成方針や地方財政計画などを踏まえ、予算編成にあたったところであります。

はじめに一般会計予算について申し上げます。予算総額は、前年度比2%増の86億7,542万3,000円となっております。

歳出の主な事業は、新規事業が行政情報発信用アプリ構築事業、带状疱疹予防接種業務、新函館農業協同組合合併支援事業、温泉ホテルきたひやま長寿命化改修事業、防災マップ作成事業などであります。

継続事業は、町有施設解体事業、住宅リフォーム等助成事業、衛生センター最終処分地整備事業、草地畜産基盤整備事業、町道橋長寿命化修繕事業などとなっております。

歳入では、全体の54.9%を占める地方交付税は、普通交付税が前年度比0.8%増の43億491万円を、特別交付税は前年度比2.1%減の4億6,000万円をそれぞれ計上いたしました。

地方債は、適債事業19件と臨時財政対策債の合わせて20件で、前年度比10.4%減の6億3,690万円を計上いたしました。

次に特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計など9特別会計の総額は、前年度比2.7%増の34億9,564万5,000円となったところであります。

病院事業会計は、収益的支出が11億6,171万2,000円、資本的支出は4,633万3,000円を計上いたしました。

以下、主な施策について申し上げます。

第1に、いつまでも健康に暮らせるまちの推進に努めます。

母子保健施策については、健診や相談、指導などの事業で母子に寄り添い、出産・子育て応援給付金給付事業の経済的支援と一体的に実施することで、より安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう努めてまいります。

各種がん検診及び特定健康診査については、多くの方に受診していただけるよう努め、健康相談や健康教育などを通じて、健康に関する正しい知識の普及と個々の生活習慣に合った保健指導を実践してまいります。また新たに65歳以上の方への带状疱疹予防接種の費用助成を開始し、個人、一人一人の疾病予防や健康の保持増進が図れるよう努めてまいります。

福祉施策については、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進、安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。認知症施策については、認知症高齢者などに優しい地域づくりを目指し、認知症サポーターによる自主的な活動を一歩前進させ、認知症の人や家族に対する支援体制の構築に努めてまいります。

介護施策については、介護人材確保、育成支援事業及び介護従事者確保、定住対策事業におい

て質の高い介護サービスの安定的な供給が図られるよう努めてまいります。

障がい福祉施策については、第4次障がい者計画・第6期障がい福祉計画に基づき、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供してまいります。また障がい者を雇用する町内事業者への支援と、障がい者の就労と社会的自立の促進に努めてまいります。

子育て支援については、第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長のための事業展開を図ってまいります。

小学校就学前児童の教育及び乳幼児保育への支援として、引き続き認定こども園や保育所の健全な運営を行うとともに、子育て支援センターによる育児相談や子育て情報の提供、保護者同士の交流を図りながら子育て家庭への支援に努めてまいります。また留守家庭の放課後児童への支援として学童保育所を継続して運営してまいります。

次に病院事業について申し上げます。

地域医療を支える自治体病院は、都市部から地方に至る様々な地域において、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命としております。しかし、都市部以外の自治体病院では、医師が都市部に偏在することで生じる医師不足や、看護師など医療従事者の確保に苦慮している現状にあります。本町においても国保病院、瀬棚、大成両診療所、瀬棚歯科診療所の医療スタッフの確保は常態化した課題ではありますが、病院長、診療所長をはじめ、常勤医師や医療従事者が連携して診療にあたり、更には出張医の応援による専門外来診療を行なうなど、引き続き持続可能な地域医療提供体制の確保に努めてまいります。

コロナ禍以降、入院病棟や発熱外来での患者対応に加え、抗原検査やワクチン接種など、新型コロナウイルス感染症への対応をしておりましたが、大型連休明けの5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられることから国から示される方針を踏まえ、本格的なウィズコロナを見据えた医療提供体制を構築してまいります。

国保病院の改築については、昨年12月のせたな町医療等対策審議会からの答申を重く受け止めて、新病院の重点機能である初期救急医療をはじめ、医療と介護の連携によって住み慣れたせたな町で安心して生活できるよう医療面で町民を支える地域に密着した病院づくりを推し進めるため、基本設計に向けた事前協議を関係機関と行ってまいります。

公立病院の経営改善に向けて、国が各自治体に策定を求めている公立病院経営強化プランについては、ガイドラインに基づいて令和4年度にせたな町立国保病院経営強化プランの策定作業に取り組んでまいりました。この経営強化プランは令和9年度までの病院運営に関する方向性をまとめたものとなっており、これに基づき経営改善に向けた取組を進めてまいります。

国保病院、診療所及び歯科診療所が一層連携し、職員一人一人が地域住民の生命と健康を守る使命を担っている医療機関の一員であることを自覚し、地域の皆様から信頼され、安心して受診していただけるよう全職員一丸となり、より良い医療サービスの提供に努めてまいります。

第2に地域の魅力を産業の活力にかえるまちの推進に努めます。

長らく続く新型コロナウイルスに加え、ウクライナ紛争の影響により全国的に資材の高騰が経営を圧迫する中、本町においては国の事業の活用や産業団体との協働による生産体制の整備、産

業後継者の育成、支援などを行い産業基盤の強化に努めてまいります。

はじめに農業施策について申し上げます。

農業の振興については、去る2月1日に北檜山町農業協同組合が新函館農業協同組合と合併し、懸案でありました町内一つの農協体制に移行しました。それに係る営農センターの改修に対し助成を行うことにより、町内生産者に課せられる負担の軽減並びに、一元化した営農指導に伴う強力な生産体制が図られます。また檜山北部広域農業協同組合連合会に対し、本町の振興作物であるブロッコリーの共撰設備である予冷施設の更新に対し支援を行ってまいります。生産者の高齢化や離農に対し力を入れてきた新規就農などの担い手確保対策は、関係機関と就農相談等対策を進めながら、就農初期段階の支援を行い定着を図ってまいります。

農業センターについては、町内農産物の品質、収量の安定と向上に加え、近年の高騰する肥料の節減を図るため、土壌分析診断事業による土づくりの推進やスマート技術を活用しながら潮トマトや野菜類などの高収益作物等の栽培試験を行い技術支援を行ってまいります。

畜産については、近年の情勢により飼料価格の高騰並びに初生牛の販売の低下など、経営の厳しさが大きな課題となっています。このような状況から畜産農家の経営コスト低減につながる町営牧場の更なる利用促進を進めるとともに草地畜産基盤整備事業を継続実施し、自給飼料の確保、増産により厳しい畜産経営の支援を図ってまいります。

次に農業、農村整備事業について申し上げます。

水田用水については、基幹施設である真駒内ダムの適正な管理のため基幹水利施設管理事業を引き続き活用します。また頭首工や水路における水位の遠隔監視システムを、道営事業で更新するため新規に利別地区防災減災事業を活用し、事業採択に向け調査、計画事業を行い、防災並びに長期に渡る安定的な用水供給体制の整備を進めてまいります。更に水田活用支払交付金事業の改変に伴い、水田のブロックローテーションや畑地化転換などがスムーズに行えるよう小規模土地改良事業を新規に実施し生産基盤の整備を図ってまいります。

次に林業施策について申し上げます。

森林環境譲与税を活用し一般民有林施策については、豊かな森づくり推進事業により伐採後の確実な造林に支援するとともに、引き続き除間伐、下刈及び低質材などの運搬経費補助等により、森林所有者の負担軽減を図り、森林の有する多面的機能の維持、増進を図ってまいります。町有林については、主伐期の森林を計画的に伐採及び造林することにより森林資源の循環利用を図ってまいります。また新たに瀬棚港から移出されている原木の保管場所の経費についても支援してまいります。近年、有害鳥獣の個体数増加により、農林産物などの被害が増加傾向にあることから、狩猟免許取得に対する助成や捕獲奨励金の継続支援を図るほか、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、有害鳥獣の捕獲及び人材育成に努め、関係機関と連携を密に、効果的な駆除に努めてまいります。

次に漁業施策について申し上げます。

前浜資源の確保を図るため、新たに取り組むウニ資源増殖事業並びに今年度最終年となる漁家経営安定化に向けたトラウトサーモン海面養殖試験事業については継続実施するほか、檜山沿岸

6町による広域連携事業として取り組むニシンやナマコの種苗放流やサケの資源増大対策事業についても引き続き支援してまいります。

水産種苗育成センターについては、アワビの中間育成やナマコの種苗生産、供給を行うことで、前浜資源の維持と漁業者の経営安定に向けた支援に努めてまいります。

漁港、港湾については、関係機関との連携を図り瀬棚港修築事業はもとより、東荷さばき地のアスファルトの舗装や漁港については水産物供給基盤機能保全事業により、施設の適切な整備と維持管理に努めてまいります。また貴重な漁業資源であるサクラマスや秋サケの増殖を図るためには、河川環境の整備が重要であることから既設砂防ダムなどの堤体の切り下げを関係機関に引き続き要望してまいります。

次に商工観光施策について申し上げます。

商工事業者の経営体質の改善を図るため、商工会に対する運営補助や中小企業経営安定資金融資事業による利子補給を継続実施してまいります。新型コロナウイルスの影響が長期化する中、商工事業者の支援対策として制度資金への利子補給を行い事業継続を下支えしてまいります。また地域おこし協力隊員の活動に支援を行い町内での起業と定住の促進を図ってまいります。

観光振興については、観光協会と引き続き連携を図りながら、せたな3大イベントへの助成を行い各種観光の振興と地域の活性化に努めてまいります。また今金町との2町連携による渡島地域半島振興広域連携促進事業により、2町の農水産物を活用した新たな特産品の開発を行い、ふるさと納税の返礼品などに活用し食を通じた地域の魅力を発信してまいります。

温泉宿泊施設の温泉ホテルきたひやまについては、指定管理者制度によりお客様へのサービス向上やコスト削減を図り、また長寿命化改修事業を実施し、適正な運営と施設管理に努めてまいります。

再生可能エネルギーの推進については、檜山管内洋上風力事業推進協議会を中心に檜山沖の促進区域の指定に向け取り組んでまいります。またせたな町地域エネルギービジョン及び地球温暖化対策実行計画によりゼロカーボンの推進を図り、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指します。また民間事業者による再生可能エネルギーの導入促進については、引き続き協力してまいります。

第3に自然を守り、安全にすごせるまちの推進に努めます。

快適な日常生活を送る上で欠かせない上下水道事業について申し上げます。

水道事業については、松岡地区の水道水の安定供給に向け、井戸新設調査設計業務を実施するほか、これまで同様、各施設の適正な維持管理を図り、安心、安全な水の確保、安定した水の供給、健全経営に努めてまいります。

熱源供給事業については、各施設の適切な維持管理を実施し、安定した温泉の供給を図ってまいります。

下水道事業については、大成浄化センターの改築更新工事を実施するほか、下水処理施設などの適切な維持管理を実施してまいります。

漁業集落排水施設については、昨年度に引き続き太櫓地区の排水処理施設の更新工事を実施し、

安定した汚水処理に努めてまいります。また上下水道事業会計については、国が示した経営改革推進基本方針を踏まえ公営企業会計移行に向けた準備を進めてまいります。

環境衛生については、地域の良好な環境を保つため、ごみの不法投棄防止に努め、資源ごみ回収奨励金事業や小型家電リサイクル事業を引き続き実施するほか、北部桧山衛生センター組合におけるごみの分別の徹底や資源化、減量化による循環型社会の形成に努めてまいります。また公共下水道などが未整備の地域における生活排水対策については、合併浄化槽の普及促進を図るため設置費の補助を継続して実施してまいります。

北部桧山衛生センター組合については、現在の最終処分地施設が埋立開始から14年目を迎え、令和6年度には満量になると推測していることから、新たな最終処分地施設の建設を本年度から令和6年度までの2カ年の継続事業として処分場造成工事及び浸出水処理施設更新工事を実施してまいります。

次に消防、防災体制について申し上げます。

消防については、施設の維持管理を適切に行うとともに、消防職員及び団員の資質の向上を図り、災害などへ迅速な対応ができるよう更なる強化に努めてまいります。

防災については、尊い人命が犠牲となりました北海道南西沖地震発生から今年で30年が経過することから地震津波などの災害を想定した総合防災訓練を実施し、関係機関、団体相互の連絡体制を確立するとともに、町内会、自主防災組織による防災体制の構築を図ってまいります。また危険箇所や避難所などを掲載した防災マップを最新の情報に更新し、各家庭で活用いただけるよう町内全戸へ配付を行い、防災に対する意識の向上を図るとともに、引き続き自主防災組織に対する支援を積極的に行い、自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上に努めてまいります。

次に河川の整備について申し上げます。

一級河川後志利別川の内水被害対策を国に引き続き要請するほか、北海道管理河川の太櫓川、真駒内川、トンケ川の改修工事が引き続き実施の予定であり、これらの事業が早期完成となるよう今後も道に対して強く要請してまいります。このほか過去に内水被害をもたらした河川について早急な対応を関係機関に引き続き強く要請してまいります。また町が管理する準用河川最内川、第1最内川においては、緊急浚渫推進事業債を活用した浚渫工事を実施し、適正な河川の維持に努めてまいります。

次に交通安全、防犯、消費者対策について申し上げます。

交通安全対策については、町民一人一人の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故撲滅に向け関係機関や団体などと連携し、街頭啓発や交通安全教育などの取組をより一層推進してまいります。

防犯対策については、深刻化する高齢者などへの電話による特殊詐欺被害を未然に防止するため、新たに迷惑電話防止機能がついた電話機などの購入に対し補助を行います。また引き続き公共施設に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止力を高めるとともに警察署をはじめ関係機関等と連携し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを推進してまいります。

消費者対策については、年々複雑化する消費者トラブルを未然に防止するため、今後も被害防止の啓発強化や相談窓口の体制確保に努めるとともに、町民が安全で安心な生活を送ることができるよう消費者行政の推進に取り組んでまいります。

町有施設の解体については、周辺環境に配慮し老朽化した旧太田小学校のほか、用途を終えた施設や町営住宅などを解体することとしております。また適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家などの対策として、特定空家の解体に対する助成を引き続き実施してまいります。

第4にだれもが便利さを実感できるまちの推進に努めます。

快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興、高次医療機関への救急車両による搬送などを考慮し、広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。

国道の整備については、地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路渡島半島横断道路及び国道229号の美谷防災などの整備促進、早期完成について関係機関に引き続き要請してまいります。

道道の整備については、北檜山大成線の狭隘箇所改良や越波対策の事業推進をはじめ、緊急時に2次及び3次医療圏への搬送道路となる八雲北檜山線の落石防止対策などが早期に完成するよう関係機関に引き続き要請してまいります。

町道橋の整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、引き続き補修工事を行ってまいります。町道は町民に身近な道路であることから、昨年度に引き続き車両通行の妨げとなる支障木の枝払などを年次計画により実施するほか、舗装の補修や排水整備、除草、除雪など適切な維持管理に努め、また町道花畑線の防雪柵整備については引き続き実施してまいります。

定住の基盤となる快適な住環境の整備については、町営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な改修工事や住宅状況に応じた補修を実施しながら適正な維持管理に努めてまいります。また移住定住人口の確保などを目的とした移住定住促進住宅奨励事業や良質な賃貸住宅の供給を促進するための賃貸住宅整備促進支援事業」を継続して実施するほか、経済対策として住宅リフォーム等助成事業を1年延長し地域経済の活性化を図ってまいります。

地域公共交通については、持続可能な公共交通体系の構築を目指すため、せたな町地域公共交通活性化協議会及び各事業者と連携、協議を進めながら利用者のニーズや課題を探り、効率的かつ利便性を高める公共交通の形成に取り組んでまいります。

第5に学びやスポーツが楽しめるまちの推進に努めます。

子どもたちは、本町の未来をつくる力であり、次世代へ繋げる希望であります。次代を担う本町の子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応しながら豊かな人間性を持ち、たくましく自立した社会人に成長するためには、自然や歴史、文化など、本町が有する豊かな教育資源を活かし学校、家庭、地域、行政が一体となった学力向上、資質能力の育成の総合的推進が必要であります。そのため、教育委員会との連携のもと基礎学力の定着をはじめ、ICT機器を活用した教育や体力向上に向けた取組、更には道徳教育、外国語教育など、子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を

持ち、夢と希望を抱きながら、学ぶ楽しさを感じ、自ら学ぶ意欲が育まれるよう支援してまいります。そして新たに国が進める部活動の地域移行につきましても、地域の実情を考慮し、円滑な移行に向けて支援してまいります。また地域全体が潤いと活力に満ち、豊かな人間性と文化を育むまちづくりを目指し、町民一人一人が自己の充実や心身の健康と潤いのある生活が送れるよう、主体的に学び続けることができる環境づくりを進めてまいります。

第6にみんなの創意工夫が光るまちの推進に努めます。

町民主体によるまちづくりを推進するため、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施し、コミュニティ活動の活性化を図り町内会などの活動を支援してまいります。またデジタル社会の実現に向けた自治体DXの取組については、行政サービスのデジタル化を推進するため、せたな町の公式SNSを開設し住民の利便性の向上と情報発信の強化を図ってまいります。

出会いや結婚を望んでいる町内の独身の方に、新たな出会いと交流の場を提供する出会いの広場を継続して開催し、地元に住み続けたい意欲の高揚と地域の活性化を図ってまいります。また令和元年度に友好都市交流協定を結んだ愛知県豊山町とは、産品交流事業、中学生派遣事業などにより交流を図ってまいります。

以上、令和5年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、せたな町の更なる発展のために、町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） それではただいまより11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（小板橋司君） 令和5年第1回定例会の開催にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

今年度においても、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない中ではありますが、Society 5.0の到来、グローバル化の進展、SDGsを原動力とした地方創生などにより、価値観や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験では答えを見つけ出すことが難しい時代となっております。このような変化の激しい時代にあって、未来に生きる子どもたちが、笑顔で暮らせる持続可能なまちづくりを実現するためには、質の高い教育を提供することが重要であり、子どもも大人も学びをとおして、生涯にわたり自分を輝かせることができる教育環境を一層充実させることが不可欠と考えております。こうした中で、学校教育では新型コロナウイルス感染症対策を講じた学校の新しい生活様式を実践しながら、誰もが安心できる教育活動を継続し、子どもの健やかな成長と豊かな学びを保障していくことが重要となってまいります。また社会教育では健康で心豊かな生活を生涯にわたって送ることができるよう、新型コロナウイルスの感染防止

に配慮しながら、さまざまな学習機会を提供し、その成果や経験が地域に還元され、循環が形成されることにより、町の持続的な発展をけん引する多様な力となることが期待されております。

また新たな動きとして国が令和5年度以降を改革推進期間と定めている休日の部活動の段階的な地域移行については、学校教育と社会教育が連携し、円滑な移行に向けて取り組んでまいります。これらを念頭に、ふるさとの未来を創る、せたなを愛し潤いと活力ある人間性豊かな人を育むために、本町の環境を生かし、地域社会の連携による各種教育施策の推進に取り組んでまいります。

それでは主な方針について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。

各小中学校においては、学習指導要領に示されております生きる力を育むという基本的な考えのもと確かな学力、豊かな心、健やかな体の三要素がバランス良くとれた子どもの健全育成に取り組むとともに、各学校では児童生徒や地域の実態に応じた重点教育目標を掲げ、その達成に向けて努めてまいります。とりわけ知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力の育成、学びに向かう力、人間性の涵養の資質、能力の育成を目指し、子どもたちの学びを主体的、対話的で深い学びへと改善することは学校教育の喫緊の課題となっているところであります。また新型コロナウイルス感染症への対応が続くなか、安全、安心な教育を推進するため引き続き1人1台端末によるオンラインを活用した学習の充実などを図り、いかなる状況においても継続した学びを保障できるよう取り組んでまいります。

1点目は、地域の中の学校としての役割を発揮した信頼される学校経営についてであります。

子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化するなか、複雑化、困難化している教育課題を解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り、互いに信頼関係を保ちながら育てていくことが大切であります。そのため子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が、互いに連携を図るとともにコミュニティ・スクールなどの外部の声を学校運営に積極的に反映し、地域と協働して子どもたちを育む、地域に開かれた学校づくりが推進されるように支援してまいります。また小学校、中学校の連携についても継続して進めてまいります。

2点目は、ふるさとを愛し、生きる力を育む教育課程についてであります。

小中学校においては、学習指導要領に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育課程をバランスよく編成するとともに、ICT教育、学力、体力向上に向けた取り組み、本町が有する豊かな自然、歴史、文化を学ぶふるさと教育や職場体験などを通して自分の生き方や進路について考えるキャリア教育を推進してまいります。また外国語教育の充実に努めるとともに子どもたちが世界や地域社会に目を向け、向き合い関わりあいながら、これからのよりよい社会を創り出す社会に開かれた教育課程の実現を目指してまいります。

3点目は、学習指導についてであります。

確かな学力の向上とこれからの時代に求められる資質、能力の育成については、児童生徒一人一人の確かな学力を向上させ、将来にわたり学びに向かう力を定着させると同時に、これからの

時代に求められる資質、能力の育成を図るためにGIGAスクール構想により各学校に整備した1人1台端末を活用し、子どもたちが学ぶことに興味を持ち、楽しさを感じながら基礎学力を確実に身につけるための学習環境整備に努めてまいります。そのひとつとして全児童・生徒に学習用ソフトのAIドリル導入を実施するなど、学校での学習のみならず家庭学習の充実のための条件整備を図ります。その上で、望ましい生活習慣の定着と授業改善を学力向上の両輪とし、学校、家庭、地域が一体となり取り組みを推進してまいります。各学校においては、プログラミング教材を含むICT機器を活用したプログラミング教育を引き続き実施し、論理的思考力や創造性、問題解決能力の育成に取り組んでまいります。

外国語教育については、児童生徒の英語力のより一層の充実と向上を図るため、外国語指導助手や英語指導助手を全ての小中学校に派遣してまいります。

4点目は総合的な学習の時間についてであります。

総合的な学習の時間においては、身近な自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材を活用した体験活動、外国語指導助手とのふれあいを通じた異文化交流等を推進してまいります。また国内外において2050年までにカーボンニュートラルを目指す動きが高まっていることから、町内にある風力発電施設を積極的に活用した学習の場を提供してまいります。

5点目は、道徳教育についてであります。

北海道版道徳教材きたものがたりを道徳の授業に活用し、当町で開業し地域に貢献した荻野吟子女史の信念を貫いた力強く魅力的な生き方を学ぶとともに、命を大切にす心や思いやりの心など豊かな心を育むための道徳教育の充実を努めてまいります。また考え、議論する道徳に向けて、道徳教育推進教師を中心に学校全体として授業改善と充実を努めるとともに、参観日等での道徳の授業公開をしてまいります。

6点目は生徒指導についてであります。

生徒指導については、管理職のリーダーシップのもと、全教職員による生徒指導体制と組織的な対応を図るとともに保護者や関係機関と連携を密にした取り組みを進めてまいります。

いじめや不登校などへの取り組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し、実態把握に努めるとともに、児童生徒に関わる現状や問題点などを真摯に捉えて、小中学校、保護者や関係機関等と連携のもとに迅速な対応に努めてまいります。新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見につながるような行為は、不適切であり、あってはならないことです。新型コロナウイルス感染症への罹患は誰にでも生じうるものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷は、体調不良等の受診の遅れや検査回避などにもつながり、結果として感染防止策に支障を生じかねないことから各学校においても新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行い、このような差別や偏見が生じないように十分配慮してまいります。またスクールアドバイザーを学校等に派遣するほか適応指導教室や保護者を対象とした交流会の実施など、不登校等の課題を抱える児童生徒や、その保護者に対する心のケア、指導、助言等の支援を引き続き行ってまいります。家庭等におけるインターネット環境も普及していることから、ネットトラブル等について関係機関と

の連携強化に努め、危険性について子どもたちに指導するとともに、教育委員会が示したスマートフォンやゲーム機等の使用に関する基本的なルールを基に家庭でのルールづくりを進めるなど、保護者への啓発に努めてまいります。

7点目は健康、安全教育についてであります。

学校においては、運動の楽しさや喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てる取り組みが進められており、今後も実生活に即した肥満防止、体力増強や食物アレルギー対応に係る適正な管理が図られるよう努めてまいります。

食育については、学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や家庭への啓蒙、連携などを通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、全ての食材をせたな産で賄う給食の日を設定し、積極的に地場産物を利用した給食の提供をするなど、食への感謝の気持ちと地域への愛着を醸成する指導の充実に努めてまいります。

安全教育については、不審者、交通事故などから児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう、警察などと連携を図り、交通安全教室など各種教室を開催し、危機対応能力などを身につける安全指導の充実に努めてまいります。また防災教育として関係機関と連携した一日防災学校を充実させ児童生徒の防災意識の向上を図ってまいります。

8点目は特別支援教育の充実にについてであります。

特別な支援を必要とする児童生徒への特別支援教育はとても重要なものであり、せたな町特別支援連携協議会やせたな町教育支援委員会を定期的で開催し、認定こども園、保育所、小中高等学校と関係機関が連携しながら児童生徒の適切な支援、指導に取り組んでまいります。また特別支援教育支援員、学習支援員を配置するなど、それぞれの発達特性に応じた支援に取り組んでまいります。

9点目は幼児教育についてであります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要なものであります。認定こども園や保育所と連携し、園児一人一人の発達段階や特性を踏まえ、自発的な遊びや豊かな体験を積み重ねていく中で、健康な体や自立心、協調性、人と関わる力が身につくよう教育活動を支援してまいります。また認定こども園や保育所から小学校への学びの連続性を維持するため、小学校体験入学や交流学习をスタートカリキュラムとして年間指導計画に位置づけるなど、幼児教育の充実に努めてまいります。

10点目は、教職員の資質向上についてであります。

教職員一人一人の資質、能力を高める研修を充実させ、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教員を養成するため、町教育研究会等の活動の充実や各種研修会への積極的な参加を促進してまいります。そのほか教職員の心身の健康保持のためスクールアドバイザーによる教職員のメンタルヘルスケアを実施し、働きやすい風通しの良い職場づくりを支援してまいります。また教職員が不祥事によって地域社会からの尊敬、信頼を失うことのないよう教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ってまいります。

1 1点目は教育環境の整備についてであります。

令和5年度は瀬棚小学校重油タンク設置工事及び瀬棚中学校体育館外壁改修工事などのほか、ICT関係では教育用サーバーの更新業務及び教師用パソコン購入事業を予定しております。このほか緊急性や重要性を考慮しながら教育施設の安全な維持管理に努めてまいります。

次に社会教育についてであります。

社会教育の推進にあたっては、生涯を通して一人一人が自ら学ぶことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。

1点目の乳幼児教育についてであります。

核家族化や少子化が進行するなか、安心して子育てができる環境を整えるため、ボランティア団体等と連携し、ブックスタート事業、絵本の読み聞かせなど、親子交流の機会を提供してまいります。またボランティアの育成や研修を進め、体制の整備に努めてまいります。

2点目の青少年教育についてであります。

子どもたちがさまざまな体験を通じて、連帯感、協調性、社会適応力を身に付けることを目的に自然体験事業やふるさと学習を実施するほか、地域人材を活用した学校運営についても支援してまいります。

3点目の成人教育についてであります。

成人期は、社会人として家庭や地域、職場などで中心的な役割と責任を担う時期であります。多様なニーズに対応した学習機会の提供や気軽に参加できる体験講座を開催してまいります。また家庭の教育力を充実させるため、家庭教育に関する事業の充実やボランティアの育成を進めてまいります。

4点目の高齢者教育についてであります。

高齢者が健康で元気に生きがいを持って生活ができるよう高齢者大学を中心として、多様な学習機会の提供や異世代交流事業並びに学習活動の支援充実に努めてまいります。

5点目の読書活動の推進についてであります。

令和5年度から5カ年計画として改定するせたな町子どもの読書推進計画に基づき、幼児期からの読書活動の推進を図るとともに、各学校に学校図書室支援員を派遣し学校図書室の環境を充実させ、読書習慣の推進に努めてまいります。また各図書施設につきましては、蔵書資料の充実、読書活動の推進を図り町民に親しまれる図書施設としてより良い運営に努めてまいります。

6点目の芸術、文化についてであります。

町民が心豊かに、より創造的で文化的な生活が営めるよう文化講演会、芸術鑑賞機会の提供に努めてまいります。また町民の日常的な文化活動を促進するため、文化団体やサークルなどと連携した文化祭開催のほか、芸術鑑賞事業実行委員会や郷土芸能団体等への支援を行うとともに、誰もが気軽に参加や活動ができる環境づくりに努めてまいります。

本町の貴重な文化財や郷土資料については、学芸員による適正な保護、保存に努めるとともに、定期的な展示会や資料を活用した各種事業を開催し、文化財の公開と情報発信に努めてまいります。

7点目のスポーツの推進についてであります。

健康づくりを目的にした包括連携事業を活用するなど、町民一人一人が、それぞれのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいります。子どもたちの運動能力の基礎を培うため、スポーツの楽しさを実感できる各種スポーツ教室のほか、プロの選手やチームによるスポーツアカデミー事業を実施してまいります。

海洋スポーツについては、B&G海洋クラブや指導者会と連携し海洋スポーツの普及に努めるとともに、水に賢い子どもを育む年間型活動プログラムを実施し、地域の身近な教育資源を活用したふるさと学習の推進や小学生を対象とした着衣泳の実施など水辺の安全に関する学習機会の提供に努めてまいります。

8点目は社会教育、社会体育施設の整備についてであります。

令和5年度は、真駒内球場外周フェンス改修工事を予定しております。施設の管理運営に関しましては、町民の生涯学習、生涯スポーツの重要な活動拠点として、緊急性や重要性を考慮しながら適切な維持管理に努めてまいります。

以上、令和5年度の教育行政執行にあたって基本方針について申し上げます。

変化の激しい社会の中で、せたな町の子どもたちが互いに助け合いながらたくましく成長し、令和の時代に立ち向かうことができるよう、学校、家庭、地域との連携を十分に図りながら学びやスポーツが楽しめるまちを基本目標に教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに関係各位のご理解と一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（真柄克紀君） 次に議案第1号から議案第11号まで及び議案第37号から議案第40号までの15件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 提案理由の説明を受ける前に、実は令和3年度の決算が認定されていないわけです。これとの関係でどのように議長は考えておられるのか、説明を受ける前に議長の考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） お答えいたします。委員会としての報告期限というものは定まってございません。したがってそういう形の中で報告を受けてございませんので、このまま進めていくという形で判断してございます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 委員会報告の期限がないと、設けられていないということをおっしゃいました。それじゃ決算認定の期限はどうなってますか自治法上。

○議長（真柄克紀君） 期限については新年度予算の上程までということだと。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ですから新年度予算の上程が今まさになされようとしてるわけです。そこの関係でどうなんですかって伺っているんです。

○議長（真柄克紀君） その案件につきましては、もう新年度予算案一括で上程されてございます。その時点で審議をこのまま続けていくという方向になろうかと思えます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いいですよ。私は上程することに別に反対していません。理事者が提案して、それを本会議に案件として諮るという作業はよろしいと思います。ただ令和3年の決算がまだ認定されていないわけです。この議会を通っていないわけです。そこの関連で議長はどのように考えておられますかということをお伺いしているんです。

○議長（真柄克紀君） それではお答えいたします。決算についての認定等は行ってございませんが、それはされないとしても新年度予算に入ることは可能だという判断をしておりますので、そういう形で進めてまいりたいと思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 手続き論的にはそうなると思います。全くその問題に触れないで入っていくというのはいかがなものですか。私はそういう運びの問題を言ってるんです。これは町民の皆さん注目してることなんです。その中身を2つ申し上げます。1つは、社協特別委員会、これどうなりましたかという質問が出てまして、私も今、相当数の所を訪問して歩いてますが、異口同音に結末どうなったのかと。これが結論出てないんです。それから決算はどうなったんですかと。これも決算特別委員会開かれていないわけです。認定する以前の話であって、審査そのものができていないわけです。それでそういうことに対する町民に対して、こうなんだという議会の基本的な考え方というのを明らかにしないままに、今上程され付託されていく、粛々と進むということが、せつな町議会の在り方としてどうなのかという意味を込めて議長に伺ってるわけです。そのところに触れてもらえませんか。

○議長（真柄克紀君） 皆さんもご案内のとおり、残念ながら特別委員会の進みがいまだ終結してございません。そういう中で決算委員長ともいろいろ議論をしましたが、やはりそれはきちんと終わらない中では決算委員会に入れられないという形で今まで進んでまいりました。大変残念ですけど、地方自治法上からいくと、これは決算を審議しなくても新年度予算に入っていくということは、今の場合は日程的にも含めてそういうことだと思いますので、町民に対しては申し訳ないと思いますが、そういう形で新年度予算を上程して、それを特別委員会で審議していくという形で進めざるを得ないということでございます。残念だとは思っておりますが、そういう形で進めざるを得ないと考えております。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私は進めることに反対してるって言ってるんじゃないんです。入っていくことは手続き的にはそういうことはありうるでしょうという前提に立っているんです。しかし社協の特別委員会も中途半端、決算審査特別委員会に至っては1度も開かれていないという状況の中で、今令和5年度の予算を審議しようとするまにそのとば口に立っているわけです。そのこ

とに対して明確に説明をしておかないで、不問のまま、無言のまま、説明ないまま粛々と進めるということはあるんですかという議会の在り方として問うているんです。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 42 分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

まず最終的には議会のという形でございますが、先ほど私、説明したと思いますけど、特別委員会委員長も含めた中での作業が進まない。この報告は受けてます。それと決算委員長のほうからも、そういう形の中で進まなければできないという判断も、私のほうには受けてます。ただ先ほど言ったように、そのあと進展がないということに関しては大変申し訳ないと思っておりますが、別にその各担当に対して責任をなすつけるわけじゃないですけど、これを議会としてどうするかという判断を求められたときには、やはり特別委員会、それから決算委員会の委員長等からも何も今の段階で話をするわけもないと思っておりますので、こういう最低限申し上げないということに関しては、きちんと町民に対しては、私の立場として進まなかったということは申し訳ないということは、この場で発言させていただきますし、反省いたしますが、今の段階の中ではそういう形の中で自治法上に則って、残念だけでも次の予算に進んでいくという形で、それが答弁という形なら答弁という形になろうと思っております。ただ議会議長が全部で特別委員会の進展のしないとこまでもということになると、これは私ちょっと。ただ進展しなかったのが残念だという事実に関しては大変申し訳なく思っております。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 何か弁解がましくてよく納得できないんですが、私心配しますのは、これが無音のまま今日黙って流れますと、せたな町議会としては決算認定の問題はどうでもいいんだって先例を作ることになるんです。過去2回ありますよね新町になってから、決算認定に至らなかったこと。その2回とも決算案は出してますけれども、認定するということに至らなかったわけです。不認定ということにもしておりませんが。このときには経過が明快で様々な手続きを含めて何が問題なのかということは明らかになってます。それから特別の報告をしたこともございます。ただいま議長の運びを見てると、全く何事もなかったこのようにスイスイスイ前へ前へと進めるわけです。私が議事進行発言して初めて、そういう問題があるのかということが明らかになったということになるわけでありまして、それで心配しますのは、このまま進めていきますと、我がせたな町議会としては決算認定は不必要になると、全く関係なくなるという解釈をされる余地が生まれるということなんです。そこだけはきちんとけじめをつけておきませんと議会としては、町民に対する説明責任を果たしたことになりません。理事者から決算が出されてるわけですから、そのことに対してなぜ調査できなかったのかということの根拠を町民に明確に説明する責任がありますし、そのところは議長が汗を掻いて何らかの形で町民向けの発信を

すべきだと思います。その1点について伺っておきます。

○議長（真柄克紀君） 今、菅原議員のほうからお話ございました。そういうふうに変心配されてくださることも含めて議員の責任として心配だということに関しては、おっしゃるとおりだと私も思います。最終的にいろいろこれはそういうこととございますので、確かに、これは各委員会それから委員長方にもどういう考え方かも含めてお聞きしながらきちんとした形で見解を示していく作業はさせていただくざるを得ないなと思っております。そう判断しました。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） わかりました。それで重ねて申し上げておきますが、私は決算審査特別委員会が1度も開催されなかった、そのこと自体に問題があるとは思っていないんです。むしろなぜ開催できなかったかという委員長が招集に至らなかったその前提になるところをきちんと解明をして、町民に報告する責任があるだろうと思います。

ついでですからもう一つ言っておりますが、それは社協の町補助金に関する調査特別委員会、これが中途半端なままに結論が出ていないからだというふうに思いますが、これは決算審査委員長ともよく議長協議をなさって、なぜ委員長が招集するに至らなかったか、町民に明文化した形での説明をぜひ求めておきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 重ねて、適切な助言だと思いますので、その辺についての作業は今定例でなるべく早くそういう形の中で作業を進めてまいりたいと思っております。

平澤議員、議事進行ですか。

○10番（平澤等君） まだ休憩中ですよ。

○議長（真柄克紀君） 休憩じゃないですよ。今正式なやりとりやっています。

議事進行なら発言できますけども、これに関しての今に関しての質疑ということなんですか。

○10番（平澤等君） 今の件に関して。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員、発言してください。

○10番（平澤等君） 今の菅原副議長の議長との議事議論のやりとり聞いてまして、今の段階で私は菅原議員の発言には一理あると思ってるんです。というのは、今この予算審査、新しい予算に入って行く段階の中で、そういった議会としての見解を示すのが筋じゃないかというふうなことになれば、私はそういったものを今入る前に委員会のまとめをして、それを皆さんに議会に公示した中で、次の段階に入るというのが筋でないかと。これは後ほど、先ほど議長申されましたけども、決算委員会等の委員長と協議の中で後ほど報告するっていうルールになるのかなって思います。その辺についてきちんとした方向性を出した中で入っていくのは普通のパターンじゃないかと私は思います。そういった点での配慮をお願いしたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） それは決算委員長として今そういう形のをきちんと皆さんで協議してくださいってことですか。私は先ほどの質疑の中で、そういうことをきちんと必要性というものを理解しましたので、それを作業を続けるという形の中でご理解いただきたいという話で、これがすぐこの議事日程の中で変更になるということとはちょっと無理だと思いますけれども。それは委員長がきちんと報告あればいいですよ、委員会報告があれば。だからそういうことも含めて

どういふふうな形で報告したらいいのかということとは作業させてくださいということでお話して
るんです。

熊野議員。

○5番（熊野主税君） そこまでのレベルでなくて、私が考えるのは、この上程されたものを審
議する前に、議長の発言として今までの経緯を説明し、したがって決算は終わってないがこのよ
うに予算の審議に入りたいと思うということを引きちんと話をし、進められればそれでいいこと
じゃないかと思うんです。あえて何かやるだとかと言って、これはあとからにするとすごい大変
だと思うんで、ちょっと面倒でしょうけどもまずもう1回仕切り直しして、きちんと口述書に入
れてきちんと進め方を言ってやっていただければと思うので、できれば昼休みか何かとって組ん
でくださればと思います。

○議長（真柄克紀君） 時間もあれですけど、先ほど言ったように議員の方々から今言う提案さ
れるに関しては妥当だとか、あえて良かったなと思っておりますので、その辺についての今
言う取りまとめを文書でということでございますので、考え方を文書で示させていただいて、今
後皆さんのご協力をいただきながら、その報告をきちんとしていくという作業を進めてまいりま
す。よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○議長（真柄克紀君） それでは早いんですけども、これで1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどの決算認定についてのせたな町議会の見解として示させていただきます。

決算認定については、地方自治法第96条に定められている議決事件であります。令和3年度
の決算認定については、令和4年第3回定例会に町より提案され、決算審査特別委員会に付託し
たものです。しかし、ただの一度も招集案内がされることなく審議できないまま新年度予算の提
案を受ける第1回定例会を迎えました。

決算審査特別委員会の招集が叶わなかった理由としては、令和4年3月18日設置の社会福祉
協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会において令和3年度の社協補助金の継続調査にあ
たり、参考人が招致に応じなかったため社協特別委員会が調査終了し、閉会することができな
くなったことによります。このことは大変残念に考えてございますが、そういう形の理由で決算審
査特別委員会が開かれなかったということでお示しさせていただきます。

以上です。

それでは審議に戻ります。

次に議案第1号から議案第11号まで及び議案第37号から議案第40号までの15件の議案
について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由を申し上げます。上程されました議案第1号から議案第11号までの11件について予算概要を一括してご説明を申し上げます。なお配付してございます令和5年度せたな町各会計予算、それから附属資料といたしまして令和5年度せたな町各会計予算（案）概要説明資料をご参照いただければと思います。

まず議案第1号令和5年度せたな町一般会計予算の総額は86億7,542万3,000円でございます。

歳出予算に計上した主なものを申し上げます。1款議会費では、議員報酬、議員期末手当、政務活動費交付金などについて計上をいたしました。

2款総務費では、町有施設解体工事、ふるさと応援寄附金推進費、デマンドバス運行事業費補助金、住宅リフォーム等助成金などにかかる経費について計上いたしました。

3款民生費では、社会福祉協議会運営事業補助金、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などへの繰出金、障害福祉サービス等給付費、老人ホーム運営費などにつきまして計上をいたしました。

4款衛生費では、各種検診にかかる経費やインフルエンザワクチンなど予防接種にかかる経費、病院事業会計や簡易水道事業特別会計などへの繰出金、北部桧山衛生センター組合負担金などについて計上いたしました。

5款労働費では、渡島檜山北部通年雇用促進支援事業などの雇用対策経費に計上をいたしました。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金や新函館農業協同組合合併支援補助金、草地畜産基盤整備事業費負担金、西兜野排水機場改修事業負担金、豊かな森づくり推進事業補助金、ウニ資源増養殖事業補助金などについて計上をいたしました。

7款商工費では、商工会及び観光協会への補助金、各観光施設等の維持管理経費、温泉ホテルきたひやまの指定管理料や長寿命化事業、ゼロカーボン推進事業などに係る経費などについて計上いたしました。

8款土木費では、源泉施設点検整備などの熱源供給施設管理費、町道等除排雪業務などの道路維持費、町道橋長寿命化修繕事業などの地方道改修事業費、普通河川、準用河川維持浚渫事業、公共下水道事業特別会計への繰出金などについて計上いたしました。

9款消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金のほか、総合防災訓練実施事業や防災マップ作成事業、防災行政無線保守管理業務、防潮水門管理費などについて計上いたしました。

10款教育費では、スクールバス運行业務や教育用サーバー更新業務など学校管理に係る経費、北檜山中学校長寿命化計画策定業務など学校施設整備にかかる経費、社会教育及び保健体育にかかる経費などにつきまして計上いたしました。

11款公債費では、長期債元金及び利子など償還金につきまして計上をいたしました。

12款職員給与費では、特別職3人、一般職132人の給料、諸手当など職員給与費にかかる経費、会計年度任用職員にかかる給与費などについて計上をいたしました。

13款災害復旧費では、令和4年8月の大雨により被災した道路施設の復旧費について計上をいたしました。

次に歳入でございますが、自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では、国の地方財政計画に基づき普通交付税、特別交付税合わせまして47億6,491万円を見込み計上いたしました。詳細につきましては、臨時財政対策債など20件の借入れを計上し、収支の均衡を図ったものでございます。

次に、議案第2号令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は12億2,330万7,000円で、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などの経費を計上してございます。

議案第3号令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億6,593万5,000円で、後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上してございます。

議案第4号令和5年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は11億6,894万8,000円で、保険給付費や地域支援事業費などの経費を計上してございます。

議案第5号令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は6,992万1,000円で、デイサービスセンター事業費や介護予防支援事業費などの経費を計上してございます。

議案第6号令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は3億1,781万2,000円で、水道施設の維持管理経費や水道施設整備事業などの経費を計上してございます。

議案第7号令和5年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算の総額は1,531万1,000円で、営農用水道等施設の維持管理経費や施設改良経費などを計上してございます。

議案第8号令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額は4億3,347万円で、下水道施設の維持管理経費や大成浄化センター改築更新工事委託業務などの経費を計上してございます。

議案第9号令和5年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は5,194万6,000円で、施設の維持管理経費や太櫓地区排水処理施設更新工事などを計上してございます。

議案第10号令和5年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は4,899万5,000円で、風力発電施設の維持管理経費などを計上してございます。

議案第11号令和5年度せたな町病院事業会計予算の総額は、収益的収入及び支出ともに11億6,171万2,000円、資本的収支の収入は2,373万7,000円、支出は4,633万3,000円を計上したものでございます。

次に一般議案でございます。議案その2の69ページでございます。議案第37号指定管理者の指定についてでございます。温泉ホテルきたひやまの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定するものでございます。

次に71ページでございます。議案第38号指定管理者の指定についてでございます。せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定するものでございます。

次に73ページでございます。議案第39号指定管理者の指定についてです。せたな町貝取瀬公営温泉浴場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定するものでござ

います。

次に75ページでございます。議案第40号建物の無償貸付けについてであります。せたな貝取澗公営温泉浴場に附随する旧国民宿舎あわび山荘宿舎棟を指定管理者へ無償貸付けするものでございます。

以上、各会計議案11議案、一般議案4議案につきまして一括して提案理由を申し上げます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

ただ今議題となっております15件の予算関連議案については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第11号まで及び議案第37号から議案第40号までの予算関連議案は議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。

これに、ただ今議題としている15件の予算関連議案を付託し、休会中の継続審査といたします。ここで予算審査特別委員会は、別室におきまして正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時14分

再開 午後1時32分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に熊野主税議員、副委員長に吉田実議員、以上のとおり互選された旨報告がございました。

これで諸般の報告を終わります。

これより議案審議に入ります。

◎日程第8 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第12号令和4年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から4,653万2,000円を減額し、補正後の予算総額を97億2,164万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種事務事業の執行による予算精査のほか、産業振興基金、生活交通確保対策基金、公共施設整備基金への積立金や出産・子育て応援交付金事業など、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、繰越明許費の設定5件、債務負担行為の追加2件、地方債の変更20件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは内容についてご説明いたします。議案その1の6ページでございます。第2表繰越明許費補正の設定5件でございます。年度内に事業完了が見込めないことから翌年度に繰越しをお願いするものでございます。出産・子育て応援交付金事業につきましては、妊娠期から出産子育てまで相談に応じ、必要な支援に繋げる伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体として実施するもので、繰越額は419万円でございます。

次に農地利用効率化等支援事業につきましては、農地利用の集約化に取り組むため必要な農業用機械、施設の導入に対し支援するもので、繰越額は300万円でございます。

次に瀬棚港修築事業につきましては、国直轄港湾整備に係る負担金事業で、国の補正予算で実施するもので、繰越額は750万円でございます。

次に農地・農業用施設小災害復旧事業につきましては、令和4年度の大雨により被害を受けた農地、農業用施設の復旧事業で、繰越額は600万円でございます。

次に林業施設単独災害復旧事業につきましては、令和4年8月の大雨により被害を受けた林業施設の復旧事業で、繰越額は500万円でございます。

次に7ページでございます。第3表債務負担行為補正の追加2件でございます。中小企業経営安定資金融資利子補給につきましては、令和4年度に借り入れた中小企業経営安定資金融資に対する利子補給で、令和5年度から償還終了年度までの期間、限度額は、せたな町中小企業経営安定資金融資条例に基づき借入れした中小企業者に対する同条例の規定により算出した利子補給額の合計額とするものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス対策資金融資利子補給令和4年度については、令和4年度に借入れした新型コロナウイルス対策資金融資に対する利子補給で、令和5年度から令和13年度までの期間で75万7,000円を限度額とするものでございます。

次に8ページでございます。第4表地方債補正の変更20件でございます。地域間幹線系統維

持バス導入事業など20事業について、事業費の精査により限度額の変更でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料により説明いたします。既にお目通しいただいていると思いますので、説明は簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは歳出から説明いたします。補足資料の4ページでございます。議案その1では27ページから66ページまでとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で805万6,000円の追加でございます。7節報償費、ふるさと応援寄附金返礼品675万円の追加、10節需用費、光熱水費563万1,000円の追加は電気料高騰によるもの。11節役務費、手数料93万7,000円の追加は、ふるさと応援寄附金事業精査によるもの。18節負担金補助及び交付金、地域振興派遣道職員負担金82万8,000円の追加は、道から派遣された職員の勤勉手当及び赴任旅費の町負担分でございます。6目基金管理費では2億3,966万4,000円の追加、24節積立金及び27節繰出金では、ふるさと応援寄附金及び基金運用収入の精査により各基金それぞれ補正をお願いするものでございます。なお令和5年度の大型事業のために産業振興基金に1億、基金が減少している生活交通確保対策基金に3,000万、また行政報告にもあったとおり、故畑八郎氏のご遺族から1億円の一般寄附がありましたので、個人の意向により公共施設整備基金に1億の積立てをお願いするものでございます。7目企画費842万4,000円の減額は、18節負担金補助及び交付金、賃貸住宅整備促進支援事業補助金500万円の減は事業申請が見込まれないことから減額するものでございます。10目総務施設管理費361万2,000円の減は、14節工事請負費で、大成町民センター長寿命化改修工事341万円の減額で入札執行残の精査でございます。12目地方創生推進事業費537万5,000円の減は18節負担金補助及び交付金で、産業等活性化補助金350万円の減額は補助金の精査によるものでございます。15目諸費740万2,000円の追加は、18節負担金補助及び交付金、地域間幹線系統維持費補助金931万1,000円の追加で、函館バスへの国、道補助金が減額になったため追加するものでございます。16目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1,803万7,000円の減は、10節需用費、消耗品費1,526万4,000円の減額は、マイナンバーカード普及促進事業などに係る精算によるもの。18節負担金補助及び交付金、畜産飼料高騰対策事業補助金700万円及び漁船燃油高騰対策事業補助金130万円、については事業費の追加によるもの。教育旅行支援事業補助金61万3,000円は事業の追加でございます。18目非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費2,624万7,000円の減は、18節負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金2,600万円の減額は事業費の執行残精査でございます。

5ページになります。22目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業1,482万8,000円の減額は、18節負担金補助及び交付金1,407万円の減額は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の事業費の執行残精査でございます。新目で23目出産・子育て応援交付金事業費419万円の追加は、18節負担金補助及び交付金、出産・子育て応援交付金380万円の追加でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,783万1,000円の減は、18節負担金補助及び交付金130万2,000円の追加は、社会福祉協議会運営事業補助金、22節償還金利子及び割引料37万4,000円の追加は、令和3年度低所得者介護保険料軽減国庫負担金返還金でございます。27節繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金245万8,000円の追加、介護保険事業特別会計繰出金1,712万9,000円の減額、介護サービス事業特別会計繰出金92万6,000円の減額は各会計の精査によるものでございます。5目障害者福祉費2,104万3,000円の減は、12節委託料281万5,000円の追加は、障がい者地域活動支援センター業務及び19節扶助費、自立支援医療給付費600万円の減額、障害福祉サービス等給付費1,500万円の減額は、それぞれ事業費精査によるものでございます。7目老人ホーム運営費211万9,000円の追加は、10節需用費、修繕料239万3,000円の追加は、三杉荘エアコン事務所系統修繕及びエアコン室外機、非常口用丸カバー等修繕を行うものでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費780万9,000円の減は、19節扶助費、児童手当365万の減、子ども医療費助成費400万円の減は執行経費精査によるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,480万8,000円の減は、27節繰出金、病院事業会計繰出金1,123万8,000円の減額は、不採算分などの精査によるもの、簡易水道事業特別会計繰出金71万2,000円の追加は、維持管理等経費の精査でございます。

6ページでございます。営農用水道等事業特別会計繰出金219万円の減額は、維持管理費など経費の精査によるものでございます。2目予防費846万6,000円の減は、10節需用費、医薬材料費161万5,000円の減額と、18節負担金補助及び交付金、予防接種費用助成金338万5,000円の減額は、見込みよりワクチン接種者が少なかったため減額するものでございます。6目公営温泉浴場管理費611万7,000円の追加は、10節需用費修繕料56万6,000円の追加は、瀬棚公営温泉浴場ヒートポンプ制水弁ほか交換修繕などを行うものでございます。12節委託料、貝取潤公営温泉浴場の施設指定管理料569万円の追加は、新型コロナウイルス感染症に伴う日帰り入浴客の減収補填分及びA重油、電気料高騰に伴う増額分でございます。2項清掃費1,000万8,000円の追加は、18節負担金補助及び交付金、北部松山衛生センター組合負担金でございます。

6款農業水産業費、1項農業費、3目農業振興費209万6,000円の追加は、18節負担金補助及び交付金、土壌診断推進事業補助金45万6,000円の追加は、土壌診断の検体数の増加によるもの。農地利用効率化等支援事業補助金300万円の追加でございます。5目農地費1,000万3,000円の減は、18節負担金補助及び交付金991万8,000円の減額で、西兜野排水機場改修事業負担金でございます。3項水産業費、4目漁港漁村管理事業費18万9,000円の減は、27節繰出金、漁業集落排水事業特別会計繰出金18万9,000円の減額は維持管理費などの精査によるものでございます。

7款1項共に商工費、2目観光振興費868万7,000円の減は、18節負担金補助及び交

付金、イベント事業補助金450万4,000円の減額及び地域おこし協力隊活動補助金244万6,000円の減は補助金精査によるものでございます。4目温泉ホテルきたひやま管理費1,261万2,000円の追加は、12節委託料、施設指定管理料1,635万円の追加で、新型コロナの影響により宿泊、宴会のキャンセル及び日帰り入浴、A重油及び電気料高騰に伴う影響分でございます。

7ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費228万3,000円の追加は、13節使用料及び賃借料、車等借上料300万円は、排雪による車両の借上料の追加でございます。2目地方道改修事業費6,404万9,000円の減は、14節工事請負費、町道苔谷地線舗装補修工事1,380万6,000円の減額及び町道花畑線防雪柵新設工事4,827万円の減額は国交付金精査によるものでございます。4項港湾費、2目港湾建設費2,853万8,000円の減は、18節負担金補助及び交付金、瀬棚港修築事業負担金2,853万8,000円の減額は国直轄事業費精査によるものでございます。6項下水道費、1目下水道整備費206万円の追加は、27節繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金206万円の追加で処理場費などの精査によるものでございます。

9款1項1目共に消防費140万5,000円の減は、18節負担金補助及び交付金140万5,000円の減額は檜山広域行政組合消防費負担金の精査によるものでございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費64万2,000円の追加は、10節需用費、修繕料62万8,000円の追加は、北檜山小学校GIGAスクール端末機修繕、17節備品購入費22万9,000円の追加は、久遠小学校新入学特別支援学級児童用備品を購入するものでございます。2目教育振興費240万1,000円の減は、17節備品購入費、教材備品41万4,000円の追加は、北檜山小学校、逆上がり補助器2台ほかを購入するものでございます。5項保健体育費、2目体育施設管理費、132万円の追加は、10節需用費、光熱水費65万3,000円の追加は電気料の高騰などによるもの。修繕料113万9,000円の追加は、スポーツ公園グラウンド照明取替修繕などを行うものでございます。

8ページでございます。14款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁施設災害復旧費の12節委託料から2目河川施設災害復旧費、12節委託料までは記載の業務及び工事の事業費精査により補正をお願いするものでございます。

これらに係る主な歳入であります。資料の1ページからでございます。議案その1では12ページから26ページまでとなります。

1款1項共に町民税、1目個人所得割では、給与所得及び農業所得などの精査により1,380万円の追加、2目法人所得割では、新型コロナウイルスの影響が少なかったため2,497万円の追加、均等割では予定納付により収入増などにより93万円の追加でございます。4項1目ともに、町たばこ税では売渡本数の精査により525万円の追加でございます。

2款地方譲与税から7款地方消費税交付金まで、それぞれ実績に伴う精査により補正をお願いするものでございます。

10款1項1目共に地方交付税につきましては、財源精査のため普通交付税1億817万7,

000円の追加でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金では、入退所の精査により老人福祉施設入所費用徴収金709万2,000円の追加でございます。

2ページでございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金2,774万3,000円の減額は、1節公共土木施設災害復旧費負担金で、事業の精査により公共土木施設災害復旧事業国庫負担金2,774万3,000円を減額するものでございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金49万3,000円の減は、1節総務管理費補助金、出産・子育て応援交付金349万1,000円の追加でございます。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金から5目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金までの起債の補助金及び交付金については事業の精査により補正をお願いするものでございます。7目災害復旧費国庫補助金180万円の追加は、1節農林水産業施設災害復旧費補助金で、林道災害復旧測量設計業務が補助対象となったため、林道施設災害復旧事業費補助金180万円を追加するものでございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金629万8,000円の追加は、1節農業費補助金、強い農業づくり事業、生産の効率化補助金300万円の追加でございます。17款1項共に寄附金、1目ふるさと応援寄附金800万円の追加は、1節ふるさと応援寄附金650万円の追加は事業精査によるもの。2節企業版ふるさと納税150万円の追加については、東京都の株式会社東京食品、札幌市の株式会社セイコーマートからの寄附でございます。2目1節共に一般寄附金、一般寄附金1億円の追加は、故畑八郎氏のご遺族からの寄附でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、4目生活交通確保対策基金繰入金及び7目地域振興基金繰入金については事業費精査によりそれぞれ補正をお願いするものでございます。

3ページでございます。20款諸収入、5項1目共に備荒資金支消金1億円の減額は財源振替でございます。

21款1項共に町債、1目総務債から5目土木債までの5事業については、それぞれ事業費精査により補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○9番（石原広務君） 補正予算補足資料の7ページ、教育費で伺いたいんですが、北檜山小学校に逆上がりの補助器2台、これ今まで北檜山小学校にはなかったんですか。そこをまず確認させてください。

○議長（真柄克紀君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英規君） ございませんでした。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） これはあくまでも学校側からの要望ということで理解するんですが、こ

れあれですよ、教育長や局長も経験あるかと思うんですけど、補助器があるからといって逆上がりができるっていうふうには、私の認識では思っていないんです。ただちょっとしたワンポイントアドバイスっていうか教育長もちろんご存じだと思うんですが、そういうところがあると本当に全然できなかった子どもができるようになるんです。だからそこも踏まえて教育委員会としては、その辺もちょっとしたご指導も含めて子供達のために、ぜひできたという喜びを味わえるような形でご指導いただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英規君） 確かに今石原委員おっしゃられたとおり、自分も逆上がりできた瞬間の感動というのは今も忘れておりません。ちょっとしたポイントだと思いますので、そこら辺は学校の先生とも、この器械あくまで補助なんで、それを活用することによってうまくできるように話のほうを進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

横山議員。

○8番（横山一康君） 補足資料の5ページ、社会福祉協議会の運営補助金についてお伺いしたいと思ひます。この件に関しましては、令和5年1月13日に開かれた第1回の臨時会において578万3,000円が提案されておりましたが、1、2月の人件費分として400万円に減額修正して可決した経緯があります。本来ならば、私はここで残りの178万3,000円が提案されるものと思ひましたが、事業の精査ということで48万円減額しての提案ということになっております。このことは事業の精査ですので、いいことかとは思ひますが、なぜこれほど減額されたのか教えていただければと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 浜高補佐。

○保健福祉課長補佐（浜高正明君） 横山議員のご質問にお答えいたします。1月臨時会におきまして400万円の議決をいただいたところではありますが、計上させてもらった金額は12月中の財政課への提出期限ということもあり、積算根拠としては4月から11月の支出済額、そして12月から3月までの支出見込額ということで社会福祉協議会に資料の要求や内容の聞き取りをしまして、それで1月臨時議会で提案をさせてもらったところでありましたけれども、今回本定例会において改めて社協さんに対し、まず一月実施も進んでましたので、その残額を提案しても良かったのかもしれないけれども、4月から12月と1カ月経過してますから4月から12月の支出済額と1月から3月までの支出の見込額ということで、改めて社会福祉協議会に金額を提案させてもらって今回提案させてもらったんですけども、この1月の時期にも社協さんには、この支出見込額の実態に沿って積算をしてくれというやりとりをしていたところなんですけども、今回再精査をしたところ、社協さんにおいて非常勤職員の給与の部分について、前はちょっと過大に見積もっていたということを確認できました。内容については、非常勤職員さん、パートさん含めて7名在籍しているんですけども、その7名とも同じ日数で12月から3月までの勤務日数を毎月22日という一律の日数で積算をしていたということが今回わかりまして、今回、本当に実態に沿って算出してくれということで、7名の臨時職員さんの中でも1日、2日または4

日という勤務体系の方もおりましたし、1月、2月、3月とそれぞれ勤務日数の変動がありますことから、今回、実態に即した人件費の算出ということで、結果的には1月提案金額よりも48万1,000円減額となった人件費、補助金額を提案させてもらうことになりました。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 今の説明で実態に即したということでわかったんですが、ただこれ1月に提案してまだ1カ月ちょっとしか経ってない中で大幅に修正するっていうのは、非常に予算を要求するにあたって曖昧な根拠、多分パートさんが大体週に何日勤務するということは把握してただとは私は思うんですが、そういうことを無視して一律にやる。しかも今社協の特別委員会がまだ継続調査してる中で、このような曖昧な根拠の下で予算要求されるというのは、ちょっと私は非常に複雑な思いがします。そこで町はこのような予算要求にあたって社協側にどのように指導して、予算をどういうふうに作ってくれというふうに社協側をお願いしているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（真柄克紀君） 浜高補佐。

○保健福祉課長補佐（浜高正明君） お答えいたします。横山議員のおっしゃるとおりであります。補正提案に関しては、私担当からも社協事務局長を通して、実態に即して本当に詳細な、支出を押さえてくれということでお願いを以前からしておりました。ですがこの1月補正においては支出見込みも、言葉悪いですけども曖昧というか、そういうような明確な実績に沿ったような支出計上がされませんでした。今回3月補正においては、もうこれは町としても許されることはないとは思っているながら、今回は厳しく支出をお願いしますということをやりとりしてはありますが、これも町として社協から聞き取りをし、町で提案するにあたって担当において確認不足というか、この状況を検討できなかったというか、そういうところで本当に深く反省をしています。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 浜高補佐なかなか苦しい答弁されてるのは非常によく理解できるんですが、そこでちょっと町長にお聞きしたいと思います。今回130万2,000円、これは100%人件費だと私は理解しています。そうすると、これ今私たちが判断をしないと働いている方に非常に大きな不安を与えることとなります。私もこの7名のパートさんの顔が思い浮かぶ方もいらっしゃるんで、その人たちに不安を与えることは決してやってはいけない、このように思っています。ただこれ今年の1月、2月に社協の特別委員会が開催されて、そこでも調査を終えても、まだ継続審議となっている案件であります。町長、私はまだ継続審議の案件をこのように提案してくる、提案権はもちろん町にありますのでそれは提案していただいて一向に構わないんですが、ただ非常に判断するときに迷う判断をしなければいけない。このような継続調査中の案件を町長が提案されるということについて、町長はどうお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 社会福祉協議会が担っている業務をしっかりと町民のためにやっていただ

くということで、町としては必要な予算について提案をしているということになります。今おっしゃいましたようにこの当初の予算と少し減額した補正をお願いしたということですが、これにつきましては、担当のほうにはもう少ししっかり精査をして数字を上げるようにということは申し上げなければならないというふうに思っております。いずれにしましても人件費については、結果見なければわからないという部分はもちろんこれあるというふうに思いますが、あまり大きな齟齬が生じないように、補正の数字が大きな差異が生じないようにということは予算上必要なことというふうに思っております。その辺はしっかり担当のほうには注意をしておきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに。3回目じゃない。

○8番（横山一康君） 継続案件中のことについて。

○議長（真柄克紀君） こちらのほうで聞き返しますから、質問の中で継続調査を提案したことについてどう思うかということの答弁が欲しいということですから。

○町長（高橋貞光君） それにつきましては先ほど申し上げましたように、この社会福祉協議会の事業というのは、これは予算を通していただかないと最後まで事業を行うことができないということになりますので、これは業務を最後でやっていただくということについて提案をしなければならないというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） ほかに。なければこれで質疑を終わります。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 私も一言ありまして質問します。先ほど横山議員の質疑の中で私もちょっと、やはり町は社協から出てきた予算の補助金の内容と言いますか、それをきちんと調査、精査してやるってということについて全く二転三転という状況が出てきてると。そこの町の姿勢が、まずそれが大変大きな問題だなと。さっき町長も同感ということでもありますけども、大体日頃からそういったことをやってるのかという不信感というものは出てくるわけです。これだけの1年間かけて社協の問題議会でやってきてるのに緊張感が足りないと、まずそれは言うておきます。それで私が言いたいのは、今町長も答弁されてましたけど、本当に社会福祉協議会として私は本当に職員も人件費100%町の補助金をいただいて運営してるわけです。だからそこを結局議会としても、私たちもそこは十分考えてるわけです。そしたらこういう中で社会福祉協議会としても、今この特別委員会がずっと継続調査で、結局、先月開催される中でも参考人としてお招きしてもなかなか出席してもらえない。これは任意というものがあるわけですから強制はできませんので、そういう中においてしっかりとした議会と社会福祉協議会とのコンセンサスと言いますか、きちんとした議論をする中でこういうような取り組みと言いますか、予算というものは執行されるべきだと思うんです。だからそれについて町長ちょっと考え方甘いんじゃないかと思うんです。町としても最後は町長が130万円今日提案しておりますけども、これはやはり町が提案する以上は、町がしっかりとした責任説明出てくるわけです。それに対してこの背景が、こういう特別委員会が開かれてない中でこうやってきていると、これについて町長もう少し真剣にこの状況を把握しながら行政運営と言いますか、指導というものは発揮すべきでないかと私は思うんですよ。

その辺どう考えてるのか、副委員長として私も責任ある立場でございます。本当に残念なんですよ。こういった状況の中で町長が一方的に議会のほうに提案されたというんですけども、これまでの背景がきちんとなされない中で本当にいいのかと、私は本当に議員としても本当に責任を感じておりますので、そこは町長どう考えているのか、もう1回お願いします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 道高議員おっしゃるとおりだというふうに思います。前回のこの数字が甘かったというふうに言えるというふうに思います。そういったことも受けまして、今回その辺をしっかりと精査をさせていただいて提案しているということでご理解をいただきたいというふうに思いますが、いずれにしましてもそういった予算の弾き方、予算の取り方が少し甘いなどということは否めない事実でありますから、この辺についてはしっかりとこれから注意をさせて、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） だから最終的にはこれ出したことに対する責任をどう感じてるかっていうことですか。今その答弁は質問内容に合っていないってことですか。質問の要点だけをもう1回お願いします。

○6番（道高 勉君） 要するに町長、こういう状況の中で、先ほど横山議員もおっしゃいましたけども、私もやっぱり疑問に思ってるわけです。町長の姿勢として、やはり社会福祉協議会がきちんと議会とのこういう関係と言いますか、きちんと説明責任を果たすべき中において、これを果たされない中において町長が出さなきゃないと。こういった状況についてどうなんですかと町長としてと、やはりそこは環境ですね、町としてもしっかりとした指導なり、そういった補助金の交付団体ですから、そこは責任持ってやっぱりそういう環境をきちんと調整すべきでないかと私は思うんですけども、その辺も含めた中で議会にどうのこうのっていうことのこういった状況が出てこないような対応というのは行政として当然やるべきことだと思うんですこれは。そこはどうかということ。それをお聞きしたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ですからその辺については、先ほど担当のほうも一律に臨時職員の人件費を弾いてたということでございますから、これはやっぱり実態に即していなかったということはおっしゃるとおりだというふうに思っております。したがってその辺も精査をさせていただいて今回提案をさせていただいてるということで、これはご理解いただきたいというふうに思いますが、いずれにしましても、そういったしっかりした数字を上げるということにさせていただかなければ、なかなかこれはこうして議員の皆さん方からのご意見頂戴するということになりますので、これは私のほうからもしっかり注意してまいりたいと。今後こういったことのないようにしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 縷々お話あったんですけども、私は違う考えを持っています。というのは、前回の補正修正した中で400万の、そしてそのときの残が178万あったと。そして今回130万にしたって、48万確かに減ってます。この内容について事業精査をしたって結果出て

きたということなんです。そういう点から見れば、今回の補正については、実際に費用を計算してみて必要な分、余る部分その分を精査した結果がこうなりますから、その数字を出してきたという形で、今回はその事業費が圧縮されたことは、私はそのまま素直に努力されたんだなということの評価したいと思うんです。そういうことをきちんと前面に出して説明していただきたいし、今回の補正にかかることも全てだと思うんです。それが全て計算した結果このようになったという数字なので、これについては理事者側は自信持って説明していただきたい。その中において今回こういう提案になったということだと思うんです。私はこの提案については、もちろん異議ございませんし、賛成していきたいという考えを持っているということを伝えておきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（真柄克紀君） 討論じゃないですよ。質疑です。今のは討論という形にとられますよ。

○10番（平澤 等君） 答弁は要りませんって言ったつもりだったんですが、討論と捉えたのであれば、この私の考えについての理事者側の答えを求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどから申し上げてるように、前回の補正、今回の補正では違います。前回の補正の数字が一律に数字を弾いたということで甘かったという話は申し上げました。それは反省しているところでございます。したがってそういった部分を精査をさせていただいて、今回提案しているということでもありますから、これはご理解いただきたいというふうに思います。いずれにしても、こうしたことのないようにこれからしっかり注意をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 私も社協に対する補助金については質問しようと思ったんですが、今横山議員からの質問で、担当として今、最初に浜高補佐お答えいただきたいんですけど、町長、大げさな言い方になるかもしれませんが、これ補佐がいろいろな特別委員会の兼ね合いもあって、慎重になりながら指導する立場で社協に促したところ、要はとんでもない単純な誤りというか、私、今のやりとり聞いて町長の答弁も聞いて、これから予算審査に入るわけですけど、やはりその組織として、せつかく事業運営にきちんと携わってる臨職さんやパートさんが変にやり玉に上がるような形では絶対それは阻止したいんですけど、その賃金の計算の仕方なぜそんなざんざんなことが起こって、それが今回、担当のほうの指導から修正になったっていうのが今理解できるんですけど。これ町長、注意しましたとか注意しますとかっていう問題ではないと思うんです。特別委員会は調査終わってない中で、町長、確かにその減額、平澤議員は事業精査したから了解すると言ってますけど、この数十万の誤りが、これ組織としてまたこれ町民から何やってんだっていう題材一つ増やしたことになると思いますよ。町長その辺に対して本当に今道高議員がおっしゃった補助を出す側のトップとして本当にどのように考えているか。繰り返しになるかもしれませんがお答えいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 通常予算につきましては、予算を使って行って年度末に精査をして、最

最終的に整理をさせていただくというのが通常の決算の仕方ということになります。今回の社会福祉協議会の補助金につきましては、ご案内のように当初から満額予算を計上することができなかったということで、何回かに分かれて予算の提案をさせていただいているところでございます。その都度、必要な予算について数字を上げているところでございますが、今回最終の補正ということで今までの予算を整理をさせていただいて、その不足分について補正をするという作業をしたということになります。その過程で前回の補正にそういった人件費について一律に計算をしてしまったという状況があったということを担当のほうから説明をしたところでございますが、私としては、そういったことにつきましてもしっかりと実態を把握しながら、それに即した予算を上げるべきだなというふうに感じておりましたので、その辺については、しっかり担当や社会福祉協議会のほうに注意をさせていただくことにしたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） これはあくまでもその今までの経過を含めて、推測も合わさった形での質問になろうかと思うんですが、今の本所の局長、この方は昨年本所の局長になったわけです。次長以下は多少なりとも変わったかもしれませんが、これ逆に言えば、今の局長になったから今回のことがきちんとできたのかなというふうに推測するんです。たかがこの数十万のことで、じゃ今までどうなったのかなという、率直な疑問また生じるわけです。だから本来であれば特別委員会できちんと調査して、改革改善、前回町もおっしゃっていた改革改善すべきだったんだけど、これ浜高補佐、率直な感想として今まで今回これ数十万事業精査になってるということですが、今までもこれもしかしたら細かく事業を精査したら、こういうことが起こってたかもしれないというふうに私は感じるんですけど、担当としてどう思われましたか。

○議長（真柄克紀君） 浜高補佐。

○保健福祉課長補佐（浜高正明君） お答えいたします。先ほど町長からもお答えしたことでございますけれども、これまでは補助金を交付し、3月に入ってから実績報告をいただき、補助金の額を確定、そして返還が生じれば戻入れというような事務作業しておりました。これは毎年私担当してからも、そのようなやりとりはありました。今年度におきましては、必要な補助金額の70%の議決をいただいて、さらに1月議会でも補正いただきました。その都度、調査委員会での調査を進めてもらって、それに応じて予算を認めてもらうという流れであったと思います。ご質問のこれまでこのようなやりとりがあったかといったらありませんでした。そして今回いろいろ補助金の金額の算出にあたって、現事務局長がいろいろ資料の作成や事務の経理をしている職員もいますから、直接事務局長が携わってないことは、その事務の職員からいろいろ聞き取りしながら事務局長が資料をいろいろ作成してもらい、私と事務局長でいろいろ確認してもらいながら進めてきました。現事務局長はいろいろご苦労されて、この補助金の対応にあたってもらってるということを担当として感じています。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私は全く違った角度から議長にまず議事進行上の考え方について伺っ

ておきたいと思います。これ今後の予算扱うんですか。議長の考え方を聞いておきます。なぜ聞くかといいますと、実は社協補助金の調査はまだ進行中なんです。終わってないんです。本来であれば、この補正予算をどうするかということ自体も調査特別委員会、これは補助金の問題ですから、きちんとテーマに据えて調査しなくちゃならないというふうに思うんです。そののところが飛ばしていきなり補正予算に持ってきた町長の手法、これは全く遺憾でありますけれども、このまま議長は扱うんですか。

○議長（真柄克紀君） 先般の議会運営委員会で議事整理の中身についても、諮問した中でもそれについての発言はございませんでした。それで了解をいただいたと思っております。それと別に今話の中では確かに前回臨時会で補正をしたとき、100何十万というものをそれを保留した形で補正して400万というものを出してございます。あとまた必要に応じて、どうしても必要なものはやらざるを得ないなということは、これは皆さんも理解してる上での、1番いいのは特別委員会がもっと進んでくれればよかったんです。結果として進まなかったという中で、ただ先ほどの補佐の説明の中にもありましたけども、であればあの時の100何万という数字の根拠が、そういう曖昧なような形で出されてきたのかということに関しては、大変私も憤りと不満を感じております。しかしこれがどうしても最終的な形で社会福祉行政のために必要という形の精査した。私も数字上は精査してきたなと思っておりますので、これは上程した以上、審議していくというのが私は議長としての務めだと思っております。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 根本的に考え方違いますので申し上げておきたいと思います。特別委員会を設置した目的は、令和4年度の予算をめぐって補助金の在り方を調査したんです。それで当初予算は7割しかつげませんでした。次に提案されたのが1月13日の第1回臨時会でありまして、これも全額認めなかったんです。要するに調査途上であるから全額つけるには至らないということで2回とも減額修正してるんです。これ異常ですよ。私も過去の議会振り返ってみまして、同一予算を同一年度に2回減額修正したっていうのは初めてです。だから申し上げましたが、これは事実上、町長に対する不信任決議と同じだと私は解釈しているというふうに申し上げました。大変な問題なんです。それで3回目はどうなのか。少なくとも1月10日の特別委員会から今日まで1カ月半の猶予があったわけです。1月13日のときには減額修正を受けている。そうならばなぜいきなり本会議に補正予算出す前に、特別委員会にちょっと事前に調査してくれという提案しなかったんですか。特別委員会設置されているのに全く議案を出さないで調査案件として提起もしないでいきなり本会議でさあ決めると。こういうやり方に我が町の町長の議会軽視があるんです。これ2回連続ということになりますから、これは私は少なくとも調査特別委員会で事前にこういう提案をしたいんだけどもいかがかという程度の調査案件の出し方、町長からあってしかるべきだと思いますが議長はどう考えますか。

○議長（真柄克紀君） その件に関しては町側の扱いとしてそういう感じで進行していただければそれは有り難いと思いますが、いずれにしても担当が言ったことによってそういう形のこの数字になったかどうかわかりません。その辺含めてさっきも言ったように、あの時点で議決してお

かなくてよかったなど、今回でこれだけ修正した形で金額出てきてるんだらうなと思いますけども、ただその機会があればよかったなと思いますが、あの時点での特別委員会のその後の運びとしては、この予算書が出た段階でも相談もございませんでしたし、私は年度末も含めた中で事業の精査をしたという前提で上程された以上は質疑せざるを得ないなという形で上程してございますので、考え方の見識の違いはあるかをお願いします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） その考え方はわかりましたって言ってるんです。私はそうではなくて少なくとも、補助金調査特別委員会が存置されているわけですから、そこにちょっと報告したらいいんじゃないですかって言ってるんです。蛇足になりますが、決算審査特別委員会は事実上役割を終えてしまってるんです。なぜならば令和5年度の新しい予算の提案が始まって、もう上程されてますから、これは令和3年度の決算審査特別委員会の役割は既に終わって、解散手続きは取っておりませんが、開催には至らないと私は解釈しています。しかし令和4年度の補助金をめぐる調査特別委員会がまだ生きてるんです。これ何で活用しないんですか。それは令和4年度の本予算と言いますか、残余の予算を本会議に提案する以前の調査事項として1年間頑張ってきたわけですから、そのところ手続き取らないでいきなりここに至るといえるのはいかがですか。手続きの問題言ってるんです。

○議長（真柄克紀君） 本来はそういう形で進めばよかったのかと。先ほどの町の答弁を聞いた段階ではある程度の精査も含めた作業してるという前提でおりますから、こういう形で発言されたことによって、特別委員会の進行がいまだに進まないという点がまたクローズアップされましたけれども、私としては先ほど言ったように、確かにその点については配慮すべきだったかもしれませんが、上程した段階での審議は審議として進めていかざるを得ないなと今考えているところでございます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それなら改めて申し上げますが、少なくともこの予算に提案されている130万2,000円ですか、これは切り取って特別委員会に任せたらどうですか。私は特別委員会の場面できちんと申し上げておきたいことたくさんあります。それから資料要求についてもこれ不十分なんです。資料の提出の仕方としてはね。極めて井的だと思います。12月の時の積算根拠と、このたびの補正予算の時の積算根拠と明快な資料の提出なんかも求めたいと思うんですが、それは特別委員会の場面できちんと議論されてしかるべきだと思うんです。今定例会というのは17日まで会期取ってるわけですから、定例会の会期中に社協の特別委員会開催することできないんですか。そこで調整して、少なくともこの数字についての正当性、あるいは疑問性、きちんと調査した上で予算を出すという作業は取るべきだと私は思っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 私はこれだけを切り離して特別委員会に付託するということが無理だだと思います。それと同時に今特別委員会のほうからも含めて何ひとつ反応すらありませんので、これはこれとしてきちんと切り離して、これだけを付託するということが無理だだと思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 切り離して付託するんじゃないくて、調査案件としてそもそも載っかっているんです。改めて付託する問題じゃないんです。調査特別委員会を設置したときのそもそもの目的は、新年度の補助金の可否をめぐっての調査特別委員会なんですから、今議長がおっしゃったことは事実誤認です。あとは開いて調査するかしないかというその作業だけなんです。私はそう思うんです。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時53分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

皆様に報告いたします。ただいまいろいろな皆様方の意見等もあろうかと思っておりますので、これより全員協議会を別室にて開催したいと思っております。

次期開催まで休憩いたします。大体目処は30分ぐらいと考えておりますが、これより休憩して全員協議会を開きたいと思っておりますのでご協力よろしく申し上げます。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時12分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

ただ今皆さんと協議した中でこの予算について早く進める、なおかつ疑問点をきちんとチェックしてスムーズに進めるという形の中で最終的に特別委員会で一度話をしたいという意見が多くございましたので、ただ今より本会議を休憩して特別委員会を開いていただきます。本会議は特別委員会終了まで休憩といたします。

以上です。

休憩 午後3時13分

再開 午後4時19分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会中間報告及び当調査特別委員会少数意見報告を追加日程とし、直ちに会議で報告を受けたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会中間報告並びに同調査特別委員会少数意見報告を日程に追加し、直ちに報告を受けることに決定いたしました。

追加の報告書と議事日程表を配付いたしますので暫時休憩いたします。

休憩 午後４時２０分

再開 午後４時２２分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

◎追加日程第１ 社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会中間報告

○議長（真柄克紀君） 追加日程第１、社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会中間報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

梶田委員長。

○２番（梶田道廣君） 社会福祉協議会運営事業補助金調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

せたな町議会せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会の中間報告を行います。本件補助金については、継続調査中であるにも関わらず３月２日開催の定例会へ補正予算の提案がなされたことは委員会としてとても残念なことであります。しかし社会福祉協議会の円滑な運営を考えた時に当該補正予算については本会議で議決すべきと考えます。

また菅原議員から少数意見の留保がありましたので合わせて報告いたします。

○議長（真柄克紀君） 以上で委員会報告を終わります。

◎追加日程第２ 社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会少数意見報告

○議長（真柄克紀君） 追加日程第２、社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会少数意見報告を議題といたします。本件については、菅原議員より会議規則第７５条第２項の規定において少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君） 少数意見報告書、令和５年３月２日開催の第１０回せたな町議会せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第７５条第２項の規定により報告します。

１、調査事件名、社会福祉協議会運営事業補助金の使途について。

２、意見の趣旨、１、本件は参考人が出席しないため現在調査中の案件であり、追加補助金の補正提案は町長による議会軽視にほかなりません。２、約１３０万円の補正については、社協の自主財源で対処すべきであり、調査終了前に議決すべきではありません。

以上2点の理由により中間報告に反対いたします。

(「よし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 以上で少数意見報告を終わります。

追加日程についてこれで終了いたします。

それでは引き続き一般会計補正予算の質疑を許します。

石原議員。

○9番(石原広務君) 補足資料の6ページ、確認も含めて説明いただきたいんですが、商工費の地域おこし協力隊員活動費補助金、補助金精算によるもので244万6,000円と出てるんですが、これイベント等が中止になったのも含めて活動が、要は予定補助金をつけて、予定どおりの活動ができなかったためというふうに勝手な解釈なんですけど、その辺の説明をいただきたい。

○議長(真柄克紀君) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(神田昌君) ただいまのご質問ですが、地域おこし協力隊には報酬のほかに、年間の活動費ということで補助金が限度額定めてあるんですけども、それを限度額まで使わなかったということで、残ったということで減額しました。

○議長(真柄克紀君) 石原議員。

○9番(石原広務君) 新年度予算のところにも、もしかしたら関連質問させていただくかもしれませんが、過去にせたな町にそれなりの意を持って着任した協力隊から、なかなか活動したくても、抑えられる風潮が役場内部にあって、それなりに活用できない部分があったというふうなことが実は証言としてあったんです。そういったことが今後、これに関して起きてるとかということではなくて、今後も含めてせつかく地域お越しという意を持って来る協力隊員には、ぜひ役場担当としても協力する姿勢を今後も示していただきたい、接していただきたいとこれはもう強く要望しますが、基本的な考えも含めて今ご答弁いただける範囲でお答えいただきたいと思えます。

○議長(真柄克紀君) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(神田昌君) ただいまの件については、数年前、過去にあった話ということで私も聞いております。その時、直ちに改善して活動費をきちんと満額使えるように要綱規定整備して現在は対応しております。

○議長(真柄克紀君) ほかに。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) なければこれで質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆様にお諮りいたします。

本日の予定審議が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって時間を延長することに決しました。

◎日程第9 議案第13号

○議長(真柄克紀君) 日程第9、議案第13号令和4年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案案理由の説明を求めます。

なお答弁者をお願いします。提案理由及び説明については簡潔明瞭にわかりやすくお願いいたします。重ねてお願いいたします

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から2,774万円を減額し、補正後の予算総額を12億3,782万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費及び保険給付費などの精査のほか、北海道からの特別交付金を財源とする病院事業会計への繰出金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

高橋町民児童課長。

○町民児童課長(高橋 純君) それでは内容を説明いたします。議案書の76ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で90万2,000円の減額と、2項徴税費、1目賦課徴収費で11万3,000円の減額、77ページで3項1目共に運営協議会費で4万7,000円の減額は事務費の精査によるものでございます。

次に2款1項共に保険給付費、1目療養諸費から5目葬祭諸費合わせて5,068万円の減額、次の2項傷病手当金36万円の増額は保険給付費などの実績による精査でございます。

78ページをお開き願います。3款1項1目共に国民健康保険事業納付金で550万3,000円の減額は、納付金の額が確定したことによる精査でございます。

5款保健事業費、1項1目共に特定健康診査等事業費で100万5,000円の減額は、特定健診事業の精査によるものです。2項保健事業費、1目保健衛生普及費で31万6,000円の減額と2目疾病予防費で7万6,000円の減額は、事業精査に伴い一般会計繰出金を減額したものでございます。

79ページをお開き願います。6款1項1目共に基金積立金では590万9,000円を積み立て、8款諸支出金、2項他会計繰出金、1目繰出金で2,463万3,000円の追加は、北海道からの特別交付金が確定したことから病院会計へ繰り出すものでございます。

これに伴う歳入でございますが73ページをお開き願います。主なものについて説明いたします。1款1項共に国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税で1,233万2,000円の減額は調定見込みによるものです。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金で3,714万3,000円の減額は保険給付費の見込みなどによるものです。

74ページをお開き願います。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で245万8,000円の追加は事業精査によるものでございます。

6款1項共に繰越金、1目その他繰越金で1,935万3,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第14号令和4年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予

算の総額から30万4,000円を減額、補正後の予算総額を1億5,977万7,000円とするものでございます。

その内容でございますが85ページでございます。歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、普通旅費及び通信運搬費の精査、2項1目共に徴収費におきましては、通信運搬費の精査や委託料の執行残精査について補正をお願いするものでございます。

歳入では、3款繰越金、1項1目共に一般会計繰入金、6款広域連合支出金、1項1目共に広域連合交付金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明でご理解いただけたものと思います。内容説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第15号令和4年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から6,652万3,000円を減額し、補正後の予算総額を10億4,785万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、保険給付費における各種介護サービス給付費負担金の減額などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案書の95ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては年度末の事業精査が主なものでございます。

はじめに1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費35万4,000円の減、また3項介護認定審査会費、2目認定調査費119万4,000円の減、及び96ページになりますが、3目認定審査会共同設置負担金57万8,000円の減については、実績見込みによる精査であります。

次に2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費5,471万円の減、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費453万4,000円の追加については、各サービス給付費負担金の実績見込みによる精査、次に97ページで3項その他諸費、1目審査支払手数料については財源振替、また4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費82万3,000円の減、及び5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費50万円の減、及び98ページになりますが、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費1,031万1,000円の減については、負担金の実績見込みによる精査であります。

次に3款地域支援事業費、1項1目共に介護予防・生活支援サービス事業費67万3,000円の追加、及び2目介護予防ケアマネジメント費41万1,000円の減については実績見込みによる精算、99ページで2項一般介護予防事業費から次の100ページの3項包括的支援事業・任意事業費、4目任意事業費（一般財源分）までにつきましては、人件費及び実績見込みによる精査並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業費の精査でございます。

次に101ページで4款1項1目共に基金積立金では、前年度介護給付費交付金追加交付分及び前年度繰越金として116万円の追加。

6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、1目第1号被保険者介護保険料還付金5万7,000円の減は実績による精査であります。

これに伴う歳入でございますが、91ページをご覧ください。主なものといたしまして1款保険料から次の92ページの5款道支出金までにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費の事業精査に伴う増減でございます。

次に93ページで、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で2,000円の減です。

次に7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で1,095万円の減、また2目地域支援事業繰入金で313万7,000円の減、3目その他一般会計繰入金で212万6,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金で91万6,000円の減、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金で210万1,000円の減。

8款1項1目共に繰越金で、前年度繰越金として36万4,000円の追加。

94ページになります。9款諸収入、3項1目共に雑入で17万6,000円を減じまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 1 6 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 1 2、議案第 1 6 号令和 4 年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 7 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算総額を 7, 0 8 3 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、介護予防プラン作成業務の減額などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案書の 1 0 7 ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては年度末の事業精査が主なものでございます。1 款サービス事業費、1 項通所介護サービス事業費、1 日デイサービスセンター事業費 1 1 万 7, 0 0 0 円の追加につきましては、介護報酬改定に伴う交付金の増、及び実績見込みによる精査によるものです。次に 2 項認知症共同生活介護事業費、1 日高齢者グループホーム管理費 1 4 万円の減につきましては入札執行残による減額によるものです。次に 3 項 1 目共に介護予防支援事業費 6 4 万 1, 0 0 0 円の件につきましては介護予防プラン作成業務の精算によるものです。

108ページになります。4項1目共に居宅介護支援事業費10万1,000円の減につきましては実績見込みによる精算によるものです。

これに伴う歳入でございます。106ページをご覧ください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入で50万円の増、3項1目共に居宅介護支援事業所収入では33万9,000円の減。

2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で92万6,000円を減じまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第17号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第17号令和4年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から735万1,000円を減額し、補正後の予算総額を3億3,029万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費や施設の維持管理経費の精査のほか、修繕料の追加などについて補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、地方債の変更1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは最初に地方債の補正についてご説明いたします。議案書111ページになります。第2表地方債補正、変更1件でございます。起債の目的、公営企業会計適用事業につきましては、公営企業会計移行業務に係る起債でありまして、実績に基づき限度額を850万円から800万円に減額するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして114ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額350万5,000円の減額から次の115ページ、2項営業外費用、2目基金積立金1万2,000円の減額までは実績に基づく精査でございます。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費42万6,000円の追加は、10節需用費、修繕料におきまして、冷水地区配水管漏水修理にかかる経費として50万円の追加をお願いするものであります。4項1項1目共に災害復旧費184万5,000円の減額は、災害復旧工事完成などに伴う精査でございます。

これに伴う歳入でございますが113ページをご覧ください。主なものといたしまして、1款事業収入、1項営業収入、1目水道使用料、補正額403万1,000円の減額は調定見込みによるものでございます。

次の2項営業外収入676万6,000円の減額から2款資本的収入、4項1目共に町債50万円の減額までにつきましては事業精査による増減でございます。

以上により収支の均衡を図ったものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第18号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第18号令和4年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から218万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3,120万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費の精査や災害復旧費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案書の121ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、補正額合計91万6,000円の減額及び2項営業外費用、1目基金積立金30万2,000円の追加は委託業務などの実績に伴う精査によるものであります。

続きまして122ページ、2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費68万5,000円の減額及び4款1項共に災害復旧費、1目営農用水道等施設災害復旧費88万9,000円の減額は、災害復旧工事などの完成に伴う事業費精査によるものであります。

これに伴う歳入でございますが120ページをご覧願います。1款事業収入、2項営業外収入、補正額合計150万3,000円の減額及び2款資本的収入、1項1目共に他会計補助金68万5,000円の減額につきましては、実績に基づく事業精査によるものであります。

以上により収支の均衡を図ったものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第19号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第19号令和4年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,116万2,000円を減額し、補正後の予算総額を3億7,726万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費や施設の維持管理経費などについて補正をお願いするものでございます。

なお予算に合わせまして地方債の変更4件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは最初に地方債の補正についてご説明いたします。議案書125ページになります。第2表地方債補正、変更4件でございます。起債の目的、公営企業会計適用事業につきましては、公営企業会計移行業務に係る起債でありまして、実績に基づきまして限度額を710万円から640万円にするものであります。下水道事業3件につきましては、下水道整備費に係る起債でありまして、実績に基づきましてそれぞれ限度額を記載のとおり減額するものであります。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして129ページ歳出について説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費176万7,000円の減額は、公営企業会計移行業務や事務費の精査によるものであります。2目管渠費84万6,000円の減額は、委託業務完了などによる精査と10節需用費、修繕料では、北檜山第1マンホールポンプ所通報装置の修理にかかる経費として129万8,000円の追加をお願いするものであります。次に3目処理場費518万6,000円の減額は、主に委託業務及び改修工事などの精査でございますが、12節委託料におきまして、ミックス施設内のし尿受入槽内の砂が堆積したことから、し尿受入槽清掃業務として58万3,000円の追加をお願いするものであります。

次に130ページ、2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費336万3,000円の減額は事業完了などに伴う精査であります。次に131ページ2項1目共に起債償還費では、財源振替をお願いするものであります。

これに対しての歳入ですが127ページをご覧ください。主なものといたしまして、1款事業収入、1項営業収入、1目下水道使用料227万2,000円の減額は調定見込みによるものであります。2目その他営業収入121万2,000円の減額から128ページ3項1目共に補助金10万5,000円の減額までにつきましては、下水道整備などに係る事業実績に基づく増減

でございます。次に5項分担金及び負担金、合計36万7,000円の追加は今年度の実績に基づく精査でございます。

以上により収支の均衡を図ったものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第20号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第20号令和4年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から227万2,000円を減額し、補正後の予算総額を3,464万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、工事請負費の入札執行残の精査などについて補正をお願いするものでございます。

なお予算に合わせまして地方債の変更1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは最初に地方債の補正についてご説明いたします。議案書135ページ、第2表地方債補正、変更1件です。起債の目的、下水道事業（漁集）につきましては、太櫓地区排水処理施設更新工事に係る起債でありまして、実績に基づきまして限度額を1,350万円から1,260万円に減額するものであります。なお起債の方法、利率、償還の

方法については変更ございません。

続きまして139ページ歳出について説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費、補正額30万円の減額は清掃車両等の借上料の精査によるものであります。次に3目処理場費では財源振替をお願いするものであります。

続きまして2款資本的支出、1項1目共に建設改良費197万2,000円の減額は工事完成に伴う精査であります。

次にページ戻りまして137ページ歳入の主なものといたしまして、1款事業収入、1項営業収入、1目排水施設使用料22万円の減額は調定見込みによるものであります。

次の2項営業外収入10万3,000円の減額から138ページ2款資本的収入、4項1項共に繰越金2万3,000円の追加までは建設改良費など事業精査による増減でございます。

以上により収支の均衡を図ったものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第21号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第21号令和4年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に700万7,000円を追加し、補正後の予算総額を6,943万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事業費の精査のほか、基金積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

神田まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（神田 昌君） それでは議案書の145ページをお願いいたします。歳出から説明させていただきます。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費、補正額700万7,000円の増でございます。これらにつきましては、年度末における事業費の精査でございますが、8節旅費から10節需用費を飛ばしまして18節負担金補助及び交付金までは事業費の精査で、10節の需用費、消耗品につきましては、定期点検等で必要となる消耗品の補修ということで7万2,000円を追加しております。それと24節の積立金、風力発電事業基金積立金で927万2,000円、風力発電事業基金運用利子積立金で7,000円のそれぞれ追加でございます。

続きまして144ページの歳入でございます。1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で7,000円の追加でございます。風力発電事業基金運用収入の7,000円でございます。

それと3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入で700万円の追加で、これは電気売払い収入ということでございます。

以上をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第22号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第22号令和4年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収

支の支出では、給与費及び材料費の追加などについて、収入では、国民健康保険事業特別会計からの補助金及び一般会計からの不採算分などについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の収入では、一般会計出資金の精査、国民健康保険へき地直営診療施設整備補助金などについて、支出では、医療機器購入費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは内容につきまして簡潔にご説明させていただきます。

はじめに、せたな町立国保病院分の収益的収支でございます。158ページの支出からご説明させていただきます。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費286万7,000円の追加の主なものは、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う時間外勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当をそれぞれ記載のとおり追加するものでございます。2目材料費では、1節薬品費2,120万円の追加は、コロナ検査に係る検査薬などの経費でございます。3目経費では、6節光熱水費で電気料の高騰により167万1,000円の追加、13節委託料では、発熱外来受付業務の対応分として、事務医事業務127万4,000円の追加、次に新型コロナの影響で回収量が増加したことによる産業廃棄物の処理業務として244万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

これらに対する収入は155ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益の56万2,000円の減額は、1目入院収益で2,494万7,000円の減額、2目外来収益で1,440万3,000円の追加でございます。いずれも実績による精査となっております。3目その他医業収益の1,285万4,000円の追加は、1節公衆衛生活動収益で、コロナワクチン接種業務の収入の増により1,313万円の追加、次に156ページになりますが、4節国保事業補助金で、国民健康保険直営診療施設運営費補助金328万7,000円の追加となっております。2項医業外収益、2目1節共に他会計補助金では、基礎年金拠出金公的負担金経費補助金2,031万8,000円の減額、経営強化プラン策定経費補助金200万円の追加などとなっております。3目負担金交付金、1節他会計負担金では、新型コロナウイルス関連の補助金が入ってきたことによる不採算地区病院運営負担金3,450万2,000円の減額でございます。7目道補助金では、1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、感染症病床確保促進事業補助金で6,638万5,000円の追加、新型コロナワクチン接種体制支援事業補助金962万8,000円の追加、2節物価高騰対策支援金77万円の追加となっております。

以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

162ページ、163ページの資本的収入及び支出につきましては、いずれも事業費の精査による減額でございます。

続きまして166ページをご覧ください。瀬棚診療所分の収益的収支の支出についてご説明申し上げます。2款瀬棚診療所費用、1項医業費用及び168ページの3項特別損失につきましては、それぞれ実績による精査となっております。

これらに対する収入ですが164ページをお開き願います。2款瀬棚診療所収益、1項医業収益では、1目外来収益の精査により、2,550万3,000円の減額、2目その他医業収益889万7,000円の追加の主なものは、3節国保事業補助金の国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金1,009万5,000円の追加となっております。2項医業外収益、2目負担金交付金、1節他会計負担金では、不採算地区診療所運営費負担金として1,658万1,000円を追加するものでございます。5目道補助金では、1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、新型コロナワクチン接種体制支援事業補助金194万8,000円の追加、2節物価高騰対策支援金では20万円の追加をするものでございます。

以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

また169ページと170ページの資本的収支につきましては、いずれも事業費の精査によるものでございます。

続きまして173ページをご覧ください。大成診療所分の収益的収支の支出からご説明いたします。3款大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費から3目の経費までにつきましては、それぞれ実績による精査となっております。174ページの5目資産減耗費462万2,000円の追加につきましては、内視鏡装置などの医療機器を追加処分したことによる追加となっております。

それらに対する収入ですが171ページをご覧ください。3款大成診療所収益、1項医業収益、1目外来収益では、収支の均衡を図るため3,164万4,000円の減額、2目その他医業収益では、3節国保事業補助金で、国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金990万4,000円の追加でございます。

172ページ2項医業外収益、2目負担金交付金、1節他会計負担金では、不採算地区診療所運営費負担金2,725万5,000円の追加でございます。4目道補助金では、1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、新型コロナワクチン接種体制支援事業補助金110万円の追加、2節物価高騰対策支援金では10万円の追加をお願いするものでございます。

以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

175ページ、176ページの資本的収支につきましては、いずれも事業の精査によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第23号

○議長(真柄克紀君) 日程第19、議案第23号せたな町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第23号せたな町個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては訂正により差し替えとなりました。お詫びを申し上げます。誠に申し訳ございません。

それでは提案理由を申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことから、所要な規定の整備を図るため本条例を制定するものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原 進君) 議案第23号せたな町個人情報の保護に関する法律施行条例について説明させていただきます。当該条例の附則については、罰則規定が明記されていることから本年1月より函館地方検察庁と協議を重ねておりましたが、昨日3回目の訂正指示がございました。差し替えについて議員の皆様には大変ご迷惑をおかけするところでございます。大変申し訳ございませんでした。なお訂正箇所については、お手元に配付させていただきましたA4、2枚の資料でございます。訂正箇所は赤文字となっておりますのでよろしく願いいたします。

それでは改めて当該条例の説明をさせていただきます。2ページでございます。当条例の制定におきましては、令和3年のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで個人情報については、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、その取扱いが別々に規定されておりましたが、令和5年4月より改正された個人情報の保護に関する法律の規定が、地方公共団体についても直接適用され、全国共通のルールとなることから現行のせたな町個人情報保護条例を廃止して、新たに所要な規定の整備を図るため当条例を制定するものでございます。

内容につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で定義を定めており、第3条では、開示請求に係る手数料等を定めております。また第4条では、せたな町個人情報保護審査会への諮問について定めております。

3 ページでございます。附則第 1 条施行期日については、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。第 2 条でせたな町個人情報保護条例の廃止、第 3 条でせたな町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定めております。

次に 3 ページから 4 ページでございます。第 3 条第 3 項では、この条例の施行前に旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧公文書について、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものを、この条例施行後に正当な理由なくして提供したときの罰則規定について定めており、第 5 項では、その業務に関して知り得た旧公文書に記録させられている個人情報を、この条例施行後に自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則規定について定めております。また第 7 項では、旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用は、なお従前の例によると定めております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 24 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 20、議案第 24 号せたな町個人情報保護審査会条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 24 号せたな町個人情報保護審査会条例についての提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことから、個人情報保護審査会を設置するため本条例を制定するものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第24号せたな町個人情報保護審査会条例について説明させていただきます。6ページからでございます。当条例の設定におきましては、個人情報の保護に関する法律第105条では、個人情報の開示請求等において不作為があった場合の審査請求に対し、審査会に諮問しなければならないと規定されており、今回、現行条例の廃止に伴い、新たにせたな町個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

条例の内容についてでございます。第1条から第16条で規定されており、第1条では趣旨、第3条では定義について定めております。

7ページでございます。第5条で組織として、審査会の委員は5人以内と定めております。

次に8ページでございます。第13条では、審査請求に係る調査審議手続きの非公開について定めております。

9ページでございます。附則といたしまして第1条、施行期日につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。また第2条では、委員の委嘱に関する準備行為について定めております。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第25号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、議案第25号せたな町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第25号せたな町行政組織条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現行の組織機構との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第25号せたな町行政組織条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。今回の改正内容につきましては、当該条例が現行の組織機構と整合性が取れてないことから、これを図るため改正するものでございます。

13ページの新旧対照表で説明させていただきます。第1条課の設置、第2条文書事務についてでございます。改正前、第1条及び第2条中、下線部、及び室を改正後、削除するものでございます。なお附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第26号

○議長（真柄克紀君） 日程第22、議案第26号せたな町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第26号せたな町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

公務の遂行を補助するために旅行する職員以外の者に対し、旅費を支給できるよう所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第26号せたな町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。今回の一部改正につきましては、公務の遂行にあたり、それを補助するなどの町職員以外の者に対し、旅費を支給できるよう所定な規定の整備を図るものでございます。

それでは18ページからの新旧対照表で説明させていただきます。第1条せたな町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。条例の題名について、改正前の下線部、せたな町職員の次に改正後等を加えるものでございます。

次に第1条趣旨については、改正前の下線部について、改正後、職員の次に及び職員以外の者（以下「職員等」という。）文言を加えるものでございます。

第2条定義につきましても、公務の遂行を補助する職員以外の者に対し、旅費が支給できるよう文言の追加、文言の改正を図るものでございます。

次に19ページでございます。第2条せたな町職員の自家用車等の公務使用に関する条例の一部改正でございます。当条例において、自家用車の公務使用及び旅費支給に準用するせたな町職員の旅費に関する条例が、せたな町職員等の旅費に関する条例と改正されることに伴い、等の文言を追加するものでございます。

次に20ページでございます。第3条せたな町パートタイム会計年度任用職員任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正、第4条せたな町固定資産評価審査委員会条例の一部改正、第5条せたな町立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する条例の一部改正につきましても、第2条で説明させていただいたとおり一部改正と同じ趣旨により、せたな町職員の次に等を加えるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第27号

○議長(真柄克紀君) 日程第23議案第27号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第27号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから、所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

高橋町民児童課長。

○町民児童課長(高橋 純君) それでは内容を説明いたします。このたびの改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の改正による条項ずれに伴う改正と、銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行により児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、国の基準に倣い本条例を改正するものでございます。

それでは議案書の23ページ新旧対照表をご覧ください。第4条、第6条、24ページの第7条、第8条、第15条、25ページの第20条につきましては、法律の条項ずれに伴う改正となります。なお第15条第1項第4号中、改正前、厚生労働省を、改正後は内閣総理大臣に改めるものは、こども家庭庁が設置されることにより所掌事務の移管によるものでございます。

第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止の条文につきましては、改正後では、第26条削除とするものです。

第35条から30ページの第52条までの改正につきましては、同じく法律の条項ずれに伴う改正であります。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第28号

○議長（真柄克紀君） 日程第24、議案第28号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第28号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。
高橋町民児童課長。

○町民児童課長（高橋 純君） それでは内容を説明いたします。議案書34ページ新旧対照表で説明いたします。改正前の第7条に、改正後は第7条の2、7条の3を加えるもので、第7条の2安全計画の策定等では、児童の安全確保を図る観点から国の基準により、安全計画の策定が義務づけられたため条文を追加するものであり、第1項では、利用乳幼児の安全の確保を図るため、設備の点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修など安全計画を策定する旨を規定。第2項では、安全計画の周知と研修及び訓練を定期的実施しなければならない旨を規定。第3項では、保護者との連携を図るため、保護者に対し安全計画を周知しなければならない旨を規定。第4項では、定期的安全計画の見直しなどを図らなければならない旨を規定しております。

次に第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認であります。利用乳幼児の事業所外での活動に自動車を運行する場合は、乗車、降車の際、乳幼児の所在の確認をする旨の規定を追加するものでございます。

第10条は、改正前の後段のただし書を、改正後では削除し、条文の文言の整理を行ったものでございます。

35ページになります。改正前、第13条の懲戒に係る権限の濫用禁止で、改正後は、第13条削除とするものです。これは民法及び児童福祉法において懲戒権に関する規定が削除されたことによる改正でございます。

第14条第2項では、改正前、必要な措置を講ずるを、改正後では、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するに改めるものでございます。

第25条では、こども家庭庁設置法の施行に伴い、所掌事務の変更により、改正前の厚生労働大臣を、改正後は、内閣総理大臣に改めるものでございます。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第29号

○議長（真柄克紀君） 日程第25、議案第29号せたな放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第29号せたな放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明申し上げます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋町民児童課長。

○町民児童課長（高橋 純君） それでは内容を説明いたします。議案書40ページ新旧対照表で説明いたします。改正前の第6条に、改正後は、第6条の2、第6条の3を追加するもので、先ほどご議決いただきました家庭的保育事業の改正と同様に、放課後児童健全育成事業者、いわゆる学童保育所においても、児童の安全確保を図るため同様の条文を追加するものでございます。

第6条の2安全計画の策定等では、利用者の安全確保を図る観点から国の基準により条文を追加するものであり、第1項では、利用者の安全の確保を図るため、設備の点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修など安全計画を策定する旨規定。第2項では、安全計画の周知と研修及び訓練を定期的実施しなければならない旨を規定。第3項では、保護者との連携を図るため、保護者に対し安全計画を周知しなければならない旨を規定。第4項では、定期的に安全計画の見直しを図らなければならない旨を規定しております。

次に6条の3自動車を運行する場合の所在の確認であります。利用者の事業所外での活動に自動車運行する場合は、乗車、降車の際、利用者の所在の確認をする旨を規定しております。

次に改正後、第12条の次に、第12条の2として、業務継続計画の策定等を国の基準に倣い追加するものでございます。第1項では、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、早期の業務再開を図るための計画を策定するよう努めなければならない旨を規定。第2項では、計画の周知と研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない旨を規定。第3項では、定期的に計画の見直しなどを行うよう努めなければならない旨を規定しております。

第13条第2項では、改正前、必要な措置を講ずるを、改正後では、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するに改めるものでございます。附則として、第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行し、第2項では、改正後の第6条の2の規定の適用について、国の基準で令和6年3月31日までの経過措置が設けられておりますので、それぞれ規定されている条文の読替規定となります。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第30号

○議長(真柄克紀君) 日程第26、議案第30号せたな町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第30号せたな町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども子育て支援法が改正されたことから、所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容でございますが、45ページの新旧対照表で説明をいたします。この改正につきましては法律の条項ずれによる改正でございます。改正前、第1条中、第77条第1項を、改正後、第72条第1項に改めるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容については提案理由の説明でご理解いただけたものと思いますので、内容説明を省略し質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第31号

○議長(真柄克紀君) 日程第27、議案第31号せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第31号せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、出産育児一時金の支給額が見直しされたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

高橋町民児童課長。

○町民児童課長(高橋 純君) それでは内容につきまして、議案書49ページ新旧対照表で説明いたします。第3条は、出産育児一時金について規定されておりますが、改正前下線部、40万8,000円を、改正後48万8,000円に改めるものでございます。現行では、出産育児一時金40万8,000円に、別に規則で定めている分娩時に重度の脳性麻痺を発症した場合に補償金が支払われる産科医療補償制度への掛金1万2,000円を加え、総額42万円を支給しております。このたびの見直しによりまして、産科医療補償制度の掛金1万2,000円と合わせ、出産育児一時金の総額を50万円とするものでございます。附則として、第1項では、この条例は令和5年4月1日から施行し、第2項では、この条例の施行の日前の出産に係る、せたな町国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) これで質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第32号

○議長(真柄克紀君) 日程第28、議案第32号せたな町高齢者グループホーム条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第32号せたな町高齢者グループホーム条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

昨今の原油価格等の高騰等に伴い、利用者負担の適正化を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) それでは内容を説明させていただきます。今回の条例改正につきましては、昨今の原油価格等の高騰などによる影響並びに利用者の生活実態を考慮し、利用者負担の適正化を図ることとし、共通するせたな町高齢者グループホーム条例とせたな町障害者グループホーム条例の2本を合わせて改正を行うものでございます。

議案書53ページからの新旧対照表により説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後となります。まず第1条せたな町高齢者グループホーム条例の一部改正では、第11条は、利用者の費用負担を定めておりますが、改正前の第1項第4号を、改正後では、第5号に繰り下げ、第4号として新たに暖房費日額160円(10月から翌年4月)を加えるものです。

次に第2条せたな町障害者グループホーム条例の一部改正では、第9条は利用者の費用負担を定めておりますが、改正前の第1項第2号エを、改正後では、オに繰り下げ、同号ウ、食費で日額1,200円を、改正後では1食400円に改め、同号にエとして新たに暖房費、日額100円(10月から翌年4月)を加えるものです。

54ページになります。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) この改正によって入居者側の負担増というのはどうなりますか。

○議長(真柄克紀君) 樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) まず高齢者グループホーム条例のほうでございますが、日額160円でございますので月額4,800円になります。その7カ月分が増額となるものでございます。合わせてせたな障害者グループホーム条例のほうにつきましては、食費につきましてはこれは実態に即しまして1食表記にしたものでございます。ですのでこれは変わりありませんが、暖房費につきましては、これも一月約3,000円程度増額となり、7カ月の増額となるものでございます。

○議長(真柄克紀君) ちょっとよく聞こえないですが、聞こえましたか。負担増になるということなんですか。

○保健福祉課長(樋口 靖君) そうです。

○議長(真柄克紀君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) ちょっとよく聞き取れないんですが、いずれにしても負担増になるということなんです。これ負担増にしなければならないその理由は何なんですか。

○議長(真柄克紀君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) まず高齢者のグループホームに関しましては、町内及び近隣施設ではこれまで既に冬期間にかかる暖房費を徴収しているところがございます。これまで徴収していない町の施設でございますが、今回の高騰などがありまして、ほかの施設の利用料金の整合性を図るために暖房費を設定して負担をお願いすることとしたものでございます。ただ現在、高齢者グループホームあさなぎの入所に関しましては、他施設と比較しても今1番低い状況にございますが、今後も家賃の部分については低く抑えている現状にございますので、これまで同様に低額な状況でということでございます。今後この利用者また家族に対しまして丁寧に説明を尽くしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(真柄克紀君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 質問回数カウントしないでくださいよ。値上げしなければいけない徴収する側の事情は何ですかって聞いてるんです。

○議長(真柄克紀君) 樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) まずこの件に関しては高齢者グループホームの指定管理者のほうから原油価格等の高騰などによる影響が生じているということから、町内及び近隣施設の利用料金についての整合性についての話がございました。それで暖房費についてのご意見もいただいたところでございます。町といたしましても、その影響並びに負担の適正化を図る必要があるという認識から町内、近隣施設の状況を調査して検討いたしまして、冬期間にかかる暖房費について負担をお願いすることとしたものでございます。

○議長(真柄克紀君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) よく聞き取れないんですが、要するに整合性を図るために、この条例

を改めるというこういうことなんですか。

○議長（真柄克紀君） いやそういうことでしょうか、今の同じような関係のあれから言ったときに整合性を取るために、そういう策を提案したということです。ということだそうです。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私は高いほうに合わせるということにはならないと思います。これはいずれにしても、高齢者にしろ、障害者にしろ、収入増というのは今、実際上見込めないんです。障害年金にしろ、高齢者の年金にしろ、いろいろな改定はされておりますけれども、実質的に収入減なんです。もちろん物価の上昇に応じて幾らかは上がってますが、事実上もらう実際の金額は減ってます。そういう現状に立ったときにいかがかなというふうに思いますが、この点町長どうですか。町長答えてください、政策問題ですから。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この暖房費につきましては、ご案内のように暖房費の値上げというのは当然上がってきているということでございまして、利用料とは別に暖房費については、実費に近い徴収をしていただくということで考えたところでございます。

○議長（真柄克紀君） 3回目ですよ。

○11番（菅原義幸君） いやいや3回でなくて、今答弁がおかしいからあれですよ。答弁のし直しを求めているんです。暖房費値上げした理由でなくて、高齢者あるいは障害者が実際に年金事実上減ってるんです。そういう状況の中で負担し得るということはいかなるものですかという政策上の判断を聞いてるんです。

○議長（真柄克紀君） いやそれは町長がでもそういうことだと思ってしたというのでそういう答弁をしなきゃならないでしょうし、きちんと答弁してください。何回も回数重ねたくないの、答弁が調整とれないとやっぱり許さざるを得なくなるんです。はっきりやるんだっていうことならやるんだで構わないと思います。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 施策上の判断をさせていただきました。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） それでは質疑を終わり、討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議案第32号せたな町高齢者グループホーム条例等の一部を改正する条例については反対いたします。これは入居者の実情にそぐわない値上げだということが理由であります。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 次に賛成討論を許します。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） ただいま提案された町高齢者グループホーム条例の一部改正について

は賛成の立場で討論いたします。本条例につきましては、町の政策判断及び諸般の情勢からやむを得ない判断として、今回、暖房費追加の改正をしたということについて、私は賛成いたします。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ありますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第33号

○議長（真柄克紀君） 日程第29、議案第33号せたな町北檜山区生活改善センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第33号せたな町北檜山区生活改善センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

河川改修工事により、濁川生活改善センターを廃止したため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

河原農務課長。

○農務課長（河原泰平君） それでは内容を説明いたします。55ページからとなります。このたびの改正は、太櫓川河川改修工事の支障物件となりました濁川生活改善センターを廃止したことにより一部を改正するものでございます。

57ページの新旧対照表をご覧ください。条例第2条関係でございます。現行では3施設が記載されておりますが、施設の廃止に伴い濁川生活改善センター並びにその位置の文言を削除するものであります。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第34号

○議長(真柄克紀君) 日程第30、議案第34号せたな町港湾施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第34号せたな町港湾施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

港湾区域内の指定区域における水難事故防止を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

杉村水産林務課長。

○水産林務課長(杉村輝明君) それでは議案第34号せたな町港湾施設条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の59ページから62ページになります。このたびの改正につきましては、港湾区域内での、遊泳及び潜水行為は、船舶との接触事故などが発生する危険性が高く、安全確保を図ることから、港湾区域内での一部の区域での遊泳及び潜水行為を禁止とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書の61ページからの新旧対照表で説明させていただきます。まず改正前の第15条を、改正後では第16条とし、改正前の第11条から第14条までを、改正後では1条ずつ繰り下げ、第10条の次に(禁止行為)、第11条、何人も港湾区域内の指定区域において、管理者の許可を得ず遊泳又は潜水行為をしてはならないを加えるものであります。

次に第16条第2項第5号中の第12条を第13条に改め、同号第6号とし、第4号の次に第5号、第11条の規定に違反したものを加えるものであります。

議案書62ページになります。なお附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
採決いたします。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第35号

○議長（真柄克紀君） 日程第31、議案第35号せたな町町民センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第35号せたな町町民センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

せたな町大成町民センター会議室等の名称を変更するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

中川大成支所長。

○大成支所長（中川 譲君） それでは議案第35号せたな町町民センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。このたびの改正は本年3月31日までを工期とするせたな町大成町民センター長寿命化改修工事が現在行われておりますが、工事完成を迎えるにあたり会議室等の名称について変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては65ページの新旧対照表でご説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後でございます。別表（第8条関係）基本使用料金表のせたな町大成町民センターについて、改正前下線部、会議室から調理実習室までを改正後は大会議室から調理室までそれぞれ名称を変更するとともに、摘要欄中、改正前下線部、調理実習室、老人室、母子兼婦人研修室を、

改正後は、調理室、和室B、和室Aにそれぞれ名称を変更するものでございます。なお附則としてこの条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第36号

○議長（真柄克紀君） 日程第32、議案第36号せたな町太田地区防災センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第36号せたな町太田地区防災センター条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

せたな町太田地区防災センターの老朽化により施設を廃止するため本条例を廃止しようとするものでございます。

その内容でございますが68ページでございます。題名は、せたな町太田地区防災センター条例を廃止する条例、本則につきましては、せたな町太田地区防災センター条例は廃止する。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明でご理解いただけたものと思いますので、内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 発委第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第33、発委第1号せたな町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

本案についての趣旨説明を求めます。

大湯議会運営委員会委員長。

○7番(大湯圓郷君) ただいま上程されました発委第1号せたな町議会の個人情報の保護に関する条例についての趣旨説明を申し上げます。

令和3年5月公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方議会においても個人情報の取扱いについての定めが必要となることから、本条例を制定するため提案するものです。

以上、地方自治法第109条第6項及び第7項の規定により提案いたしますので議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を省略し、討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(真柄克紀君) 以上で本日の議事は終了しました。

お諮りいたします。

議案調査のため明日から3月12日までの10日間休会といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、明日から3月12日までの10日間休会することに決しました。

なお3月13日午前10時に再開いたしますので当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりどうもご苦勞様でした。

散会 午後6時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年4月24日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 熊 野 主 税

署名議員 道 高 勉

令和5年第1回せたな町議会定例会 第2号

令和5年3月13日(月曜日)

○議事日程(第1号)

1 一般質問

○出席議員(12名)

1番 吉田 実君	2番 梶田 道廣君
3番 本多 浩君	4番 橋本 一夫君
5番 熊野 主税君	6番 道高 勉君
7番 大湯 圓郷君	8番 横山 一康君
9番 石原 広務君	10番 平澤 等君
11番 菅原 義幸君	12番 真柄 克紀君

○欠席議員(0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋 貞光君
教育委員会教育長	小坂 橋司君
農業委員会会長	原田 喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪 観誠君
代表監査委員	残間 正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木 正則君
総務課長	原 進君
まちづくり推進課長	神田 昌君
財政課長	佐藤 英美君
税務課長	濱登 幸恵君
町民児童課長	高橋 純君
認定こども園長	伊藤 悦子君
保健福祉課長	樋口 靖君
農務課長	河原 泰平君
水産林務課長	杉村 輝明君

建設水道課長	平	田	大	輔	君
会計管理者	杉	村		彰	君
国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	小	林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財政課長補佐	井	村	裕	行	君
税務課長補佐	奥	村	大	樹	君
町民児童課長補佐	上	野	朋	広	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
水産林務課長補佐	藤	井	卓	也	君
水産種苗育成センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	章	君
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	黒	澤	美知	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	水	野	万寿	夫	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	齊	藤		真	君
水産林務課主幹	油	谷	好	彦	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
建設水道課主幹	大	野	秀	幸	君
国保病院事務局主幹	三	浦	三津	枝	君
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	伏	見	尚	志	君
防災係長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君

財 政 係 長	稲 船 洋 志 君
課 税 係 長	竹 内 佑 輔 君
環 境 衛 生 係 長	原 田 宰 君
児 童 福 祉 係 長	林 亮 輔 君
社 会 福 祉 係 長	河 野 葉 子 君
障 が い 福 祉 係 長	平 田 慎 太 郎 君
保 健 推 進 係 長	安 藤 麗 香 君
包 括 支 援 係 長	大 久 保 麻 未 君
地 域 支 援 係 長	金 澤 早 苗 君
地 域 支 援 係 長	田 畑 貴 子 君
農 政 係 長	栗 城 惇 史 君
業 務 係 長	北 山 典 孝 君
業 務 係 長	池 田 裕 之 君
庶 務 係 長	大 庭 啓 君

《瀬棚支所》

支 所 長	増 田 和 彦 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西 田 良 子 君
福 祉 係 長	稲 船 奈 穂 子 君

《大成支所》

支 所 長	中 川 讓 君
次 長	佐 々 木 正 人 君
主 幹	藤 谷 希 君
事 務 係 長	村 井 貴 大 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	古 畑 英 規 君
次 長	山 本 亨 君
主 幹	長 内 解 人 君
主 幹	尾 野 真 也 君
学 校 給 食 係 長	山 崎 英 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 優 君
係 長	小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君
書 記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 大 辻 省 吾 君

◎開議宣告

- 議長（真柄克紀君） おはようございます。
ただいまの出席議員12名で定足数に達しています。
ただちに定例会を再開いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 一般質問

- 議長（真柄克紀君） 日程第1、一般質問を行います。
重ねて質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されているとおり、質問答弁については簡潔、簡明にお願いしたいと思います。
それでは通告順に順次発言を許します。
5番、熊野主税議員。

- 5番（熊野主税君） 北海道南西沖地震から30年目の総合防災訓練についての質問をさせていただきます。

北海道南西沖地震の災害から30年目の節目に総合防災訓練を実施すると町長は執行方針で述べております。

そこで①災害から20年目を迎えた2013年、平成25年8月に総合防災訓練を実施しておりますが、今回もその時と同等の規模での実施なのか具体的な計画がありましたらお示してください。

②年数の経過と共に災害を忘れられたり、知らない世代が増加するなどいつ起こるかわからない災害に対応できる訓練になるよう町民に早期に周知すべきではないか町長のお考えを伺います。

③また町、町民と大きな規模で実施する総合防災訓練だけではなく、30年を迎えたこの機会に最も基本である各個人、各家庭での災害に対する準備を町も助成と啓蒙すべきと考えるが、町長のお考えを伺います。

- 議長（真柄克紀君） 高橋町長。

- 町長（高橋貞光君） それでは熊野議員の1点目のご質問にお答えします。

平成5年7月12日、午後10時17分に発生した北海道南西沖地震では、当町におきましても未曾有の大災害となったことは、今も鮮明な記憶として刻まれているところであります。この北海道南西沖地震から今年で30年が経過することから、いつまた襲うかもしれない地震、津波災害に備えることを目的に令和5年度せたな町総合防災訓練を実施いたします。訓練内容については、町内会等の地域の自主防災を担う組織を中心とした住民避難訓練と瀬棚港総合防災訓練など平成25年度に実施した訓練と同等の規模で実施したいと考えております。

2点目の総合防災訓練の周知については、今後関係機関と調整を進め、日程や内容などの詳細が決まりましたら、多くの住民が参加していただけるよう早期に周知してまいります。

3点目の災害に対する準備の助成と啓蒙についてですが、当町におきましては、平成23年度に防災用品購入助成事業を実施し、災害時持出用品の購入に対し、その費用の一部を助成しておりました。現在は、災害時に住民にとって一番身近であります自治会や町内会などが地域における防災力の向上を目的に、自主防災組織の結成や自主防災活動に対して補助金の交付を行っているところです。今後も引き続き自主防災組織の結成、防災活動の推進を図り、自主防災組織に対する支援を行うとともに、町内会など地域から新たに災害の備えに対する助成等の要望がありましたら検討してまいりたいと考えております。また令和5年度におきましては、危険箇所や避難所などを掲載した防災マップを最新の情報に更新し、各家庭などで活用いただけるよう町内全戸へ配付とWEB版防災マップの整備を行い、防災意識の啓蒙に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 過去にも町のほうで防災グッズの助成をしたと、それからもう10数年経ったと思います。町でも非常用の備蓄品を多く抱えていることになっております。それを町の方々に、どの場所にどのくらいのをきちんと用意してますよということを周知して、逆に言うと、それだけしか町は持ってないよってことですから、各家庭、個人の方々が、それに対応して自ら備蓄品、食料だったり水だったり先ほど町長言われた防災グッズ、避難用のあの時はリュックだとかラジオだとかっていろいろ用意していただきましたけども、年数も経っておりますから、町ではこれだけの用意はしてますよということはきちんと明示し、それに対して個人の各家庭で、それに自分たちに間に合うような防災グッズを備蓄していくように町のほうで促すような形をしていったらいいんじゃないのかと思いますので、その辺のところ何でも助成とは言いませんけども、やはり切っ掛け作りが大事なので、この30年を契機に町もこれだけのことはやるけどもあなた方もこれだけやってくださいよみたいなことを進めていければなと思うんですが、町長のお考えを伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 南西沖地震から30年経過いたしました。また最近話題になっていた東日本大震災、これも12年目ということで報道をされているところでございます。こうした災害、地震津波災害の場合は、やはりまずは急いで避難をするということで自助の重要性ということが大事になるというふうに思います。災害のあとにつきましては、これは共助、公助という順番で対応していくということになりますので、この自助をいかに対応を早く、そして全体の避難に繋げるかということが重要になってくるというふうに思っておりますので、この部分について先ほども答弁申し上げましたが、新しい防災マップを配布いたしまして、それぞれどこに避難するのが1番早いのかということや家族の皆さん、あるいは地域の皆さんで考えていただかなければならないというふうに思っております。この際、1番大事になるのが何といたしても自主防災組織ということですから、まだ未組織の部分も相当数あるということから、これらの組織化についても対応してまいりたいというふうに思っております。防災マップの更新の内容でございますが、この主な掲載内容としましては、津波災害警戒区域、それから河川の洪水浸水想定区域、福

社避難所、指定避難所、指定緊急避難所と、その他の防災情報ということになっております。冊子版と合わせてWEB版の防災マップを整備したいというふうに考えております。議員の言われました避難所への備品の整備については順次、充実を図っているところでございますが、これからも一気にできないという事情もございますので、これからもそうした対応を、充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今の熊野議員の質問は、最低限町の持つてる備品の現状をきちんと町民に発信して、その足りない部分を町の方々の協力をいただいたらいかかということはどう考えますかというのが質問の趣旨なんです。そのところしっかりお話してください。

○町長（高橋貞光君） まず自主的な避難については、やはり身の回りで必要な最低限の部分については、しっかりそれぞれで対応していただくということが大事だというふうに思っております。町としては、避難所に避難された場合に対応できる備品ということで、水であるとか、食料等必要な備品について整備を進めるということでございますので、それらについては避難所に必要な備品の整備をしている部分についてのお知らせはこれからもしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 備品リストの明示はするというふうに理解、今できたのでよろしく願いたいと思います。

2問目の質問に移ります。当町のドローンの活用についてであります。昨年2022年12月からドローンを操縦するための国家資格、無人航空機の操縦者技能証明制度が開始されました。ドローンは産業、観光、災害等いろいろな分野での利用が求められると思いますが3つのことについて町長にお尋ねします。

1番目、町のドローンの保有についてお尋ねいたします。また民間の方の保有を把握している分についてもお知らせください。

2番目、操縦できる町職員、町民の人数と部署を把握している分を示してください。

3番目、消防での保有と操縦者を育成する計画があるかお知らせいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目のご質問にお答えをいたします。

1点目ですが、町で保有しているドローンは2台で農務課並びに農業委員会で保有しております。民間については、農薬散布用の2件の保有は把握しておりますが、その他撮影や測量用などの簡易なドローンの機体登録状況が公開されていないため確認できておりません。

次に2点目ですが、高度な操縦が可能となる国家資格を有する職員はおりませんが、資格不要の範囲で操縦できる職員は6部署14名であります。民間町民の方については、業務利用に限らず趣味も含めて実数は不明です。

3点目ですが、現在消防署へのドローンの配備はしておりません。災害時等に使用する場合は、

役場所有のドローンを活用することとしております。消防署員で操縦できる者は4名です。今後も操縦者の養成をしてまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 民間の所有しているドローンというのは目的がそれぞれですから、機能的なものがどの程度かということは別において、かなりの数があると私は認識しております。例えば農業で使うだとか、目的がきちんとして突発的に使うわけでない場合というのは、機種を選定、また操縦者を誰にさせていただくかとかということは計画的にできますが、災害についてはいつ起こるかわからないので、どの機種を誰が使えるかということは非常に重要になってきます。この前の新聞で渡島西部広域事務組合、木古内、知内、福島、松前の組合で4基購入し各署におきますということが出てきました。何を言うかということ、ただ空から鳥瞰図のように見るということだけでなく、そのドローンに積んでいる機能は何が乗っかっているかということが非常に大事であります。そうすると災害で人探しをするという、温度の感知ができれば人がどこにいるかというのは、筐の中に入れても何でも見れるだとかってそれぞれの機能は別なんだろうと思うんです。それで皆さんの持っている、つまり民間で持っている方々の機種はどのようなタイプかということも把握できてないとお願ひすることもできない。結構いるんだっていうことは聞いてるんですけども、ドローンを扱う方々、持っている方々、操縦できる方々を何とか愛好会というか、どこかに言えばすぐ何とかできるような形というのを町が率先して作っていけないでしょうかというふうに思うんです。そうすると何か災害がありました。もちろん町のドローンもあるし、職員で先ほど聞いたら14人もいるということで、私はそんなに居たんだと思って大変心強く思いましたけども。それにしても、そのときの事情で誰が動くかというのはまた違う話ですから地区にもよりますし、とすれば町民の方々のそういう登録をしていただき、協力いただけるように組織化しておいて何かあったときにお願ひする。実際に瀬棚区で山火事があったときに、発見してくれた方がドローン扱える方で、まず飛ばしてくれて確認をして、消防にも通達し、自らも消火活動に尽力されてもらったという例もあります。そういう確認もわざわざそこまで行くというと牧草を渡って行かなきゃいけないので、車ですぐ行ける場所でなかったものですから、もし目視で確認しようと思ったらかなりの時間を要したろうなと思うんですが、やっぱりそういうドローンを使った活用でうまくいったっていう例もありますので、ぜひ消防署の配置も目的を持った機種をきちんと選定しておくことをまず考えていただきたい。当然それについての操作できる方々の育成もお願ひしたいのがまず一つ。それから民間でやってる方々の何かうまく組織作りを町もお手伝いして作っていただいて、その方々に協力をいただけるような登録制度みたいなものを、ぜひ作っていただければどうかと思うんですが町長のお考えを伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まずドローンの用途は様々あるというふうに思っております。したがって民間の所有者につきましてもレジャーから仕事まで、それぞれの目的によって様々な機種が多分導入されているというふうに思っております。実際、災害や捜索といったようなところでドローンというのは活躍できる範囲があるんだというふうに思っておりますが、ドローンと道の

防災ヘリ、消防防災ヘリですが、こういった部分との使い分けもしっかりしていかなければならないと思っております。したがってこのドローンの利用というのを、どういう形で利用していくかという検討をしなければならないというふうに思いますし、それが今の町に配備しているドローンでどの程度カバーできるかということの研究していかなければならないと思います。そうした研究の中で、議員おっしゃいましたこの民間のドローンの協力ということも視野に入れながら検討をしてみたいというふうに考えておりますことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 3問目の質問をさせていただきます。

町と議会のICT化について、行政サービスのデジタル化を推進すると町長は執行方針で示しております。これからの議会においてもICT化は避けて通れない状況にあります。議会自らこの事に調査研究することはもちろんですが、議会のICT化は執行側と議会の連携が不可欠です。議会のICT化に向けて町と議会と一緒に調査研究をすることで、町も議会もより良いデジタル環境を構築できると考えますが町長のお考えを伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 3問目のご質問にお答えいたします。

行政サービスのデジタル化は、せたな町デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づきまして取り進めているところであります。現在のコロナ禍では、感染症の予防からオンライン会議、オンライン研修などが主流となってきており会議や研修等のICT化が進んでいることを踏まえると、今後の議会におきましてもペーパーレス化を含めICT化に取り組む必要を感じております。私も議員と同様の考えでございます。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 私と同じだということなので、進めることには異議はなしというのは重々わかるんですが、町議会でICT化するときというのは、普通はまず議会のほうでいろいろ勉強してというのがまず取っかかりなんです。もう自分たちでもとりあえずオンラインであるメーカーですが、そこの議会のICT化するためにはどのようなやり方があるかというのを、実際、講習を受けたりもしました。1番は議会だけがICT化してもしょうがないっていうか、さっき町長が言ったペーパーレス化だとか、情報の共有だとかって言っても議会だけではダメで、やっぱり執行者側も一緒にやっていないと意味がないっていうか、また議会だけで一人相撲取るわけにいけないので1番は情報の共有だと思うんです。例えば議会で先ほどドローンって何基あるんですかって言ったときに、町長は多分、資料の中に数字がきちんと書いてあるのを読み上げたんだと思うんです。そういうのってのすぐアップしてくれればみんな見れるわけです。もちろん議事録のこともあるからしゃべれなくていいとは思ってませんが、やっぱり目で見れるというその安心感というか、いろいろなことを考えると迅速に情報の共有ができる環境を作る、つまりは行政側で持っている情報を議員も見れるというふうにしてほしいという意味がないっていうか、全て紙で今まで何かあれば議事をストップして、皆さんに紙の資料を提供して、それからまた再開

してとかっていういらぬ時間を使うのと、無駄な紙を使うのと、前からわかっててもいい情報が先送りされたりしているという状況がないように1番は情報の共有化だろうなど。そのためには一緒にこういうこともできる、ああいうこともできる、こういうこともしてほしい、こういうこともやっていきたいとかっていう、お互いの立場のいろいろな議論しながら、もちろん作っているところはいろいろ考えて作って、今もう議会決裁までデジタル化しようとなってる議会もあります。そこまでじゃなくても、議員の方々も一緒に情報を共有して円滑に行政を進めていける環境化ということを考えれば、やはり議会だけじゃなくて一緒にプロジェクトチームまで行くのかどうかわかりませんが、そういう形を作る、これは両方の話ですからまず町長に今日伺っているのは、そういうものを議会のほうで作りたいというふうに要望があったときに、町長はどのような態度なのかなってというのが1番知りたいところなんで、町長が私と同じだよって言うたんですけども、どこまでなのかその辺だけもう一度お願いします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。現在、私の認識としては、民間はかなりICT化が進んでいるという状況になっております。多少自治体のほうが出遅れているという実態にあるということは事実だというふうに思います。そこでこの議会のICT化を進めたいという議員のご意見については、私も異議を申し上げるものではございません。進めていかなければならない。先ほども同じ考えだというお答えをいたしました。そこでどうやって進めていくかということになるわけですが、もちろん議会は議会としても、しっかりその中にご議論をいただいてどういう方向で進めるのかという話も進めていただきたいし、そうしたことを受けて町がどういう対応ができるかということになるんだというふうに思います。一気に全てをICT化の導入ということにはならないというふうに思いますが、先んじて何から進めていくかということが重要だというふうに思っております。そうした部分において共通の認識の中で、しっかり予算を上げて取り組んでいくということが大事だというふうに思っておりますので、私たちとしてもしっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 以上で熊野主税議員の一般質問を終わります。

続いて8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは買物弱者への取り組みについてお伺いいたします。瀬棚区では先月末、地域で長年親しまれましたスーパーマーケットが閉店いたしました。このスーパーマーケットでは電話での注文や遠い所までの配達などきめ細かいサービスを実施し、高齢の方が多い瀬棚区では皆さんの生活の支えとなっていました。今月からは瀬棚区にはスーパーマーケットが1軒、コンビニエンスストアが1軒となり、地域住民からは今後の日常生活に不安の声が上がっています。現在のところ近所の方や親戚の方が対応してくれており、食料品などの生活必需品については買えなくなるという事は生じていないようですが、高齢者の皆さんは先行きに不安を強く感じてられているようです。高齢化が進み交通手段が乏しい上に、商店も少なくなる状況に早急に対策をとる必要があると私は考えております。このような現状に対して町はどう取り組んでいくのか以下の点についてお伺いいたします。

①買い物弱者の実態をお伺いいたします。

②買い物弱者への支援策についてお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 横山議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、買い物弱者は店舗数の減少により増加傾向にあると考えております。商店がない地域では、自家用車やデマンドバスなどを利用し買い物をされておりますが、これらの地域を含め町内の買い物弱者については、介護保険のヘルパー利用やボランティア団体による訪問型サービスBの利用、それから社会福祉協議会の買い物支援、民間の配送サービスなど、それぞれ対応されているというふうに考えております。

2点目のご質問でございますが、買い物弱者の支援策としては、先程の介護保険のヘルパー利用やボランティア団体による訪問型サービスBの利用、社会福祉協議会の買い物支援、民間の買い物サービスということがございます。これらの情報の提供であるとか、自立、また新たにデマンドバス路線拡大などについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 再質問させていただきます。ただいま町長の答弁では、まず①のところ増加していることは認識しておられるということでしたが、ただ今のところ自家用車ですとか、デマンドバス、ヘルパーの利用や訪問サービスのB型の事業で十分対応できているというようなお答えでした。特に今、町は買物で困ってる人はいないというような回答だったのかなというふうに私は理解せざるを得ないです。ちょっとそこら辺、私と認識が異なります。実際のところ今回、瀬棚区で閉店されたスーパーマーケットは20数件遠くまで配達という業務をされておりました。そのサービスがなくなるというのは、高齢の方は非常に不安がっているんです。その声、私も実際聞いております。ある方は普段の保存できるものなら大丈夫なんですけど、牛乳ですとか、そういう腐敗性が高いもの、新鮮なものを買わなきゃいけない、そういうもの一つでも今後どうすればいいんだろうかと不安を口にするんです。まだ瀬棚区では、スーパーマーケットが1件ありますし、コンビニエンスストアもあります。ただこれは今もう私は買物に関して緊急事態になっていると捉えるべきだと思います。先ほど町長がおっしゃったような自家用車、デマンドバス、ヘルパーや訪問サービスのBこのようなものがあるから大丈夫だとおっしゃったんですが、私の住んでるような瀬棚区の農村地域、ここでは患者バスは週に1度しかありません。デマンドバスの整備はされておられません。そういうところに住んでいらっしゃる方もおられます。そういうところへは全く対応できてないと思うんです。ですから先ほど町長がおっしゃった自信を持ってせたな町は対応しているというのは私はいささか疑問が残ります。今、包括支援センターが、生活サポート運営協議会ですか、そこと協力しながら買物支援のアンケートを取ってるということをお伺いいたしました。まだ今、継続中なので結果は出ていないようですが、そのようなことをしっかりと取り進めて対応を考えていくということをする時期だと私は思っています。町長に再質問でお伺いしたいところは買物支援ということ。やはりこれは非常に大事な問題ですので対応できているとおっしゃらないで、今包括のほうからきつと調査の結果が上がってくると思

いますので、その結果をしっかりと検討していただきたいと思います。そして調査の結果が上がってきた上で、役場と地域で本当に今困難を覚えている方、そして何よりもこれ事業者の協力も得なければいけないと思いますので、その3者がしっかりと合意形成をした上で対策が必要であれば早急に対策を打ち立てていていただきたい。まずこのような調査の結果をもってしっかりと合意形成、そして対策を立てる。このような考えがあるかどうか町長にお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。まず町の支援策といたしましては先ほど答弁したとおりでございますが、まずはこうしたサービスを十分有効に活用していただければというふうに思っております。今回の瀬棚のスーパーの閉店ということで議員のご質問があるわけでありますが、確かにこのスーパーを利用していた方々については、買物をどうしたらいいのかというふうに悩まれているのは理解するところでございます。しかし他の地域でも店のない地域がたくさんございます。そうした方々が買物ができていないのかということになると、それはいろいろな先ほど言ったサービスなどを通して買物ができているということですから、このスーパー1店の閉店によって不便にはなりますが、この対応をできるのではないかとこのように考えております。そういうことで住みなれたところで暮らしたいという願いと、交通の便と両立しないという地域はたくさんある、瀬棚区以外にもございますが、これからは横山議員もやっておられるような地域での支え合い、議員も一生懸命やられているというふうに思いますが、これがますます重要というふうに考えております。町民の皆さんの足の確保対策と民間の様々な活動、こうしたことで買物に不便を感じている方をなくすようなことができればというふうに思っております。町としましても先ほど言いましたように足の確保については、これからも進めてまいりたいというふうに考えていることをご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、今何かデータとか取ったのを集計された段階でそれを参考にして、次の施策を考えるんですかって質問がまずありました。それと私ちょっとあれですけどこれ、町長の答弁この買物について十分に対応できているという形で発言されているのか。それともいろいろまだあるけどもという形なのか、その辺、質問者から聞かれていますのでその辺についても考えを示してください。

○町長（高橋貞光君） これ買物については、不便を感じているということは事実だというふうに思います。ただいろいろなこうしたサービスを使いながら買物をやられているというのが現状実態でございますので、そうしたサービスなどをしっかりお伝えをしながら、それぞれ対応していただくということになります。ただ町としましても、足の確保というのは重要な課題というふうに考えておりますので、これからはデマンドバスなどの路線の拡大についてしっかりと対応していかなければならないというふうに考えているところでございます。

それからこのアンケート調査ですが、これは今まとめておりますので、これらについて十分検討を加えながら必要な対応をしていければいいなというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） では再々質問に移らせていただきます。町長、今ご答弁の中で地域の支

え合いがますます必要になっていくとおっしゃっておいりました。私もその辺には全く異論がありません。ここは私は地域の力で困ってる人たちを最大限助けていく。私も議員としてそこは一生懸命取り組みたいと思っています。ただもう全然、数年前、数十年前とは状況が違うんです。ちょっとデータを言います。合併した当初、せたな町の人口1万1,000人余りいました。2月末、町民児童課に調べていただきました。住民基本台帳ですが7,103人、2月28日で、当時から見たら4,000人まではいかないですけど3,900人以上人口減ってるんです。そして高齢化率、合併した当初32%、現在のところ47.2%これだけ違いがあるんです。そうすると地域の中で支え合いってというのは大事なことはわかるんですけど、もう既にマンパワーがかなり縮小してるとこのように捉えないといけない時代にもう入っちゃってるんです。今は町長おっしゃるように対応できている。不便は感じるかもしれないけど対応できている。このようにおっしゃるかもしれませんが、このデータ見ただけでもうそれがギリギリのところまで来てるというのは、人口減少、高齢化ということで一目瞭然なんです。ですから私はしっかりした実態把握の上で地域住民、そして役場、事業者この3者がしっかり合意形成をして対策を立てないと非常に大変な事態が目前に来てる。このような危機感から今この場で質問させていただいてるんです。本当に私は反省してるんです。今瀬棚区の一つのお店がなくなったということ。これなくなるまで気がつかなかった。本当に議員として私恥ずかしいと思うんです。危機が迫っているのに無くなるまで、目の前から無くなるまで気づかなかった。これは本当に恥ずかしいことだなと今自分で深く反省しています。その中から今回この質問をさせていただいています。買物弱者の問題というのは、医療とか、介護といったような直接命に関わる問題ではないんです。ですから割と私も含めて真剣に考えないで来た。ただこれは非常に大きな問題です。一つこれ東京大学の高齢者社会総合研究機構というところが出してる考え方があるんですけど、フレイル状態です。心身の機能が低下するというフレイルには3つの領域がある。1つは社会的なフレイル、これは一人暮らしですとか、経済的な困窮が相当するそうです。そして身体的なフレイル、低栄養や移動機能の低下というようなことです。もう一つ心理的なフレイル、これは認知機能の低下ということで、この3つの領域にこの研究機構は整理しています。そして買物というのはこの3つのフレイルの予防になるんじゃないかと、なるんだよということも訴えています。お店に行くことによって社会との繋がりを確保する。食料を買うことによって低栄養状態を招かないようにする。そして何よりもお店に行くことによって目の保養になります。楽しいですよ。たくさんの商品の中から選んでいく、そのことによって自分の認知機能も維持していくことができる。このような買物には、自然なフレイルの予防にもなるということが、しっかりと研究の成果として出てるんです。であれば私はこの地域の力が低下した中で、町がある程度しっかりとの方針を打ち出して買物弱者の対策を立てていく、このような考え方に立つべきだと思っています。

もう1点、町長、社協さんがやってる買物支援サービスも先ほどおっしゃいましたけど、あれは極めて限定的なものであります。私の住む瀬棚区、そして大成区そのようなところは、今のところそのサービスの区域には入っていません。そのようなことを考えると十分対応できているというのは私は少し認識が違うと思います。このことをしっかりと受け止めてアンケート調査の

結果を待って、しっかりとした対策を打っていただきたいというふうに思います。

もう1点、ただアンケートの結果を待って対策を立てていくというには少し時間がかかると思います。年単位の時間がかかるのではないかと推測できます。その前に今ある既存のサービス、先ほど町長も答弁の中でおっしゃってましたが、小売業と運送業者が今食品の運搬サービスを事業者自らがやっている事例もあります。小売店が独自に配達の手を回しているところも既にあります。また社協の買物支援も北檜山区内限定ですがやっています。このようなものをまず高齢者の皆様方にしっかりと周知する、このようなことはすぐにでもできることです。このことをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。町長、町が立てた高齢者保健福祉計画、3年ごとに改定されるものであります。新年度はこれの改定業務に関わっていくことだと思います。この計画の基本理念ご存じでしょうか。すばらしい基本理念に基づかれてこの計画が立ててあります。表紙に太字できちんと書いてあります。高齢者が住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくり、このような基本理念の基に様々な施策が実行されています。その中で医療や介護と同様に、この買物支援、移動支援というのもこの町では必要になってきますので、しっかりと対策を打ち立てて歩いていっていただきたいと思います。このことを要望して質問を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず先ほどの答弁で申し上げましたように、お店の無い地域での対応というのはこれは十分参考になる話というふうに思っております。そうした地域においては既にこの移動販売であるとか、宅配サービス、先ほど申し上げたような様々なサービスを駆使してついでに言いますか、利用されて、しっかりと買物を対応しているという状況でございます。そうしたことから議員もおっしゃいましたようにこうしたサービスの周知については、しっかりとまいりたいというふうに思っております。ただ今瀬棚区については、まだこの日用品の買えるお店もございませんし、コンビニもございません。食堂、スタンド、お土産さん、ケーキ屋さん、整備工場など市街地としての形ができて維持されているという状況にあるわけでございます。こうした地域の経済活動をしっかりと支えていくということもまた一方で大事なことでございます。半世紀、近く前の話になりますけれども、私が暮らしましたアメリカの農村地帯では、経営をリタイアした人は近くの町に移り住む。後継者の方々が農場に住んで経営をするというのが当たり前の形というふうになっておりました。高齢者がお店や病院のある町に住むというのは大変理にかなっておりませんし、こうしたことはいいなというふうに見ておりました。そういうことで高齢者買物支援対策というのは、足の確保はもちろん大事でございます。しかし生活支援ハウスであるとか、三杉荘あるいは町営住宅の利用なども含めて総合的に考えていかなければなかなか解決できないものというふうに思っております。そういったことも含めてしっかりと検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） これで横山議員の一般質問を終わります。

ただいまより11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番、道高勉議員。

○6番（道高 勉君） それでは一般質問させていただきます。

令和5年度における予算編成における行財政改革の取り組みについてであります。令和5年度における町政執行方針が示されました。本町はウイズコロナの影響やエネルギー、物価高騰など厳しい経済情勢の中で、さらなる持続可能な財政運営を図っていくためには将来の世代に過度の負担を先送りしないように、先を見据えた行財政改革の継続系な取り組みが不可欠であると考えております。次の2点についてお伺いいたします。

1点目、令和5年度予算編成方針のポイント、重点事項及び経常経費などの節減状況、経常比率、収支比率、そして財政計画との整合性についてであります。

2点目、令和4年度策定するとした町行政改革大綱の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは道高議員の1点目の質問からお答えをいたします。

毎年新年度の予算編成にあたる際には、職員に対して国の経済状況や町の財政状況をはじめ、予算編成における基本的な考え方について予算編成方針を通知しているところであります。

令和5年度予算編成のポイントについては、町民生活に多大な影響をもたらしている新型コロナウイルスや原油価格、物価高騰やデジタル技術の活用、脱炭素化などを意識しコストの縮減を踏まえた予算を積極的に計上するよう指示をしたところでございます。令和5年度の経常経費については総額で61億6,570万4,000円であり、昨年度と比較して198万2,000円の増となったものの前年度に対しほぼ横ばいに推移しております。この大きな要因として、電気料金の値上げや物価高騰により大きな影響を受けたものの、職員給与費では約3,900万円の減や公債費において、これまでの起債残高の削減努力の取り組みによりまして約5,600万円の減となったことによるものであります。

次に経常収支比率についてですが、令和3年度決算で85.6ポイントであり、令和5年度についても改善するよう取り組んでまいります。

次に財政計画との整合性についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー、物価高騰など計画策定時には想定されていなかった部分については実態に合わせて修正し、さらに健全な財政運営に努めてまいります。

2点目のご質問にお答えいたします。財政の健全化や行政の効率化を進める上で継続的な行財政改革は必要であり、その指針となるのが行政改革大綱であると考えております。ご質問の第3次となる行政改革大綱の進捗状況については、令和5年度から令和9年度を計画期間として取り組むことで完了しております。主な内容につきましては、これまで第1次、第2次行政改革大綱

に基づき行財政改革を進めてきたことを精査した上で、第3次行政改革大綱で取り組む5点の課題を洗い出し、その課題に対応する基本方針を3点にまとめ、それに基づき16の基本施策を策定し行財政改革に取り組む考えでございます。ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） ただいま町長のほうから今年度の予算編成における行財政改革の取り組みの説明を受けました。まず確認したいことは、私は議員になって今年で4年目になります。行財政改革について私は令和2年から3年ずっと当初予算において、町長に編成方針の考え方について、また行革の取組について質問をしてきたところでございます。なぜかという、やはり1丁目1番地、私はそう思ってます。本当に合併、今年18年になるわけでありまして、高橋町長就任当初から本当に財政問題については大変苦労したところでありまして、平成18年7月に財政の緊急事態出して、そして25年余りにわたって何とかくり抜けたと。本当に檜山においてもこの旧3町が合併して、これから新しいせたな町として大いに檜山の唯一の合併町として頑張っていこうじゃないかという、そういった意味でやってきた経過があると私は思ってます。それには何よりもやはり安定した財政基盤の整備を作っていくということが、私は本当に基本、原理原則じゃないかという中から正してきたわけでありまして。今町長おっしゃったように予算の編成ポイント、これは本当に約3年コロナウイルスによって町の経済情勢、それから町民生活も大変マイナスと言いますか、リスクを抱えた中での生活、それから経済状況でありました。おかげさまで国のほうからいろいろ様々な交付金によって何とか対策を打ち出してきて今日あってきたわけでありましてけれども、私は予算編成の方針を読むに、やはりこれからの町全体が経済的にも、商工においても全体的にリスクを伴った中で、これをそれぞれ3年やってきましたけれども、でも今日たまたまマスクを外す自己判断の日であります。そしてまた5月4日からは今度は季節性インフルエンザと同じ第5類に変わるという本当に大きく変わる年になるのかなと思うんです。それにあたって私は予算編成のポイントの中にやはりこれからの当面の回復における町の経済情勢について、やはり何らかの支援投資、国はないですけども、我が町としてはやっぱり必要でないかということが私はまず思ったわけです。そこは先ほど町長もありましたように、削減、削減とありますけども削減ばかりじゃなくて、やっぱりそういった全体的に商店街、それから飲食店街も含めて観光業も含めて回復するには、まだまだ時間がかかるなというふうに思います。ホテルの関係でもマイナスです。これは本当に今年が勝負だというんですけども、そこに町としても様々な施策、対策をやっぱり講じるべきでないかということがなかったんです。だからそこはどうかということ私が私にはありました。それがなかったんです。まずそれについてポイントについて私の考え方について、もし答えられればお願いしたいということ。

それから私は行財政改革というのは、やはり令和3年から4年にかけて私ずっとやってきているんです。ようやく令和4年度中に策定するというので、町長去年議会でも私の質問に対して答えたんです。一本算定になってから3年目なんです令和5年になりますと。そうですね。ですからそれはやっぱり町としてももう少しスピード感を持った中できちんと町民に示していくということが大切でないかということから私は指摘をさせてもらってきたんですけど、でも本当に令和

4年度の今まで先ほど取り組みしたというこれを示したいという話もありましたけども、これも令和5年度の事業を今予算やるのに町民にも、議会にも示されないと、これは一連のタイミングから行くところとちょっとずれてるなということがまずあります。そういうことについて一つ反省をしてほしいと私は思うわけでありまして。スクラップアンドビルドという財政改革の中でやってきたんですけども、やってきた結果が逆にそんなに先が増えてないと、人件費が3,900万、公債費が5,600万、物件費だとか、ランニングコストだとか、そういったものも含めた中でどうなのか、それちょっと抜けてるんです。そこはちょっと抜けてます。実際にそういったものが大きく削ることないでしょうけども、しかしどれだけの汗を掻いたのかって話です。行財政改革の中でそういうランニングコスト関係をきちんと評価しながら積み重ねた数字というのはどうだったのかということもきちんとそれを町民に示してほしいと思います。そういう点についてあります。それで行財政改革プランが年度中にできたんでしょう、まだ見ておりませんが。その基本的な考え方というのは、私が町長にお伺いしたいのは、今の現状において財政計画もありますけど、財政計画とのさっき話しされましたけども、我が町は現在においては何とか潤沢じゃないですけど、基金もあるし、何とか大丈夫な町だと。そんなに財源も困ってませんよという認識なのか。そういう事の危機感が無い中でこのように取り組みってというのが、やっぱり役場全体職員も含めてちょっと認識が甘くなってきたのかなという危機感を私は持っているんです。真剣さが足りないという。町長は3年、4年一生懸命やるやるって早く示すというのに、それがぎりぎり年度末が来てもまだ見てませんがそういう状況です。だからそこは町長やはり本当に1丁目1番地である行財政改革、5年間という令和5年から9年までという話もありましたけども、それをしっかりとしたやっぱり町民はね、議員も示しながら、それに向かって一丸となって取り組んでいくんだと、そういう旗印を早く示して欲しかったということについて、私は町のこれまでの歩みについて大変反省してほしいなというふうに思います。その辺を含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 道高議員おっしゃいましたけれども、合併当初の財政、大変なことでありまして一緒に汗を流して苦労したことを思い出したところでございます。財政通の道高議員のご意見につきましては、いつも重く受け止めさせていただきまして政策に反映してきたところでございます。今回、財政の健全化ばかりではなくて、産業あるいは町民生活という面でウイズコロナの中でしっかり取り組んだらどうかというご意見がまずありました。全くそのとおりでございまして、町の予算の中にも産業振興等をしっかり対応していきたいというふうに思っておりますし、また今後におきましても、こういったまちづくりの言えば要の施策ということでもございますので、これはしっかり意識をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。もう一つは、この第2次行政改革大綱から第3次、少し時間を空けてしまったと反省をしているかというようなご質問ございました。私としても反省はしております。ただ道高副町長時代の第1期行政改革、それから第2期行政改革大綱、この間も実は3年の時間の空白がございました。

これらについては第1期をそのまま踏襲をしながらまだこれで行けるという判断がございまして、そういった状況に至ったということでございます。第2期から第3期の空白につきましても第2次の行財政改革でいけるというふうに踏んできたところでございますが、ただやはり道高議員おっしゃいましたように、やっぱり新たな課題も出てくるということは当然あるわけでありまして、これらをしっかり吸い上げてた第3次の行政改革大綱というものを今回整理させていただいたところでございます。多少、時間が空いてしまったということについては、お詫びを申し上げなければならないというふうに思っております。

それから行財政改革も含めて一連の改革に汗を流してきたかというご質問ございました。これは道高副町長の時代から全く変わらないで取り組んできたところでございます。その成果ですが、今年度の見込みで申し上げますと、起債残高につきましては何と51%削減をすることができる見通しとなりました。212億を103億までに改善を図ったと。基金残高も19.9億円合併当初ございました。今64.8億と3倍以上になっております。道高議員と取り組みました職員の適正化につきましても、これは人件費を見ればどのぐらいになったかということはおわかりですが、18年度の当初予算では17億ございました。現在10億4,000万円です。10.4億円ということで6.6億円減少しております。元利償還につきまして、これは先ほども答弁申し上げましたが18年度当初では24.2億円でありましたが、令和5年度の新年度の予算におきましては14.4億円、9.8億円減少しております。この成果から見ましても道高議員在任当時と考え方をしっかり踏襲しながらこつこつとこの18年やってきたという大きな成果でございます。これはこれまでも財政の健全化、持続可能なまちづくり、身の丈に合った行財政運営ということでの成果の賜物というふうに思っております。議員はじめ議会の皆さんに感謝申し上げたいということでもあります。これからもこの方針を変えることなく時代の変化をしっかりと見据えながら対応し、しかも町民の皆さんの安心安全を考えた自治体運営をしっかりと行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 3回目の質問であります。私にとりましては、議員としての一般質問、最後の機会だと私は思っておりますので、本当に高橋町長、当時の副町長という話をさせていただきいただきましたけども、本当にあの時のやっぱり大変な思いというのは、これは当時の最高責任者でないとわからないと思います。そういう面でその気持ちというのはずっと持ってこられたのかなと思うんですけども、私は本当に18年間こうやって取り組んできたことについては私は評価をしております。しかしながら、その歩みの中できちんとした節目節目のやっぱり町民にきちんと示すということのそういう姿勢が必要だったのではないかという思いがあるということは申し上げておきたいと思っております。私は町長も本当に一生懸命、本当に当時の19億の基金から今64億です。町民からしたら随分潤沢な町になったんじゃないかって話です。だからその辺の考えというのは本当にこれからでも10年先、20年先の考えたときに本当にそれがずっと保っていけるかというところではないわけです。要するに財調の基金繰入れだとかしていかなきゃならない状況が生まれてくると。そのための蓄えなんだという話になるわけですけど、その緊張

感はこれからずっと持っていかないとならないと。私は先の質問の中でもありましたように、本当に年代とともに新しいニーズの課題が出てくるわけですから町民生活にとって。私はだからスクラップアンドビルドってということじゃなくてビルドアンドスクラップというのがこれから必要なんだと。そのために何を見直すんだということをしていかないとならないということをお私はずっと申し上げてきたんです。ですからこれからは本当に高齢者のそういったものの福祉対策関係もそういうことです。だから職員の皆さんもそこをしっかりと考えて、お金があるからいいんだっていうんじゃないで、これだって使えば無くなるわけですから、だから国の今の政策だってどうなるかわかりません。たまたま今年、交付税だってプラスで見えますけども、これから一本算定、一本算定って本当にこれから減る減るといってやってきたわけですから。その気持ちってというのは変わらないと思うんです。だからそこをやっぱり皆さん共有していただいて、そして本当に今町民生活の中で抱えてる問題についてそういう財源を充てていくんだという事を一生懸命汗流して頑張っていたきたいと私は思います。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ただいま本当にありがたい激励をいただいたなというふうに感じました。感謝を申し上げたいと思います。議員の発言の中でやはりこういう状況を町民の皆さんにしっかりお知らせすべきだということがございました。今回の議員の質問で、それが少しでもできたかなというふうに考えております。町政というのは、これは生き物と同じでございます。これまでの緊張感を引き続き維持をしながら議員おっしゃいましたスクラップアンドビルド、これらについても町民や議会の皆さんのしっかりとした共通の理解をいただくということが何よりも大事だというふうに感じたところでございます。これからは行政財政運営につきましては、これまでのことをしっかりと維持をさせていただきながら持続可能なまちづくり、町民の安心安全をしっかりと確保できるような、そうしたまちづくりに職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、これからは議員におかれましては温かく見ていただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

大変貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（真柄克紀君） これで道高勉議員の一般質問を終わります。

続いて11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） せたな町社会福祉協議会運営事業補助金の運用実態と人件費全額補助について代表監査委員にお尋ねします。

①せたな町議会せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会の調査によって、幹部職員の違反採用、不適切勤務、文書偽造、不適切出張など町補助金の使途に関する驚くべき実態が次々と明らかになりました。解明された一連の不適切行為について、今日までどのように監査してきたのか監査内容を伺います。

②社協会長は、これまで解明された一連の事実について補助金の使途に関しては不適切な部分はないものであります。これは昨年11月17日議長宛の回答書であります、としているだけ

でなく、昨年4月13日以降、参考人質疑に背を向け、補助金使途の解明は事実上中断しています。監査委員として、町補助金の使途について今後どのように監査されるのか伺います。

③せたな町の直営組織ではない社会福祉協議会に人件費を全額補助することは改めるべきだと判断しますが、代表監査委員の見解を伺います。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） それではご質問にお答えをいたしたいと思えます。

1点目と2点目のご質問については関連がありますので合わせてお答えさせていただきたいと思えます。補助金の監査につきましては、これまで財政援助団体監査、決算審査、定期の監査などにおいて抽出監査により行っております。令和3年度事業分のせたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する監査は、令和4年8月5日の決算審査において決算数値の確認、実施事業の分析、不用額の精査などについて提出された資料により実施したところでございます。また令和4年8月31日付で、その結果を町長に対し令和3年度各会計歳入歳出決算審査意見書を提出させていただいております。当該年度にかかる決算はすでに終了しているものと考えてございます。

監査内容についてであります。これまでも町補助金等交付規則、運用規程、せたな町社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱、こういうものに基づきながら補助金の対象経費となっているか、算定根拠は合理的であるか、適正な事務手続きを経て補助金が支出されているかなどに重点を置き監査を行ってきておりまして、今後も必要であると監査委員が認めた監査手続きにより実施していきたいと考えてございます。また今後の補助金の運用にあたっては、ご意見があったような部分も含め従来以上に担当課と援助団体が連携の下で事業内容をしっかりと吟味しながら補助金の申請から交付、さらには効果測定、事業評価、これを正しく行い年度末の補助金の精算、返還事務など適切な指導助言の下で取り進めていただきたいとこのように考えてございます。

続きまして3点目のご質問であります。今後の社会福祉協議会のあり方について調査特別委員会継続中の昨年8月に社会福祉協議会から改善計画が出されました。機構改革等の見直し、ゼロベースでの経営合理化、各種事業等のPDCAサイクルが機能する体制構築、そういうものが基本方針として示されております。すでに率先して取り組まれている項目があるようでございます。まずは自ら改革しようとする改善計画の下で新たな社会福祉協議会の動きを見守りながら今後に期待をしてみたいとこのように考えております。また組織の改革に取り組まれてもどうしても自主財源が足りない部分等々については、町が補助するということについてはやむを得ないと考えますが、社会福祉協議会自らが各種福祉受託事業を前向きに取り組むなど自主財源の確保により固定的な人件費の縮減に努めていただくことを強く願ってございます。

最後に町民の目に見える形での積極的な取組姿勢が肝要と存じます。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） その前に今答弁されておられません問題をどうなさいますか。私文書で通告をし、監査委員も十分準備されていたものと思っておりますが、答弁欠落しています。

○議長（真柄克紀君） 全額を補助することは改めるべきと判断しますが代表監査委員の見解を伺います。この点についてですか。

○11番（菅原義幸君） それの一つ。それから補助金の使途に関する実態が次々と調査特別委員会の調査によって明らかになってきたんですが、監査委員自身がどのように監査してきたのか、その内容を答弁していただいております。2つです。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

答弁をまだしていないということでございますので、その点について監査委員のほうから答弁をしていただきます。

代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） ただいま2つ漏れてるということでございました。この社会福祉協議会の監査については、非常に私、監査担当も含めて神経を使っております。それから援助団体の監査にあたっては、実施する前に必ず従事者の共通の視点を持つということで、きちんとミーティングもやって、これは歴代の議選の監査委員さんもお承知の通りでありまして、かなりそこら辺については、ほかの部門の倍以上の時間を費やすようにしておりますし、それから頻度、これも大体3年に1回が多いんでありますが、社会福祉協議会については、2年もしくは連続ということでその内容を確認するというように意を配ってまいりました。私の立場としては、監査委員に就任して約10年ちょっとになりますが、この社会福祉協議会の監査は在り方も含めて、ある意味ライフワーク的な捉え方をしております、やはり町民の皆様方の活動の内容、目に見える活動内容にしてほしいとか、それから自主財源をきちんと確保するための積極的な事業に取り組んでほしいとか、そういうことをここ10年来ずっと監査において話をしてまいりました。これはそのとおりでありまして、担当課等についても間違いのないところであると思います。また令和3年決算審査におきましては、各種受託事業そういうものに積極的に取り組んでほしいとか、それから会員の確保も含めて自主財源の確保に対する対策をきちんとやっていただけないかというようなことを、社会福祉協議会の事務局、それから会長さんもいらっしゃったと思いますが、そういうふうをお願いをしております。どういうふうに監査をやったかっていうご質問でございますが、この財政援助団体に対する監査というのは、監査対象は、法文上は財政援助に係るものでそれに関連した事務に限られる。これは法の199条にきちんとその旨記載されておりまして、やはり社協なら社協の独立性というか、ガバナンスそういうものも尊重するという意味も法的にはあるんでしょう。そこら辺の事を踏まえて私ども監査委員は監査をしております。したがって、ここに指摘された点も含めて、これは大事なことでありますので、今年、来年以降の監査においてもきちんと留意をしていかなければなりません。残念ながら監査委員の監査とい

うのは事後処理の確認の監査にどうしてもなってしまう。ここを今までは申し上げてきたんですが、やはり一定の限界はあったのかなというふうに考えているところでもあります。ここで話をして先ほど答弁したんですが、適切な指導助言のもとに取り進めたいと考えておりますということでご答弁申し上げましたが、やはり社会福祉協議会の運営、今回は改革プランを出してございますけれども、それを的確に実施していくということについては町の指導が欠かせません。これは監査がそれを担保するというのは、それは到底無理な話であります。やはり町のほうできちんとした機能性を持って導いていくということが欠かせないのではないかと考えております。

それから2点目のご質問の全額補助についてであります。これは私、言外にそのように遠回しに言ったんですが、私は基本的に人件費補助、町からの人件費補助、これについては過年からそういう形は改めるべきという発言をしております。というのは、やはり事業をきちんとやって事業実績に応じて補助金を交付すると。目に見える形でやったという町民の納得的な、そういう要素も必要ではないか。今までどっちかっていうと人件費枠をいただくと、結果的にそれがずっと繰り返されてきた。今回その調査委員会でいろいろ議員さんの皆様方が論議されました。それを踏まえて、社会福祉協議会は8月、改善計画を立てて、そして1月の広報でこういう中身でやりますという、言うなれば背中に看板を背負って、そしてバッテリーボックスに立ってる状態。私はその段階をもうちょっと時間を貸して見守ってやってもいいのではないかと、そんなふうに考えております。当然、町のほうから補助が一定額がなければ運営はできません。しかし、やはり全額ということではなくて、きちんとやったら補助金をつけてやるよというような方向性を打ち出してもいいのではないかと、そのように考えているということでございます。そんなことでご理解いただきたいと思います。

○11番（菅原義幸君） 今の答弁でいいんですか。

○議長（真柄克紀君） 質問中ですけど、ここで暫時休憩いたします。

今の菅原議員の質問の要求の項目についても検討しながら進めたいと思いますので、ただいまより早いですが1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

重ねて先ほどの菅原議員の質問に対する監査委員の答弁を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） 失礼いたしました。先ほどの答弁漏れの内容でございますが、令和4年度、令和3年度の事業年度分の決算審査におきましては、決算数値の確認、不用額の精査こういうものを中心に行っております。数値の聞き取りを行っておりますが、議員おっしゃってございました幹部職員の違反の採用だとか、適切な勤務だとか、文書偽造こういうものについて

の内容についての監査は行ってございません。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 声が小さくて聞き取れなかったんですが、監査はしていないという回答でしたか。

○議長（真柄克紀君） 一連の不適切行為等についての監査はしていませんという発言でございました。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。監査委員は地方自治法第199条第1項において、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされており、また第2項では、行政事務一般についても監査を行うことができるとされており、第3項では、監査に当たっては、地方自治法、第2条第14項における最小限の経費で最大の効果を上げること。第15条の組織及び運営の合理化、規模の適正化を図らなければならないとする規定の趣旨について意を用いるべきことなど、行政事務の適法性、能率性の向上を図る観点の重要性が強調されており、さらに第7項では、必要があると認めるときは、補助金その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものを監査することができることとされており、第7項では、出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものを監査することができることとされており、さらに第8項では、関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿書類その他の記録の提出を求めることも明記されており、特別委員会の調査で明らかになった幹部職員の違反採用、不適切勤務、文書偽造、不適切出張については補助金の運用に関わる案件であります。ところがこれらの指摘に対して、社協高野会長は、何ひとつ否定できなかつたにもかかわらず、補助金の使途に関しては不適切な部分はないものがありますとして、全否定する回答書を昨年11月に議長あてに提出し、参考人質疑を拒否しているために特別委員会の調査は未だに終了していません。その結果、令和3年度の町一般会計決算審査特別委員会が招集できず、決算が認定されないという異常な事態に発展しております。現在の社協は、財政援助団体としての適格性を著しく欠いておりますので、地方自治法上の監査を的確に行うことを改めて求める次第であります。

③についてですが、新町になってから社協に対する人件費の補助率は85%で推移していましたが、使い込み事件発覚後の時期から95%となり、平成28年度からは100%補助になりました。行政組織でもないのに人件費の100%補助はあり得ません。100%補助を続けるのであれば、管理職以外の社協の全スタッフを直接町職員と採用し直営で行うほうが不適切行為を防げるし、最小限の経費で最大限の効果を上げることができるとする町民の指摘もございませぬ。新年度において100%補助を解消すべきだと考えますが、改めて監査委員の考え方を伺っておきます。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） ただいま地方自治法上の監査委員の責任、職責等々についてのご意見をいただきました。それについては、私ども監査委員としての大切な矜持でございますので、それをきちんと守るということについては、いささかも揺るぎないそのように思っております。私ども本多監査委員も同じであります。監査基準にある正当な注意を払って、その職務を遂行するという立場は常に確認しているところであります。今回これらの不祥事があった、その指摘のあった部分については調査の委員会の推移をもう少し見てもいいのではないかとこのようにこちらでは思っていた。ただ令和3年度の決算の補助金の戻入額の確定については、きちんと精査できるものは精査するということ、私のほうから次長のほうに指示をしていた、そういう経過がございます。いずれにせよ、ただいまいただいたご意見については、きちんとお受けしたい、そのように思います。

2点目のことについては、先ほど私答弁したとおりでございます。それ以上のものそれ以下のものはございません。何度も申し上げますが100%補助というのが、今までややもすれば社会福祉協議会の人件費の枠をいただいたと、そういう緩みに繋がっていたのかもしれない。そういう意味で社協のほうで改善計画を立てて、ゼロベースから改善していくということを町民の皆様にご約束したわけでございますので、その推移をきちんと見守るということを考えているということ、これを答弁させていただいたということでございます。100%補助の扱いについてはいろいろな事業をやれば、その事業の中で人件費の部分は吸収できる。ほかの町村なんかも結構そういうふうに行っておりますので、そういう仕組み、町のほうと協議していただいて一歩でも二歩でも改善に向けて進んでほしいとこのように願っているところであります。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を行います。ただいまの再答弁。大変疑問であります。監査委員の矜持について云々されておりましたが、それであれば、なぜきちんと監査しなかったんですか。監査しなかったことの理由に全くなっていないということ、これを率直にご指摘申し上げる次第であります。推移を見守ってもいいのではないかとこの判断そのものに大変大きな判断の誤りがあるということ、これを指摘する次第であります。社協会長は、社協だよりの新年の挨拶で営利を目的としない社協の財源は補助金等がなければ運営できないとして、人件費100%補助金は当然だと言わんばかりの主張を展開しています。さらに改善計画を作成したとしていますが、社協会長の公式の見解は、不適切行為を一切認めておりません。一体何を改善したと言うのでしょうか。さらに議会において不適切行為の解明もまだ終わっていないのに、議会からのご指摘の問題は全て改善しましたと、よく言えたものであります。昨年12月の私の町政報告において、町民の皆様から寄せられた13項目の改善策を提起しました。しかし社協の改善計画なるものには、全く反映されておらず、愛情銀行からの取崩し、支所の廃止など後ろ向きの計画すら含まれております。心ある町民からこのままでは社協は悪くなるばかりだという声や、解散して出直したほうがいいという声さえ出ています。その一方で町長は、何の反省も説明もなしに補助金を議会に提案し続けており、多数の議員も町長の態度に追随しております。私は社会福祉協議会は、町民

の信頼と参加によって成り立つ町民にとってはなくてはならない組織であり、本来の在り方に立ち返ることが必要だと考えております。補助金の不適切行為の実態解明について地方自治法に基づく厳格な監査を行うことを改めて求めまして再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） 監査を実施するかどうかというのは、監査委員の判断に委ねられている。そのように私は理解しておりますので、今後きちんと認識をしたら監査をするということになるかと思えます。ご意見については重々尊重しておきたいと、そのように思います。以上です。

○議長（真柄克紀君） 続いて菅原議員の2問目の質問に入ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2問目の質問に入る前に一言だけ申し上げておきますが、余計なこと言わなくたっていいんです。法に基づいてきちんと監査の本来の仕事を果たしてくださいよって私言っているんだから、わかりましたでいいじゃないですか。

それでは第2問に入ります。

前保健福祉課主幹の不正行為に対する代表監査委員の見解について伺います。

①雄心会から受け取った公金を5カ月間に5回にわたって役場から持ち出して手を着けていたことは、横領そのものであると判断せざるを得ません。代表監査委員の見解を伺います。

②昨年4月上旬以降9月8日まで毎月納入されていなかった事実をチェックできなかった原因がどこにあったのか伺います。

③本件について町長は単なる公金の不適正な処理で済ませました。その結果、町民から厳しい批判が出ていますが、代表監査委員としての受け止め方を伺います。

○議長（真柄克紀君） 代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） それではご質問の案件についてお答えさせていただきます。

ご質問の事案については、令和4年12月7日、令和5年2月6日の2回、随時監査を実施し、監査結果につきましては2月13日付で町長及び議長宛に報告をさせていただきました。また第2回臨時会での諸般の報告により議員の皆様におかれましてはすでにご承知のことだと存じます。

1点目のご質問であります。不適正な公金処理等が行われた内容については、随時監査を通じて事実確認をしており、原因と思われる諸問題を把握したところでございます。議員がおっしゃる横領という見解については、それぞれで様々なそういう捉え方や考え方があろうかと思えますので、私の立場から軽々に物事を申し上げるものではないとそのように考えてございます。また今回の処分については、町長の諮問機関であるせたな町職員懲戒処分審査委員会の意見をもとに町長が決定したものであります。その内容に対して疑義を申し上げるには至らなかったというふうにご存じております。今後におきましたは、再発防止に向けて取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

2点目のご質問でございます。監査では毎月例月出納検査を実施しており、提出された資料に基づいて全会計における歳出伝票の点検、歳入については各会計毎の全体の動き、計数の確認、

予算に対しての収入額や収入事実の確認などをさせていただいております。今回の事例では、地方自治法第231条及び地方自治法施行令第154条に定められている歳入の調定処理を怠っていたために発見が困難な状況であったと考えております。また保健福祉課内においては、収納事務を現金で扱う流れであったことや担当課における財務会計システムによる定期的な収支の確認、照合などがなされていなかったことが挙げられます。さらに前主幹に任せきりの状態で内部牽制組織が有効に機能しておらず、収入処理の状況を早期かつ正確に把握できず不適正な公金処理等を未然に防止することができなかったと思われま

す。続きまして3点目のご質問です。私のところにも町民からの厳しい声が寄せられてございます。このたびの事案は、管理職という立場の職員が起こし、町民の皆様には行政に対する信用を失墜させ、多大なご心配やご迷惑をおかけしている状況でございます。監査委員としても今回の事案を大変遺憾に思っておりますし、今後の監査の実施にあたりコンピューター利用監査技法など、より効率的かつ効果的な手法を順次用いてまいります。今後は、理事者責任のもとでしっかりとした職員教育を行っていただきながら、2度とこのようなことが起きないように町民の信頼回復に向けて真摯に基本的な法令順守の管理体制を確立していただきたいと考えてございます。また2月17日付で新たに策定されました公金等取扱事務管理適正化方針に基づき、職員意識の徹底や危機管理能力の向上、さらには適正な組織及び管理体制の整備に全力で努めていただくことを強く願っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。軽々に判断するわけにはいかないとする監査委員の答弁、これまた断じて納得できないということを申し上げておく次第であります。この問題で町長に対する町民の批判は極めて厳しいものがあり、これが横領でなければ何が横領かという声が相次いで出されております。私の見解は次の5点であります。

第1点、前主幹は3月分から7月分までに雄心会から受け取った公金、合計約160万円を4月から8月まで毎月計5回にわたって役場から持ち出しました。

第2点、町長は一貫して公金を家に持ち帰った事実はあるが、自己のお金と区別して保管していたので横領にはならないと弁解しています。しかし会計責任者の証言によって、発覚後、前主幹が弁済した現金は小銭1袋と札束2袋であり、保管せずに手を着けていた事実が判明しています。

第3点、町長が不適切行為が明確になった9月28日の翌日、副町長の指示に基づき、翌日、早急な会計処理をしたとされています。しかし実際の姿は、未納が発覚した9月8日の翌日以降20日間にわたって前主管は違う科目に入れてしまったかもしれないとする虚偽説明を繰り返した上で、財務会計システムまで不正に操作し、横領の隠蔽工作まで行っていたのであります。

第4点、町長は本人が全否定しているので横領ではないと断定しています。しかし昭和25年6月の最高裁判決は、受託者がその金銭について委託の本旨と違った処分をしたときは、横領罪を構成するとしており、前主幹が出納室に納めずに役場から5回にわたって持ち出したことが横

領罪を構成することを示しています。

第5点、さらに町長は、事実解明に必要な行政情報を個人情報だとして公開せず、町政に対する町民の批判と不信感を増大させました。町長に対して、横領を単なる不適正行為にすぎないとする誤った謝罪を撤回した上で、再発防止策と町長の任命責任、監督責任を明確にすることを求めます。

以上の5点は、去る3月2日の議会調査特別委員会の調査報告書において、町長が横領を単なる不正行為にすぎないとしている点を曖昧にしていることに反対して、私が提出した少数意見報告書の見解であります。町長は、担当課長の顛末書など行政情報を議会に公開せず、真実の解明に背を向けておりますので、監査委員の権限に基づいて厳正な監査を行うことを改めて求める次第であります。

○議長（真柄克紀君） 残間代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） ただいまいろいろご意見をいただきました。私としては、随時監査をやらせていただいた中で、いろいろ疑問、確認そういう諸点がございました。しかしそれをもって今回の事案が明らかに横領であるという明言できるそういう状況には至ってございません。したがって今回の軽々にとというのはそういう意味でございます。監査についても、随時監査で2回、明確に確認をしてございますので、改めて監査をするという考えは持ってございません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を行います。感想を一言だけ言いますと、それじゃ監査委員の役目というのは何なんですかと。そういう疑問を申し上げざるを得ません。これほど明確で争いの余地のない事案について、何で軽々に結論を出すことができないという判断になるんですか。町民からは、なぜこういう事案を早期に発見できなかったのかという点が一つと。それからこれが横領でなければ何が横領なんだという率直な疑問が出てくるわけです。これほど明確な基礎的事実が明らかに全て揃っているのに、判断を回避するとすれば、それは監査委員の職務の誠実な遂行を怠ったものであると指摘せざるを得ないのであります。私が心配しておりますのは、真面目な町職員から、こんなことで町民から職員が白い目で見られるとモチベーションが下がってしまう。はっきり横領だという結論を出してほしいという意見が寄せられております。さらに側聞するところによりますと、昨年4月1日に町の組織機構図に氏名が掲載されていた職員のうち、定年退職者9名も含め、年度途中で退職する職員を含めた合計数が20数名に上回っているということでありまして。私の得ている情報では25というふうに思いますが、このほかにも消防職員3名が退職するそうでありまして。これは役場の機能と町民の今後の安心安全を考えたときに大変憂慮される事案であります。退職そのものに第三者が安易に口を差し挟むべきではありませんが、今後のせたな町を思うときに大変複雑な思いに駆られていることも事実であります。そのことを申し上げた上で最後に1点だけ再々質問を行います。地方自治法第198条の4で、監査基準の策定は監査委員が定めるものとされておりますので公表を求めたいと思います。

以上で再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） 今回の事案については、私も報告を受けた時に本当に耳を疑うような事案でございました。特に若い職員も含めて既存の職員に大きい影響を与えるということについて非常に危惧をして、それについては、先ほどの菅原議員のご意見と同様でございます。基本的に、そういうことを踏まえておりますけども、先ほど後段に出た監査基準については、それぞれ制定してございますので、それについては結構だとそのように思っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） すみません、今最終的にはそういうことで聞き取れなかったってということなんですけど。監査委員ちょっと聞き取れなかったので最後の結論だけもう一度お願いしたいということなんです。

○代表監査委員（残間 正君） 申し訳ございませんでした。監査基準については提出することをいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて菅原義幸議員の3問目の質問に入ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 高齢者の通院問題と買物支援について町長に伺います。

質問に入ります前に申し上げておきますが、買物の支援については、午前中に横山議員が行った質問と重なっておりますので実はカットするつもりでございました。ところがカットするわけにはいかない答弁をおっしゃってますので、これは質問通告書どおりとあえず最初の質問をさせていただきたいと思っております。その上で再々質問の中で、いろいろ展開させていただくことにしたいと思っております。

①瀬棚区のAコープせたなが2月一杯で閉店し宅配サービスがストップしたために、車を持たない高齢者を中心に深刻な状況が生まれています。他の区にも共通する問題であり自己責任で解決できるような問題ではありません。せたな町全体の課題としての町の対応策を伺います。

②高齢化率が加速し、一つの区がまるごと限界集落になると言う深刻な事態に直面しています。自家用車を所有していない高齢者世帯などのために無料通院バスの全町的拡大と継続的運行は必要不可欠の課題となっております。町長の考え方を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご質問にお答えいたします。

1点目の高齢者への買い物支援策につきましては、先ほど横山議員からのご質問の答弁と同じ内容になりますが、介護保険のヘルパー利用やボランティア団体による訪問型サービスBの利用、社会福祉協議会の買物支援、民間の配送サービスなどの充実に努めながら、新たにデマンドバス路線拡大について検討してまいりたいと考えております。

2点目の無料通院バスの全町的拡大と継続的運行につきましては、先日せたな町地域公共交通協議会での協議が終了しましたせたな町地域公共交通計画をもとに、交通空白地域におけるデマンドバス運行の検討、既存路線の利便性向上など、地域住民が安心して利用できる交通環境の整備と持続可能な公共交通網の形成に向け協議していきたいと考えております。無料化につきましては、そうした状況を達成したあとに検討したいという考えでございます。ご理解をいただきました。

いと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。まず町長、午前中の横山議員の質問の感想についてから始めますが、町長の事実認識、現状認識、甘すぎませんか。町長の答弁の基調は、現状で対策はされているという分析なんです。これ訂正なさったらどうですか。全町的に見ても非常に厳しい状況なんです。まずこれが1点。それから最後の再々質問ですか。何か町長の体験談を持ち出してまして、不便な所に住んでる高齢者は便利なところに移住したらいいという趣旨の答弁してましたよね。違いましたか。そういう趣旨の答弁をしましたよね。首かしげてるんですか。不便な地域に住んでおったら、便利性の高い地域に引っ越したらいいだろうという趣旨の答弁なされたんです。私はこれは発言取消したほうが良いと思います。とんでもない話です。今せたな町内で不利益地域に住んでいる方に、町長そう言ってましたよって私たち説明できますか。不便でしょうと、町の真ん中に引っ越したらどうですかってしゃべりますか。公式の答弁であなたはそう発言してるんです。私は責めるつもりはありませんので、発言はきちんと取り消されたほうが良いと思います。まずそのことを申し上げておきたいと思います。

Aコープせたなの閉店による買物支援対策の問題につきましては、私もたくさんの方から相談を受けまして、去る2月21日に町長に協議を申し上げました。これはご記憶なさっておりますでしょ。町長に出向いていろいろ報告しておりますから。これは町行政上の基本問題として町長の対応を要請したいということで提起をいたしました。その返事が3月2日に回答がありました。簡単に言いますと、新函館農協サイドと検討したけれども、農協サイドでは直営店ではないので、再開するという返事はもらえなかったというような趣旨であります。加えて余計なこと言ったなと思いますけども、菅原さん、あんたの息子さんにでもやらしたらどうですかという提案までいただきましたよ。そういう話じゃないんですよ町長。直営店でないのは100も承知です。200もわかっているんです。現在、閉店された店長が個人の責任で農協から建物を借りて経営しているということなんです。これ何で問題がこれほど大きくなっているかといいますと、海岸方面の遠い地域に住んでいる方からだけではなくて、町のど真ん中に住んでいる高齢者の方からも不便になったっていう声が出されているんです。それはわかりやすい例で申し上げますが、10キロの米を買うと、あるいは5キロの米を2袋買うと。これもう持ってこれませんって言うんです。その時にそのほかの買物も含めて宅配してくれるんですよと、届けてくれるんですよと店長が、これが出来なくなるっていうのは辛いついていうんですよ。そのほかにも、なぜコープせたなが便利だったのかということについても、縷々理由がございますが、これはここで申し上げることは避けさせていただきます。町長には既に申し上げておりますので。それでこういう問題は瀬棚区だけでなく、大成区においてもしかり、また北檜山区においても遠方地、高齢者いらっしゃるわけですから北檜山区においてもしかり、全町的な基本政策の問題として対処される必要があるというのが私の問題提起なんです。何か町長は既存の政策を利用すれば、それで現状クリアできるみたいな話をしてみましたけども、そういう問題では私はないと思います。横山議員も取上げておりましたが高齢化率すごいんです。横山議員は町全体の高齢化率が47.2%というふうにお

っしゃっておりました。そのとおりの数字であります、区別に申し上げますと北檜山区は42.3%であります、瀬棚区が50.2%、区全体が限界集落になってるんです。それでは大成区はどうか、60.3%です。こういう現状を踏まえたときに買物支援を町が政策的に打ち出していくということが非常に大事だということを申し上げたいと思います。今回、幸いにいたしまして、これは昨日、新聞折り込みチラシがございましたが、北檜山区のコンビニ経営者が、東ハイヤー側と協力をいたしまして、水曜日と日曜日ごとに配達を毎週行うという案内チラシが入りました。さすが民間の知恵、責任、発想でありがたい方策を打ち出してくれたなと感謝しているところであります。それで町長、こういうことも書いてあるんですその中に、配達料金は1箱につき300円となります。これは売る側としては当然の提案でしょう。それで私は町長の誠意を示していただくために、せめて町としては、この1泊につき300円の消費者負担、これを制度的に助成するという政策に踏み切っていただきたいと思うんです。多分町長が、いやあそこだけ特化してやるわけにはいかないと、不公平になるかなというようなことをおっしゃるだろうと思うんです。私は、そういう政策を他の地域にも見合った形で、噛み合った形で展開していったらいいだろうと思うんです。その走りとして、まず民間事業者の発送に1箱につき300円の経費を助成するという形で、町も政策的に同調していくということをおやりになってはいかがかということをご提案申し上げておきたいと思う次第であります。

次に無料通院バスの問題について申し上げておきたいと思うんです。私は無料通院バスというのは、ぜひ範囲を拡大して町の一貫した政策として継続していただきたいと思います。やはり高齢者にとっては通院問題っていうのは、日々生活をしていく上での最低限の命綱なんです。今回は項目として取上げておりませんが、ハイヤーチケット補助金の問題、これについても触れておきたいと思うんです。町長は道がやるまでは、せとなはやらないという趣旨の答弁を基本として2回繰り返しました。2回の一般質問で2度繰り返しました。私その返事を瀬棚区のその当の高齢者にお返しをしました。町長は理解しませんと、道がやるまでは町で独自にやるということは返事はもらえませんでした。大変申し訳ありませんというふうに申し上げましたところ、どういふ答えになったか、町長よく聞いておいてくださいよ。その方は、早ければ3月、遅くても5月頃なんでしょうね、せとな町を引き払って娘さんのところに行くそうです。こういう状態がまず現実の問題として瀬棚区で1人出てきてるわけです。私は、我が町の高齢者に対する支援策としては大変不足しているものがあるなということを感じました。もう一つ例を出しておきます。これは北檜山区の高齢者の例であります。今高齢者の事故防止のために免許証の返上問題が非常に大きな問題になっております。それでその方も80代の方でありますけれども、いろいろ考えて昨年、免許証を自主返納したそうであります。ところが町長、これはある公営住宅の2階に住んでる方なんです、運転免許証を返した途端、膝が悪くなったっていうんです。独居の方です。階段の昇り降りも不便だと。それで私は実は今議会でハイヤー代チケット出すように取上げてるんですよという説明しました。大変ありがたいと。ぜひそれはやってほしいという声がありました。これはデマンドバス運行していない地域の方です。町内のバス停留所に行くこと自体が大変な方です。これはその方1人だけの問題ではないと思います。多かれ少なかれ共通した問

題になってるわけですから、そういうことも視野に入れて無料バスの全町的拡大、継続的な運行は最小限のライフラインの問題として少し手をつけるということをご返事いただきたいと思いません。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず1点目の再質問でございますが、これは私の経験をお話をさせていただきましたけれども、これは一つの例としてこういうこともございましたという紹介をしたまのでございますので、せたなをそうするというだけではございませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。菅原議員も、このたび北檜山区のスーパーが出した配達の手話をしておりましたが、こうして地域のスーパーがカバーしていただけるということにつきましては大変心強く思っておりますし、こうしたことをチャンスと捉えて積極的にこういった考え方で事業の拡大をされるという方もやはり出てくるというふうに思います。他の地域でございますが、やはりお店がなくなったことによって買物支援のために商品を積んだバスですね、こういったものを新たに運転するというのも出てきておりますので、そういった様々な民間での取り組みに期待をしたいというふうに思っております。一方で、これも先ほど申し上げましたが足の確保という面でデマンドバスであるとか、そういった公共交通の充実、区域の拡大ということもしっかり考えていかなければならないなというふうに思います。そういった様々なツールを使いながら、今後も買物弱者の利便性の向上ということに努めていきたいというふうに思っております。

それと無料通院バスのお話でございますが、これも今までもこの質問をいただいております、これまでの答弁と同じというふうになります。患者バスの運行の継続、それからデマンドバスの運行地域の拡大などをしっかり全町カバーしたあとに、そういった部分について財政状況等も考えながら検討をするということで、これまでの答弁のとおりでございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長また私も答弁漏れで指摘されるの嫌ですので、民間の業者に対する助成を検討してはいかがかということに関しての考え方がするのもしないのか、まだないのかそれは明確に答えてください。

○町長（高橋貞光君） これは答弁いたしましたように、そうした民間のお店の動向、また町のそうした足の確保という全体的なことをまず整理を先にさせていただいて、そのあと検討するというふうになるかと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を行います。順位前後いたしますが、まず町長、外国の例の話これ取り消したらどうですか。正式に答弁したんです議員の一般質問に対して。適格性を欠いてるわけだから明らかに間違った主張を展開されているわけですから、せたな町で導入することではないんだと、ないのであればそもそも答弁する必要がないわけです。必要ない話をしたわけですから取り消したらどうですか。とてもこういうことを私ども議会人として黙って拝聴するわけには断じてまいらないということをお願いしておきたいと思うんです。これは議長取り

消させてくださいよ。それでなぜそういう発想が出てくるかということなんです。結局、町長は現状の高齢者の深刻な実態ということについて極めて軽視してるんです。そこに私は問題があると思います。現場深刻なんです。一人一人の状況を聞いてみると、とても会話できないような深刻な具体例というのはたくさん私ども知っております。ところが町長は、いや町にいろいろな制度あるんだからそれを利用すればいいじゃないかと。現状うまくいってんだみたいな感覚でいらっしゃるわけです。そこをきちんと現実に基づいたリアルな認識をなさって、的確な政策を打ち出したらどうかというのが議会側の一般質問の目的なんです。内容なんです。そこに噛み合った答弁をぜひなさっていただきたいと思います。そのためにも便利な地域に引っ越せと、外国の例を持ち出した答弁については、これは率直に取り消していただくように重ねて申し上げておく次第であります。

それから300円の問題、これは私言ったとおり町長とうとうやるって言いませんでした。そういうところに高橋町政の限界があるんです。いろいろな言い方していろいろな理屈をつけて、結局、現実的な対応策を未来永劫にやらない方向にどんどんどんどん引っ張っていくと。これ町長ダメです。私はそういう町政は改めてもらいたいと。それで地方自治法について取上げておきたいと思うんですが、地方自治法の第2条第14項では、これは先ほども申し上げたことなんですが、地方公共団体は、事務処理に処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともにこう書いてあるんです。要するに地方自治の目的は、究極的には住民福祉の向上なんです。だから戦後の地方自治体というのは、大切にされ守り育てられてきてるんです。ところが地方自治の本旨に基づいた行政展開は私はぜひやっていただきたいと思います。そういたしますと1箱につき300円、これは消費者が負担増になるわけですから、そのところをまずカバーする政策を速やかに打ち出して、これ予算幾らもかからないと思いますよ年間予算にしましても、打ち出したらどうですか。その場合に瀬棚区民だけ支援するのは不合理だという声が必ず出てくるわけですから、その時には他の地区、他の地域にも、それぞれの状況に見合った形の何らかの支援策を打ち出して全体に広げていくと、こういう発想になるべきだと私は考えているんです。

以上について再々質問をいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長3回目でございますので、整理して弱者に対する対策と交通に対する対策についてお願いします。

○町長（高橋貞光君） まず私の発言の取消しの部分であります。これは一つの例として申し上げただけで、こういうふうに進めていきたいということではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。私は小さい時から町長になるまで、残念ながらお店のない地域に長いこと住んでおりました。町が福祉の向上に努めるというのはこれは当然のことでございます。旧町におきまして、新町におきまして、そういうことで町政を運営してきたところでございます。今回の議員のお話というのは聞かせていただいてよくわかりました。議員の話としてそれは受け止めておかせていただきたいというふうに思います。いずれにしましても、これからは福祉の向上という部分については、しっかり努めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時13分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 4問目の質問に入ります前に一言、町長に申し上げておきます。議員の一般質問に対する答弁は井戸端会議の話ではないんです。質問に対する答弁ということなんです。不便な地域から便利な地域に引っ越しする話は質問に対する答弁として行ったわけですから、私は取り消すか、これは間違いだったということを認めるか2択の問題だと思います。それ以上頑張るとなれば町長としての適格性を欠く発言だということをしちんと指摘しておきます。

それでは第4問目を行います。せたな雅荘の再開について町長に伺います。

①せたな雅荘ときたひやま荘の直近の入所者数を伺います。

②せたな雅荘の再開案内はされたのでしょうか。新規の申し込み手続きは、どのようになっているのか伺います。

③再開に要する改修費は誰が負担するのか、改修内容と積算金額を含めて伺います。

④今年度の雅荘運営事業助成金5,600万円の積算根拠をお示してください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 4問目の1点目のご質問にお答えをいたします。

特別養護老人ホームの入所者数については、各施設より毎月、保健福祉課へ報告をいただいております。2月末現在でせたな雅荘が19名、きたひやま荘が36名となっております。

2点目のせたな雅荘の再開案内についてであります。法人のホームページにおいて施設の概要や入所手続きなどの情報はお知らせしておりますが、例えば町内にチラシを配布し再開のお知らせや入所募集をするということについてはしておりません。また新規申し込みについては、今までと同様であります。家族からまたはケアマネージャーや病院の相談員を通じて施設へ申し込みされるケースがほとんどであります。

3点目の再開に要する改修費についてであります。積算金額は現在のところ約1,500万円程度であり、備品購入なども含めると約2,300万円程度の費用となります。これは雄心会において負担していただくことになっております。改修内容について主なものであります。高圧設備工事や給湯ボイラー修繕、機械設備試験点検調整などです。

4点目の助成金の積算根拠についてであります。これもこれまで議会で説明してまいりました。要望書の収支計画に基づき令和5年度においては5,600万円、5カ年で1億2,500万円の助成が再開の条件で合意しております。債務負担行為による議会の議決もいただいております。ところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。まず1点目であります。町長これどうなってるんですか。雅荘19人すごく増えたなと思います。じゃ同じ経営者が経営をしているきたひやま荘50人の定員に対して36人、14の空きがあるんです。トータルで55人ですから、再開以前から見て絶対数で5人しか増えていないわけです。これ町長どう解釈すればいいんですか。私はよく理解できないんです。それからホームページで宣伝しているということでありました。しかしホームページを見ている町民や該当者の方もいらっしゃるかもしれませんが、圧倒的な方は見ていないと推測されます。それで雅荘が再開したんですかっていう声を私が直接質問を受けることもあるんです。何でこれ一般の方にも知らせないんですか。何でホームページ止まりなんですか。であるにもかかわらず19人の方が入っている。これは結局、内部の移動だと思うんです私はね。町長違いますか。きたひやま荘一方減ってるわけですから。私が雅荘再開を申し上げたのは、地域需要があって4年前に閉鎖する状況のときには、皆さんそれぞれ大変喜んで新しい環境の中で快適な生活を送っておられた。それを事実上、本人の意思に反して移動させる、撤退をさせる、退所をさせるという働きがあったわけです。だから私は再開を一貫して強調してきたんですが、どうもその後の展開についてちょっと様子が違うなという気がしてなりません。そここのところを正確に目配り、気配り、見定めをしていただく必要が私は行政側にもあるのではないのかなと思っている次第であります。

次に改修費についてわかりました。これ雄心会持ちってということですね。あとでまた誤解を与えましたという答弁はないでしょうね。町からは持ち出さないんだということでもいいですね。確認を求めておきます。

それから4点目なんですが、これは債務負担行為なので出しますという答弁なんです、計画どおりやりますと。私はやっぱりこの債務負担行為ってというのは政策的に無理があったと思います。なぜかっていうと道理がないんです。一貫して言うておりますように、出た赤字に対して、その分をその範囲で補うということであるならば政策的にありうるでしょう。しかしその場合には、他の介護サービス事業所についても同じ扱いをすべきなんです。これが町としての公平公正な行政の在り方なんです。ところが雄心会に対しては、雅荘の収支がどんな数字であろうとも、とにかく5,600万円を出すんだというこういう牢固とした考え方を改めようとされない。これは行政の公平性、妥当性を欠く態度だと思います。一体何があったんですか雄心会側と。私は一貫して介護事業持続化基金の導入を提唱しておりますが、これは全ての介護サービス事業所と介護従事者を公平に扱う統一的な政策方針基金として提案しているものであります。この部分に対する回答はいまだにございませぬけれども、このアンバランスをどうするんですか。私はここをきちんと政策的に提示していただくことが、今行政にとって必要不可欠なアクションだというふうに思っております。必要な時に入所できて快適に老後送れること。全ての町民、高齢者の幸せを視점에据えた政策の推進を強く求めたいと思います。

再質問を終わります。

議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。11月1日、雄心会の努力によりまして予定より

前倒しで再開ということになりました。町民の皆さん大変喜んでいらっしゃるところでございます。私としても約束を果たすことができうれしく思っております。1日も早い再開に頑張ってくださいました関係の皆さん方に感謝を申し上げる次第でございます。現状の入所者数を申し上げました。いつでも必要な方が入っていただける状況ということになっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから2つ目でございますが、この開所をするにあたりまして修繕費、これは今回は雄心会で持っていただけるということのお話をさせていただきました。これにつきましては雅荘の収支計画書の中で、休止中のせちな雅荘の建物及び設備等が正常に稼働すること、これが前提となっております。これは両方で確認をしておりますし議会にも報告しているところでございます。修繕が必要な場合には別途協議するということになっておりますが、協議した結果こうして雄心会のほうで持っていただけるということになったところでございます。これも大変ありがたいことであります。

それから3つ目、5,600万の関係でございますが、これらにつきましては何度も説明しているとおり、この債務負担行為が再開の条件でありました。これにつきましては議員の皆さん方の議会のご理解もいただきまして議決をいただいているところでございます。菅原議員も賛成をいただいたということを記憶してございます。そういうことでご理解をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長2点目のPR、町も関わってPRすべきじゃないのかということについても答弁願います。

○町長（高橋貞光君） これは誰でも入るという施設ではございません。先ほど説明しましたとおり必要な方につきましては家族から、またケアマネジャーや病院の相談員を通じて申込みがされるという、これまでのケースと全く同じでございます。何も変わっておりませんのでそういうことで今は進めさせていただいております。11月1日オープンということについては町のほうからはお知らせいたしませんでしたが、しかし今は既にほぼ周知されているというふうに思っておりますので、様々な段階で必要な方につきましてはいつでも入れれると、ご相談いただいたときには、そういったことで周知をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再々質問を行います。町長、考えてみてください。昨年3,000数百万です。今年は5,600万ですか。非常に多額の予算を投入して実際に新しく入所した入所者のトータルは何人になりますか。現時点で計算しても僅か5人だけです。昨年11月から今年度でやや1年半と計算してもいいでしょうが、結局、現状5人と、最小限の費用で最大の効果を上げるという地方自治の目的から見ていかなるものですか。私は非常に気になるのは雄心会との話を始めるときの状況なんです、議会に対してどういうふうに言いましたか。再開の秘策があるってことを町長おっしゃったんです。秘策の秘というのは秘密の秘なんです。高橋町長らしいなと思います。元来、議会も町民にも政策オープンにして町政と議会一体の中で困難を打開するというのが町政の在り方なんです。秘策だ。議会には内緒です。教えませんと。そうい

うやり方の上で1億2,000万なんなんとする債務負担行為を行ったわけですが、現実こういう矛盾が出てきてるんです。それで私が一貫して問題にしておりますのは、雄心会側が宣伝しないのであれば、町広報でもいいから再開されましたという事実を町民に知らせたらいいんじゃないですか。知らない人がいるっていうことなんです。しかもそれは入所対象者だけに知らせればいいということではないんです。入所対象者ではなくても広く町民がそうした情報を共有することによって、高度な利活用が可能になっていくそういう性格の問題として存在してるわけです。ここにしっかり視点を据えて対応を求めたいと私は思います。それで町長、費用対効果というのが今回の私の一般質問に臨む各質問の共通テーマなんです、無駄なことをやっていますよね。1億数千万かけるのであれば恵福会を撤退させなくても済んだのではないかと。これは過去にも提案してる問題なんです。当初の町長の対応は、雅荘の問題は恵福会の問題だからあんたら頑張ったらいいじゃないかという態度をとったんです。それで当時の理事長がすっかりブチ切れちゃって、当時私が議長やっていたときに何とか応援頼みたいということで議会が係わっていったという経過なんです。議会の質問に対してもそれは恵福会の問題だと最大町が関わったとしても、テーブルを作るだけの話だと。そういうのきなことを言っていたのに、今度は状況が変わりますと1億数千万のこれは運営事業補助金という名目の提供の仕方をする。再開しないよりは、したほうがいいので私も賛成しておりますが、最初から問題提起してるんです。最初から問題言ってるんです。債務負担行為の在り方として違法ではないのかという提起をしております。それは答弁一貫して大丈夫だと。道の市町村係のどこかに聞いたら大丈夫だって言いましたって、答弁にならないような答弁しかできていないんです。私はこれは未だに問題があるというふうに見ております。しかも明らかにこれだけの赤字が出たんだという上に立っての補助金ということであるならばわかりますが、赤字が出ようが出まいが5年間にわたって1億2,000万の運営補助金を出すということになりますと、これは地方自治体の補助金の在り方としては大変問題が残る在り方だということを申し上げておきたいと思うんです。それで先ほど答弁漏れだということを指摘しようと思いましたが再々質問で行うことにします。介護事業持続化基金構想、これについて町長どうですか。これを導入して町内の介護サービス事業者全体に対する公平公正な行政を展開なさったらいいと思うんです。私が心配しますのは、単にきたひやま荘や雅荘だけが経営危機に遭っているということではないわけでありまして。平成27年の制度改定以来、それぞれの事業所がそれぞれなりの悪影響を受けている。これは共通の問題なんです。それから介護従事者、この処遇改善と従事者の確保の問題、これは大変大きな今後も解決困難な課題として提起されているんです。これに対して行政側がどういう政策、どういう支援の手を差し伸べるか。ここはあんたらの自己責任だよ。それは商売やってるものの当然の解決すべき課題だということで逃げ切れない行政上の責任に属する問題だと私は思います。この点について再答弁なさっておりませんが、ぜひ正確なご答弁をされますように要請して再々質問を終わります。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、再開の事実の公表についての考えと介護基金導入に対する考え方を明確にご答弁ください。

○町長（高橋貞光君） 再開の関係であります、随分経過しておりますので、今後この施設の紹介なども含めながら、関連記事の中で再開していますよということをお伝えさせていただきたいというふうに思います。

それから入所の関係でございますが、この種の施設、たった5人しか増えてないじゃないかというような話でございましたが、実は今月末19人の中には既に退所された方もおります。新規に入られた方がおります。これはきたひやま荘におきましても同様の動きでございます。それぞれ申し上げますと、雅荘については退所された方、亡くなって退所されたという方が1名、新規が7名ということで現在19名でございます。きたひやま荘につきましては、退所された方につきましては31名になっております。入所された方が18名ということで計36名というふうになってます。大成長生園につきましても23名の方が退所で19名が入所ということで46名という状況です。いずれにしましても退所、入所が頻繁に繰り返されるという施設特有の状況でございますので、こういったことで今の状況としては、必要な方には入所していただける状況が保たれているという非常に好ましい状況だというふうに判断をしております。それからこれは議員も賛成いただいて再開に漕ぎ着けたということで、これはご理解いただいているというふうに思いますが、前の法人に同じように支援をしていけば、そのままいけたんではないかというご指摘がございました。しかし前の法人につきましては、これは人材確保が困難ということで資金繰りと関係ない原因がございました。そこで新しい法人に事業譲渡して再開ということになったところでございます。非常によかったなというふうに感じております。補助金の関係につきましては、これが条件、この補助金が条件で再開をするかしないかという判断に迫られたところでございます。これにつきましては、議会とも相談をしながら債務負担行為の議決をいただいたということは、これは議会としてご理解をいただいたということでございますので、いろいろ議員の思いはありましようけども、これは議会の判断でございますから、それはそのように受け止めていただければよろしいのではないかとこのように考えているところでございます。いずれにしましても、これからも末永くこうした福祉施設の維持等につきましては、しっかり対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長最後また答弁漏れがありますので、介護基金導入についてあるかないかも含めて見解が示めされれば、介護の基金導入による事業の展開というのはどう考えてますかということです。

○町長（高橋貞光君） 失礼しました。それは通告外でございましたので、これは答弁を差し控えさせていただきましたが、今の段階で答弁申し上げることになりますと、これは前にも答弁させていただいた通りということをしかがいませぬ。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 前に答弁したとおりのというのが、前というのはいつの話ですか。それから答弁したとおりにいう、その答弁の中身は何ですか、はっきりさせてください。

議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今のところ考えていないということでございます。

○議長（真柄克紀君）　以上で菅原義幸議員の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（真柄克紀君）　これにて本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。

予算審査特別委員会が終了するまで休会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞様でした。

閉会　午後２時４３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年4月24日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 熊 野 主 税

署名議員 道 高 勉